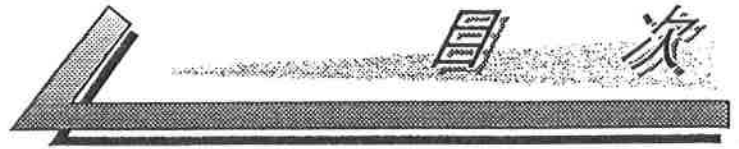


「情報のみなとづくり」

長崎市案内・誘導サイン整備基本計画

長崎市都市景観課
平成7年3月



序章 背景と目的	1
序-1. 背景と目的	1
序-2. 計画の視点	2
Ⅰ章 計画の範囲と構成	3
Ⅰ-1. 本計画の範囲	3
Ⅰ-2. 本計画の構成	4
Ⅱ章 長崎市の都市特性とサインの現状	5
Ⅱ-1. 長崎市の都市特性	5
Ⅱ-2. サインの現状	10
Ⅲ章 基本方針	18
Ⅲ-1. 課題の整理	18
Ⅲ-2. 都市案内・誘導サイン計画の基本方針	19
Ⅳ章 長崎市都市案内・誘導サインのシステム	20
Ⅳ-1. 誘導案内システム	20
Ⅳ-2. 情報発信システム	26
Ⅳ-3. デザインシステム	53
Ⅴ章 実現化への課題	65
Ⅴ-1. サイン整備の手順	65
Ⅴ-2. 既設サインへの対応	68
Ⅴ-3. 他の媒体との連携	70
Ⅵ章 モデルプラン	71
Ⅵ-1. 配置プラン	71
Ⅵ-2. デザインプラン	103
参考資料	113
1. 他都市サイン整備状況調査表	113
2. 長崎市都市サイン推進協議会、幹事会まとめ	130

序章 背景と目的

序一 1. 背景と目的

長崎は、古くから活発な海外との交流を通し高い文化性を備えた活力あるまちを形成してきた。こうした長崎ならではの歴史を踏まえ、現在「ゆたかな新しい長崎の創造」を将来テーマに据え、多彩な日常生活や観光等の活動による人と人とのふれあいのある魅力あるまちづくりを推進しているところである。

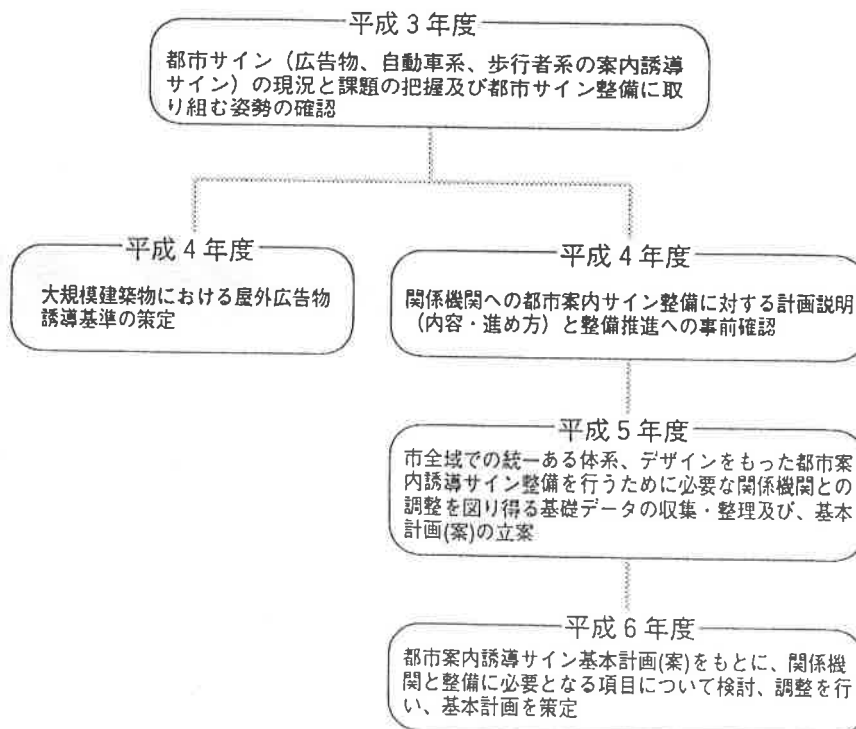
このようなまちづくりを進めるにあたって、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成を目指し、「長崎都市景観条例」を策定し、市民はもとより観光者にも快適な環境が実感できる総合的な取り組みを実践してきているところである。

長崎のまちは、起伏と変化に富んだ自然地形によって表情豊かな景観をもつ反面、市街地の配置や交通体系は複雑なものとなり、都市の構成としてはわかりづらい面がある。

都市景観の魅力を高めていくためには、市民、来訪者にとってわかりやすく快適に行動できる環境づくりが重要であり、都市サイン整備の必要性が高まってきた。そのため長崎市では、平成3年度より都市サイン整備の総合的取り組みを開始し、まず現況調査を行ないその後継続して必要な計画の立案、関係機関との調整を進めてきた。

本計画では、案内誘導サインを対象に市域を整備単位として、全体の方向性をもったサイン整備に必要な計画を国、県、市、民間など関係機関との協議を経て取りまとめるものである。

■ 都市サインに関する取り組み



序一 2. 計画の視点

都市案内・誘導サインは、都市景観形成の一環をなし、また魅力ある都市空間づくりの一役を担うものでなければならない。長崎のまちは、歴史ある都市の系譜に見合った風格、格調をもった都市景観に至るところに有する美しい表情をもっており、いたずらに都市案内・誘導サインの整備を行なうことはこれまで培ってきた長崎のまちな個性を失うことになりかねない。

そのため、これからの都市案内・誘導サイン整備では、現在のまちな構造をつくる自然や歴史的建物、事物等を最大限に活用しながら極力数をおさえ、環境にマッチした形で整備していく必要がある。

また都市案内・誘導サイン整備は、その主体が多岐にまたがるため、行政の横断的な連携だけでなく責任ある窓口をもった体制を構築し、取り組みを図っていくべきである。

こうした立場に立って今後の都市サイン整備で留意していく点は以下のようにまとめられる。

まちを分かりやすくし、まちの魅力を引き出す

長崎市がまちの特徴としてもつ都市構造、景観構造を十分に読み取り、長崎のまちな骨格、要所をおさえたサインシステムを構成し、まちの特徴を顕在化できる都市サインとする。

信頼され、安心できるサイン

人々の行動パターンに応じて人の目が集まる場所、方向を決断する場所など行動心理に照らし合わせて、目的地までスムーズに責任もって誘導していくシステムをもった都市サインとする。

都市景観にとけ込むサイン

都市サインは、都市景観を補足する要素であり、まちにとけ込む質の高いデザインをもった都市サインとする。

多様な利用者ニーズに応えるサイン

都市サインを必要とする対象者は、市民、観光客から外国人、老人、子供まで幅広い層にわたり、それぞれの人々に理解、判断される内容をもった都市サインとする。

継続性をもって維持・管理されるサイン

道路や施設整備に伴う都市の変化、サインそのものの劣化などに対応し、的確な情報が伝えられるよう、継続性をもって情報の内容の更新、改修などの維持・管理を行なえるシステムをもった都市サインとする。

この論文は、日本の経済成長と産業構造の変化に関するものである。戦後、日本は高度経済成長を遂げ、先進国の一列に数えられた。この成長の背景には、政府の積極的な産業政策と企業の努力があった。特に、製造業の発展が顕著であり、輸出主導の成長モデルが特徴であった。この論文では、この成長モデルの持続可能性と今後の課題について考察する。

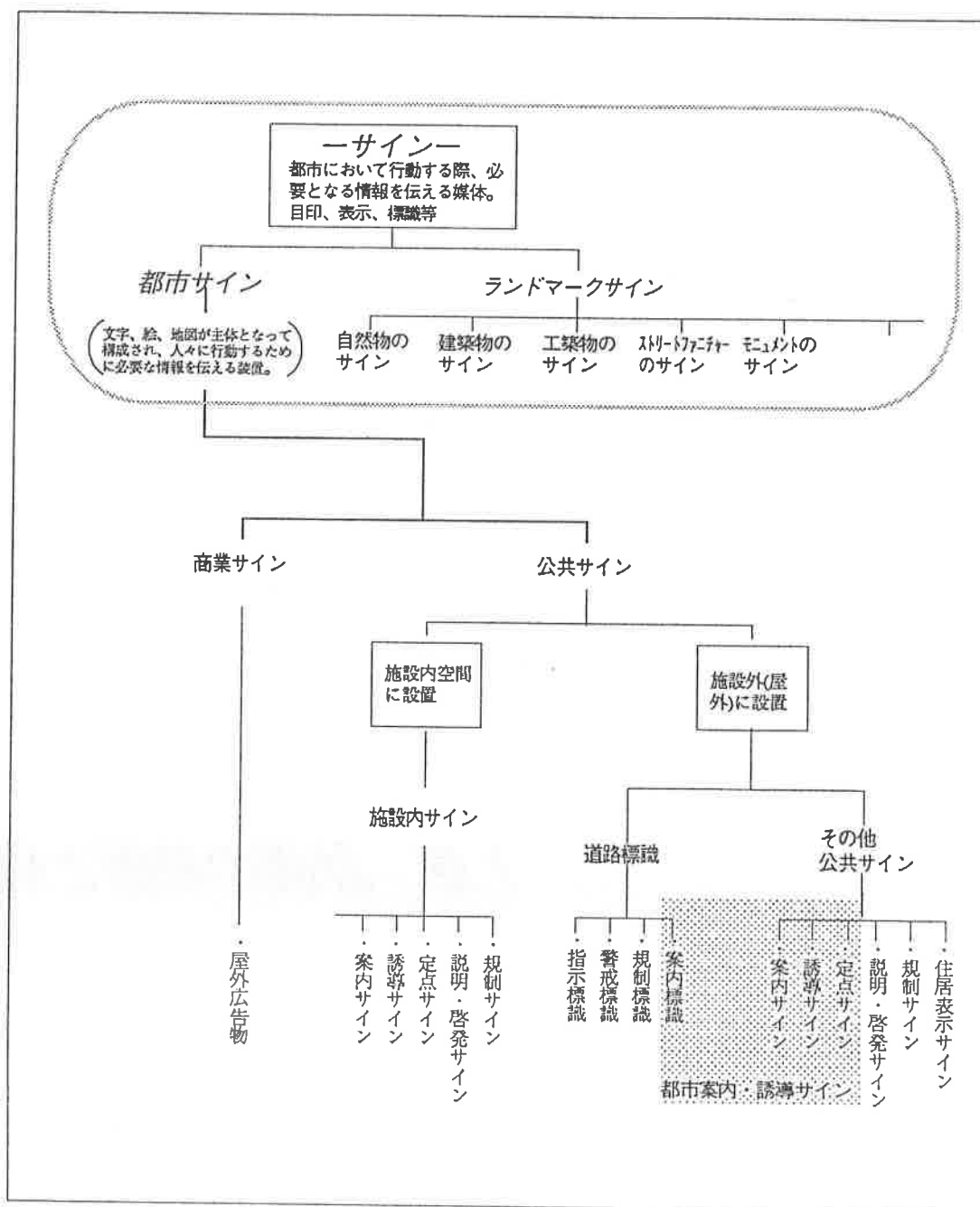


1章 計画の範囲と構成

1章 計画の範囲と構成

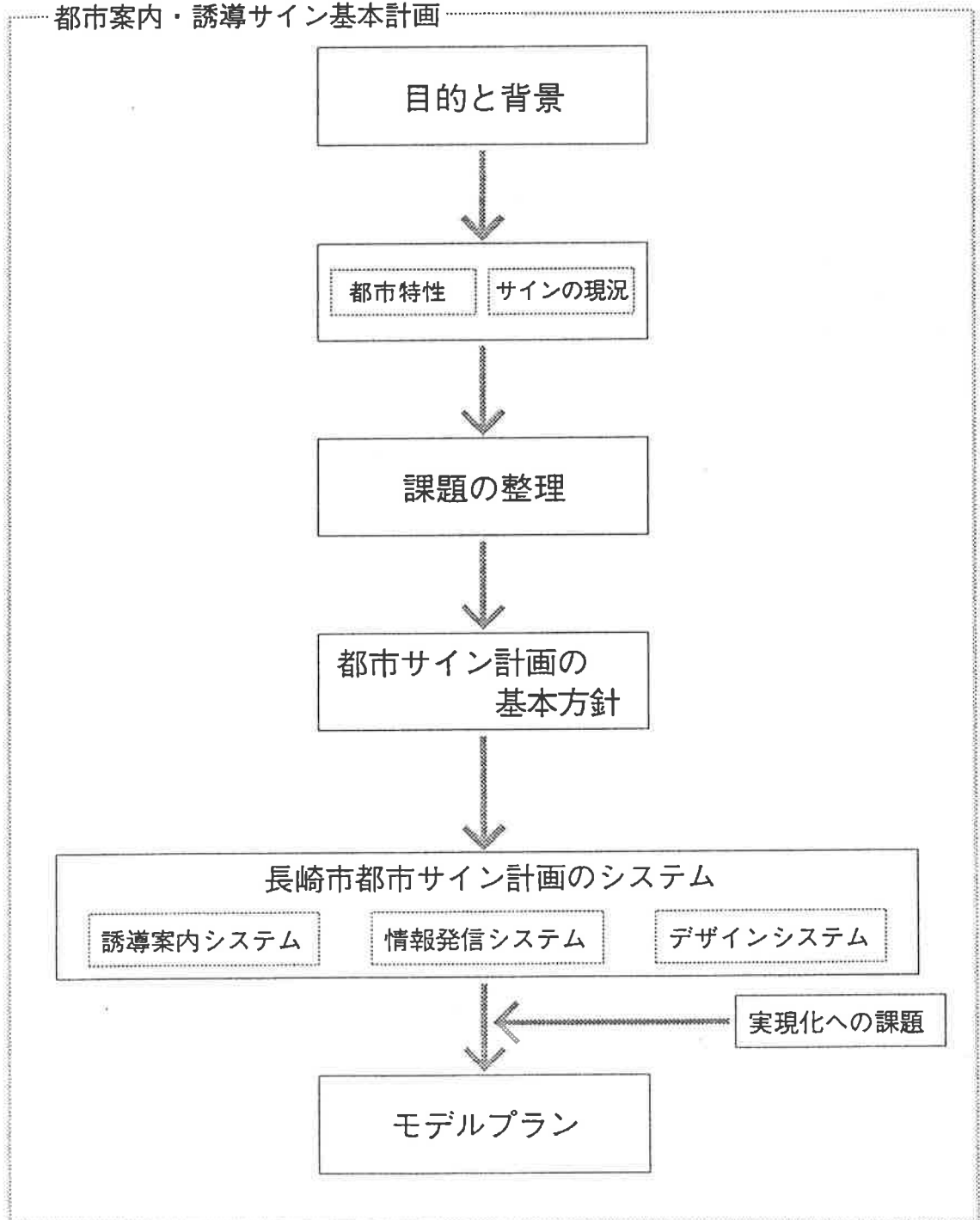
1-1. 本計画の範囲

都市サインは、都市空間において様々な情報を人々に提供し続ける。その中でも、人々が都市内で活動や移動を行っていくために最も必要とされるものとして、目的地へ人々を適切に導いていく案内サイン、誘導サイン、定点サインが挙げられる。本計画では、都市サインのうち体系的に都市内を案内・誘導するために必要な案内サイン、誘導サイン、定点サイン、及び道路標識を都市案内・誘導サインとして位置づけ、計画の対象としていく。



1-2. 本計画の構成

本都市サイン計画は以下のような流れに沿ってすすめていく。



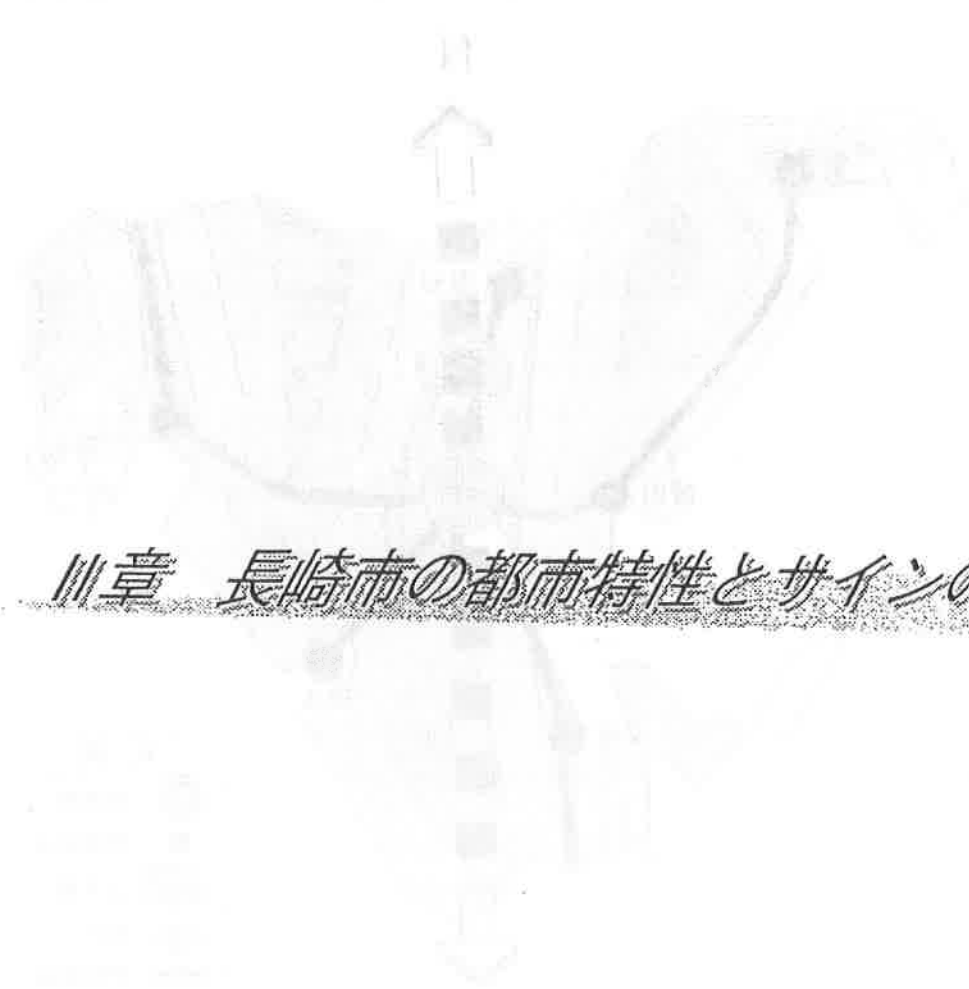
長崎市の都市特性とサインの現状

長崎市の都市特性とサインの現状

長崎市の都市特性とサインの現状

長崎市の都市特性とサインの現状

長崎市の都市特性とサインの現状



長崎市の都市特性とサインの現状

II章 長崎市の都市特性とサインの現状

本章では、サイン計画に関係すると思われる長崎市の都市構造、社会基盤等を都市特性としてまとめるとともに、長崎市におけるサインの現状を再度調査し問題点を抽出する。

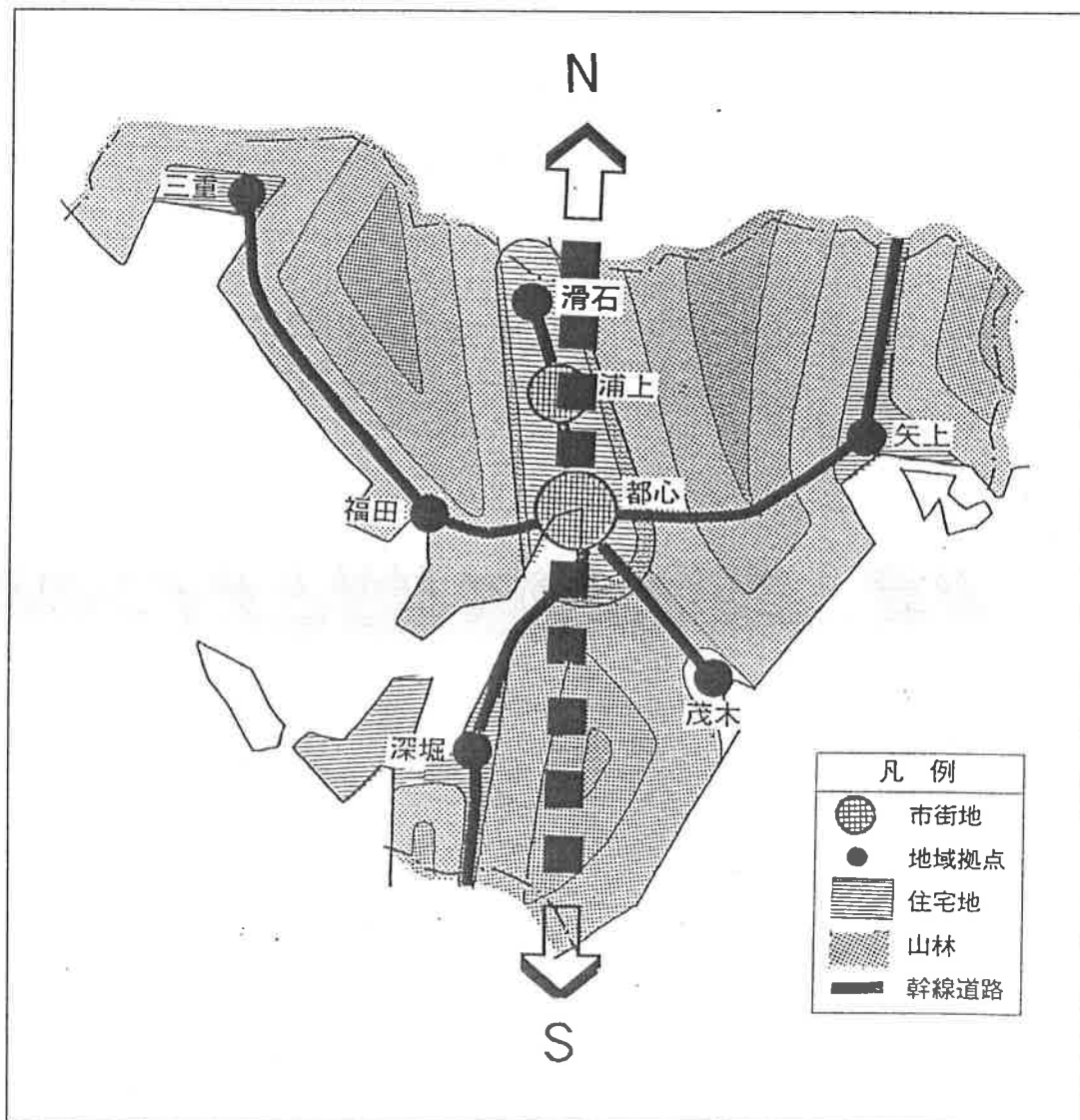
II-1. 長崎市の都市特性

(1)都市構造

長崎市の地形は、時津港から長崎港に至る南北の谷によって東西の山地に分けられ、連なる山々の間に中小河川やわずかな平地-低地がすり鉢状に展開している。このため、地形的な条件が市街地拡大の制約となり、古くより海岸部の埋立と山腹の斜面地の開発によって南北方向に帯状に連なる市街地を形成してきた。

中心市街地は長崎港を中心とする平坦地に展開、密集しており、機能集中が著しくその周辺斜面地に住宅が張り付くように広がり、斜面都市の様相を呈している。都心を核に放射状に伸びる幹線軸上に地域中心的な市街地が点在する。

■都市構造概念図



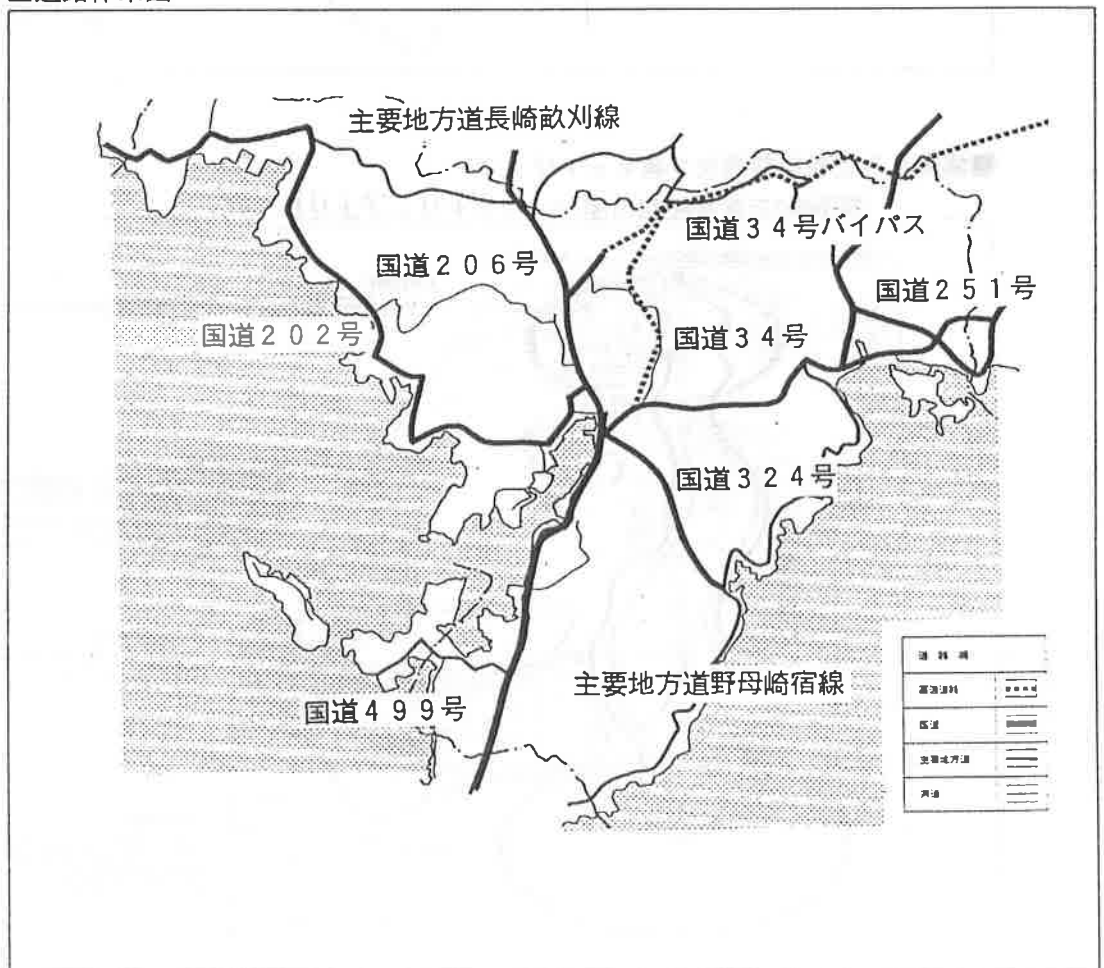
(2)交通体系

長崎市における交通体系は、道路網、鉄道ともに都心～浦上地区を核にして放射状形のネットワークを形成して東西の国道34号、202号と南北の国道206号、国道499号を道路骨格軸としている。JR長崎本線を含めて求心力を持つ放射状形のネットワークを形成し、幹線道路は、長崎～諫早～大村市を結ぶ国道34号、長崎市の南北を結ぶ国道206号、国道499号を基軸として一点集中型の放射状幹線網を形成し、国道34号バイパス、202号、251号、324号、主要地方道長崎畝刈線、県道長崎式見港線及び市道が樹枝状にネットワークされている。

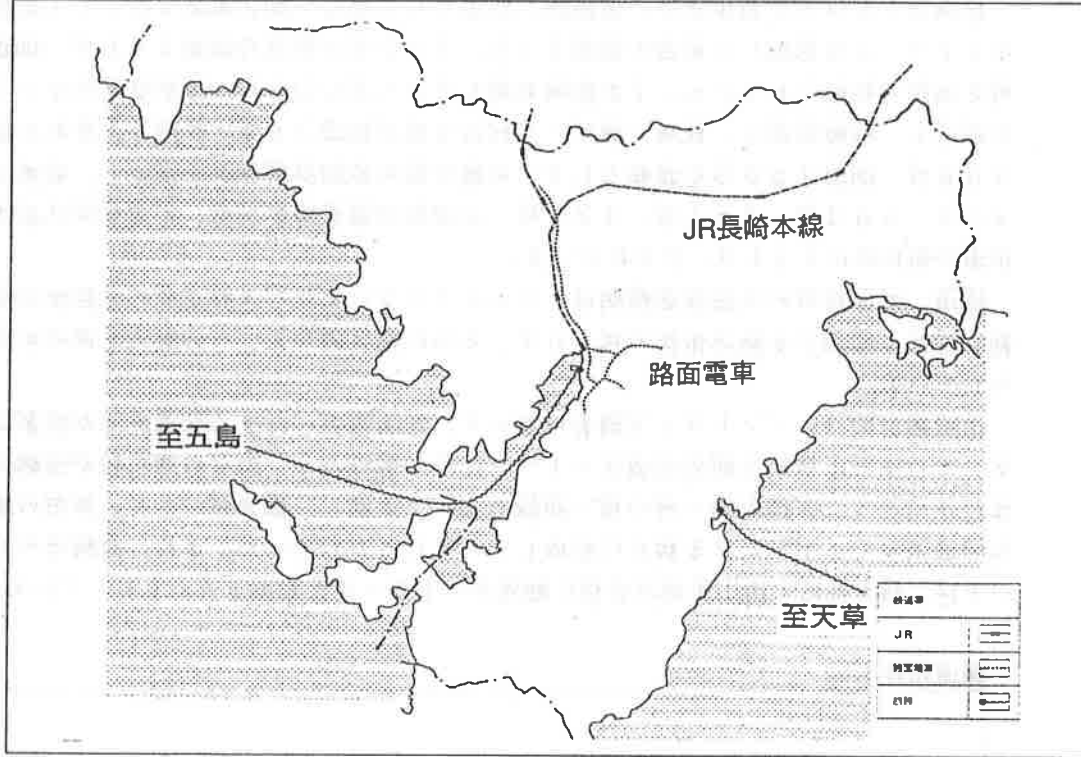
鉄道、路面電車の公共交通機関は、バスやタクシーに比べて輸送量の分担率は低いですが、都心地区と周辺とを結ぶ市民の足として、さらに観光都市としての魅力を高める役割を果たしている。

長崎都市圏パーソントリップ調査において、長崎観光に対する交通施策が提案されている。その中で広域的な観光交通ネットワークの必要性から、既存の南北軸が強調された現在の体系から、女神大橋～神の島～西彼のルート新しい観光軸にして、東西の軸を加えた回遊型のネットワークを新たに形成していくこととしている。また、長崎市中心部においては、浦上地区と南山手地区を核に観光ネットワークを形成することとしている。

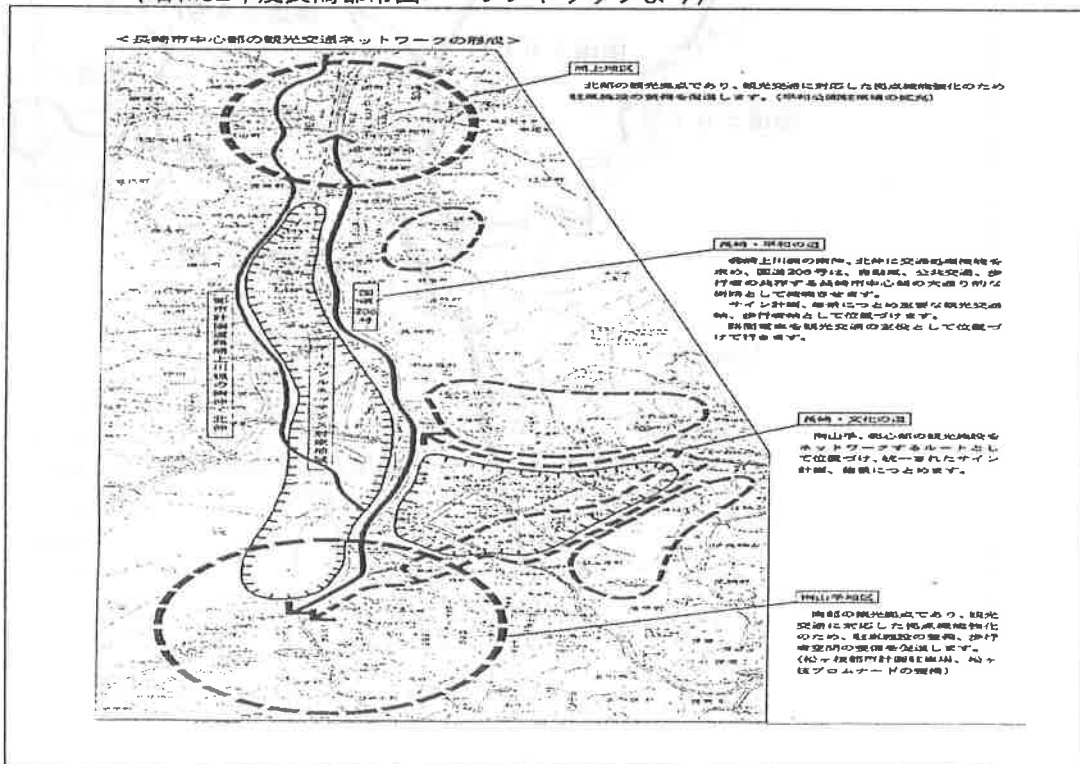
■道路体系図



■鉄道、路面電車、船舶航路図



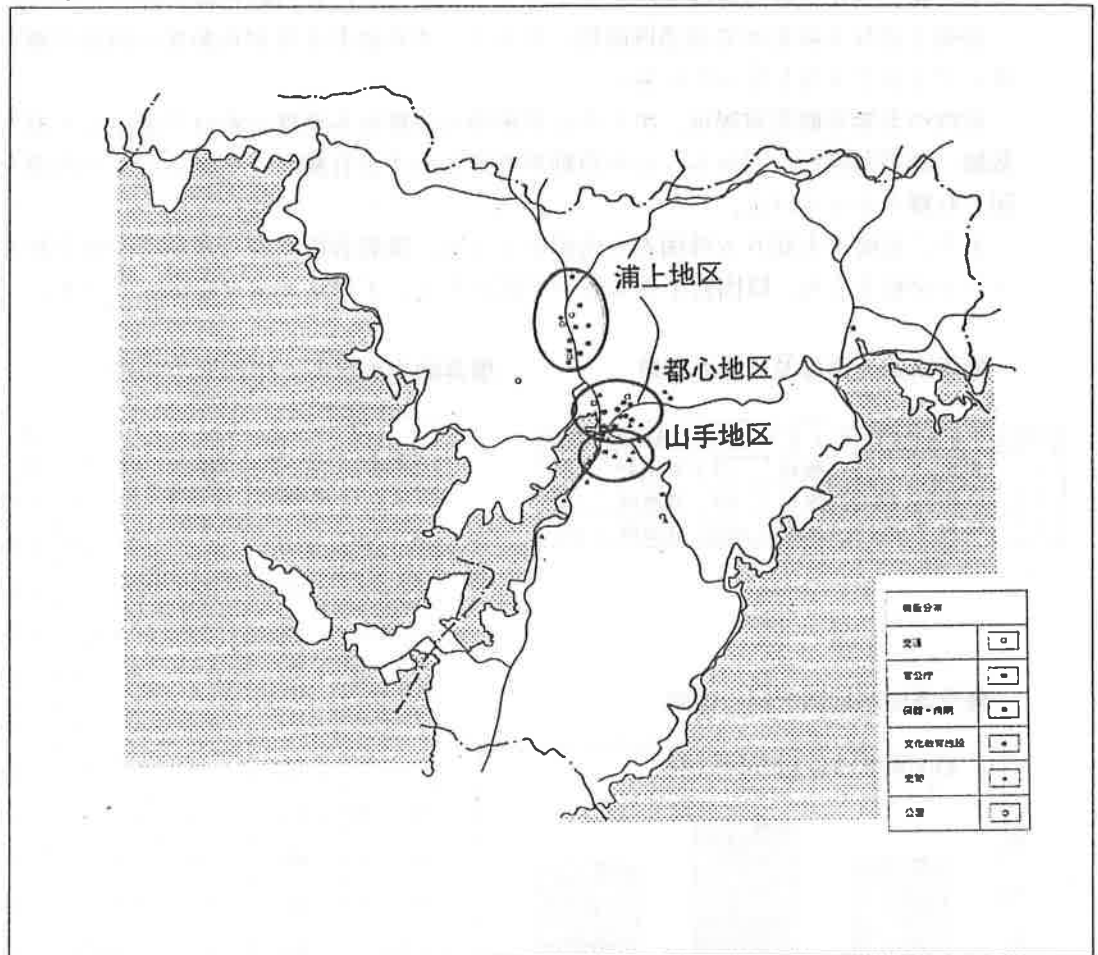
■提案された都市部観光交通ネットワーク
(昭和62年度長崎都市圏パーソントリップより)



(3)施設分布

長崎市の主要な公共公益施設や史跡など歴史的・文化的な観光資源の分布をみると、中心市街地内の幹線道路沿いに集中し、浦上地区、都心地区、山手地区の南北方向に点在している。

■主要施設分布図



(4)観光

長崎市は1571年開港以来、中国西欧その他の国々の多種多様な文化や科学が我国に輸入された唯一の外国文化導入の門戸として発展をとげ、市内にはグラバー園をはじめとし、異国情緒の香り豊かな数々の名所旧跡が散在し、歴史の街、ロマンの街として全国に知られている。

長崎市は、別府・阿蘇を結ぶ九州横断の広域観光ルート上にあり、雲仙・島原と一体となって全国的な集客力を持ち、554万人（平成3年）もの観光客が訪れている。

長崎を訪れる観光客を交通機関別にみると、その約60%が自動車の利用で最も多く、次いでJR25%となっている。

市内の主要な観光資源は、主に中心市街地の東部から南部にかけて集中しており、交通基盤、地形的制約などから、この自動車利用に対する行動パターンに対して円滑な行動が図られ難くなっている。

また、長崎市を訪れる外国人の内訳をみると、世界各国からの来訪者がみられるが、アメリカが約25%、韓国約15%次いで西ドイツ、イギリスなどとなっている。

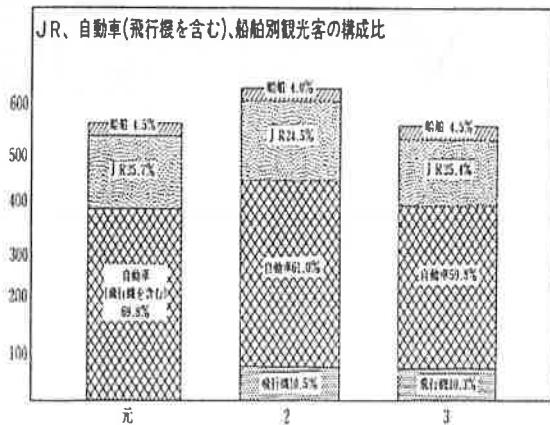
■年次別入市客及び観光客数

年次	入市客数	対前年比	観光客数	対前年比	観光客の消費額	対前年比
元	8,033,396	3.6	5,680,408	5.1	62,743,672	8.3
2	8,717,576	8.5	6,286,498	10.7	71,189,630	13.5
3	7,785,406	△10.7	5,539,901	△11.9	64,949,090	△8.8

■長崎市の外国人宿内容の国籍

平成2年			平成3年		
国籍	総数	構成比	国籍	総数	構成比
アメリカ	8,649人	27.8%	アメリカ	5,044人	23.9%
韓国	4,481	14.4	韓国	3,262	15.5
イギリス	2,151	6.9	西ドイツ	1,616	7.7
シンガポール	1,386	4.5	イギリス	1,331	6.3
中国	1,214	3.9	台湾	939	4.5
フランス	1,073	3.5	香港	860	4.1
フィリピン	1,033	3.3	中国	860	4.1
香港	1,019	3.3	オーストラリア	740	3.5
台湾	907	2.9	フランス	718	3.4
西ドイツ	858	2.8	オランダ	496	2.4
オーストラリア	837	2.7	シンガポール	397	1.9
ソビエト	673	2.2	ソビエト	364	1.7
スウェーデン	664	2.2	カナダ	352	1.7
カナダ	527	1.7	フィリピン	287	1.4
オランダ	402	1.3	タイ	266	1.3
その他	5,194	16.6	その他	3,492	16.6
—	31,068	100.0	—	21,024	100.0

■交通機関別観光客数の構成



11-2. サインの現状

(1)自動車系サインの現状

長崎市域内の幹線道路上に設置されている誘導案内を目的として設置されたサインについて調査を行った。

調査対象路線

（ 国道 34号
202号
206号
324号
499号

①整備状況

現在、長崎市内で案内誘導を目的として設置されている自動車系サインは、標識令に基づき道路管理者が設置を行う道路標識の中の目的地や通過地の方向、距離などを示した案内標識（108系）と、道路管理者以外が個別施設の誘導を目的として設置したサインの、大きく2つの種類がある。

●道路標識の状況（踏査）

- ・道路標識は、交通の安全確保を第一の目的としたもので、全国で統一された基準（標識令）に沿って道路附属物として整備されている。大きくは案内標識、規制標識、警戒標識に分けられ、道路利用者に目的地の方向距離を知らせるものが案内標識である。その中心となるものが108系であり、道路管理者により整備されている。
- ・道路案内標識（108系）では、施設や地点を表示し個別誘導を行うのではなく、標識令に沿って目標地として定められた知名度の高い地域を掲載し、移動の手掛かりとなる方面案内を行っている。
- ・道路標識は、国道、主要地方道、一般県道以上の道路を対象に整備されており、目標地として選定されている地名のみ掲出されている。
- ・長崎市域外では「長崎」が掲出され、市境で114系による地点表示が在り長崎市内に入ったことを知らせ、その後は都市部に近付くまでは「長崎市街」が掲出されている。都市部に入るとその道路延長上にある地名「野母崎」「茂木」「多良見」「諫早」などが表示されている。
- ・一部の道路案内標識（108系）には、目標地に設置されている地名以外の「グラバー園」「めがね橋」といった著名施設名が青地に白抜き青文字で並記されている。
- ・施設単体への誘導を行う著名地点表示（114系）の設置は、ほとんど行われていない。

（参考）



道路標識108系

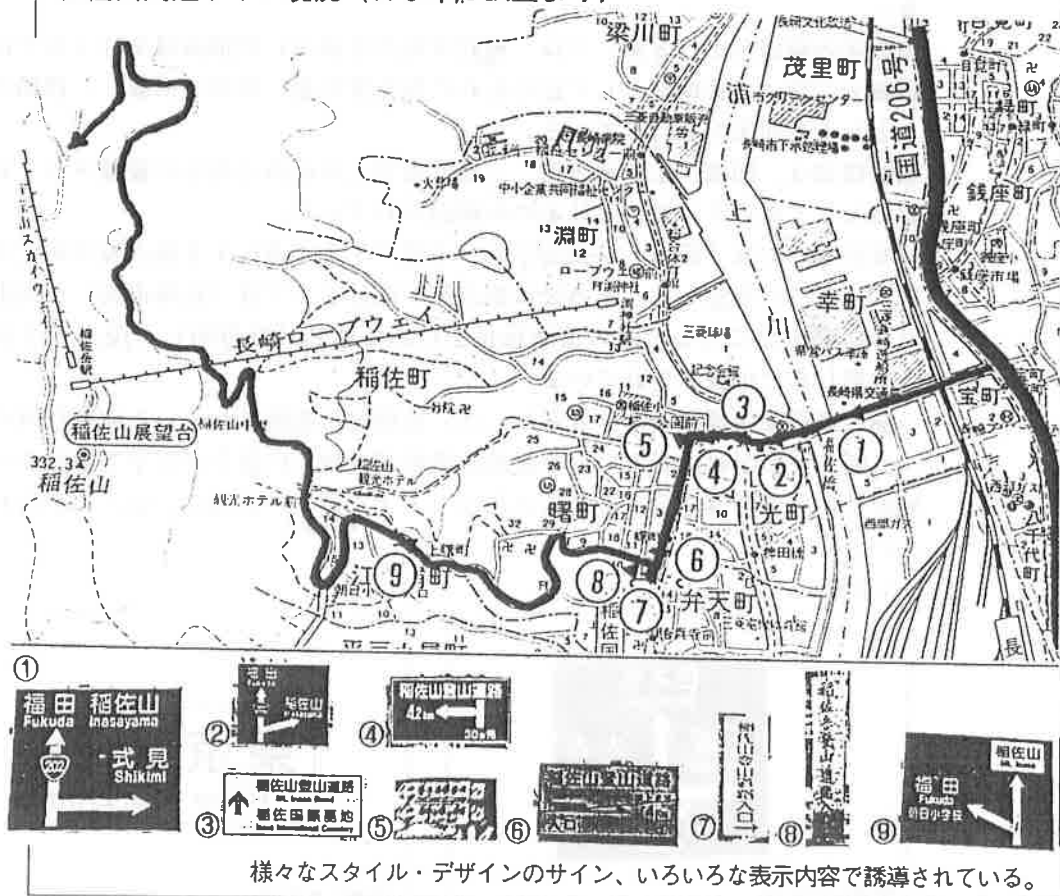


道路標識114系

●その他公共サイン

- ・道路標識以外の自動車系サインは、施設誘導を目的として施設管理者や関係機関により道路占用物として設置されている。
- ・市民が日常生活で利用する公共公益施設への誘導はわずかであり、大半は観光客に対して観光施設を誘導するものである。
- ・観光施設を誘導するサインは、主に市・県の観光担当部局が整備の主体となっている。
- ・誘導の形態は、幹線道路上の施設への分岐点が始点となり最小限の誘導距離をとっているケースが多いが、グラバー園のような著名観光施設は、遠く離れた幹線道路にもサインが設置され、かなり広範な誘導距離をとっている。
- ・観光施設への誘導サインの形態は、道路標識114系をベースに文字色、矢印の形、色、ボール形状等を多少変更したものが多い。各々は少しづつデザインが違うが、概ね同じ感度を与えるものとなっている。

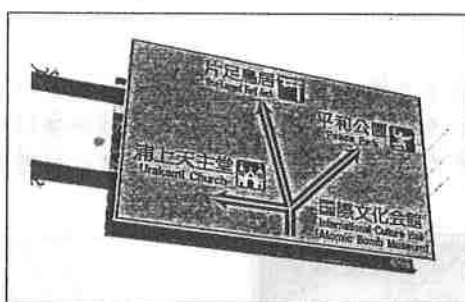
稲佐山周辺サイン現況（H3年度調査より）



●自動車系サインの問題点

○観光が中心となりムラのある情報の選択

道路標識以外の自動車系サインで伝えられている情報は、観光情報が主になっており、公共公益施設等の社会情報は一部にみられる程度である。特に社会情報のサイン設置の有無は施設管理者の意向によることが多く、同様な施設であってもサイン設置の状況に差が出ている。こうした誘導する情報の偏りは、利用者に混乱を生じさせる原因ともなっている。



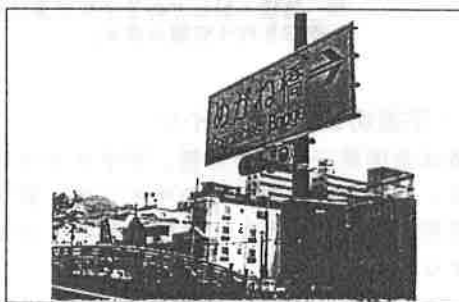
観光情報のみが掲出されたサイン、方面案内と連携する必要がある。



このような社会情報の掲出が少く、ムラのない情報抽出が望まれる。

○不適切な施設への誘導

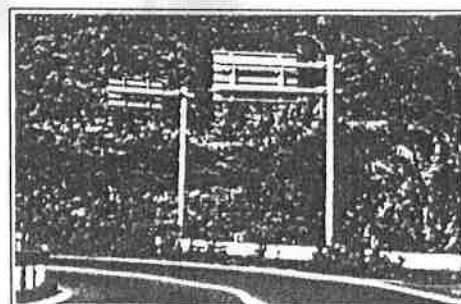
誘導されている施設の中には、自動車の最終到達地となるべき駐車場を持たないものや、自動車ではアプローチできない施設もあり、利用者に混乱を招くばかりか交通の混雑や駐車車両の発生など交通環境を悪化させる原因ともなっている。



駐車場の備わっていない施設、アプローチルートが自動車交通へ対応していない施設への誘導は避ける。

○サインの集中

施設管理者などが設置するサインは、幹線道路上の分岐点に設置されることが多い。この傾向は各管理者同様の考えであり、施設へ分岐する交差点には、道路標識も加わって複数のサインが集中することになっている。この状況は、利用者からすれば視認しづらく危険なばかりか、都市景観を阻害する要因にもなっている。



連続して設置されたサイン、同一交差点へ集中するサインは、共架、集約化を図る必要がある。

○不適切な配置による誘導の途切れ

一度掲出された情報が途中で消失したり、サインの位置がなくてはならない箇所からズレていたり、サインの不適切な配置によって利用者が最終目的地まで到達できない状況もみられる。また、自動車系サインの最終目的地は施設もしくは施設近くの駐車場であるが、明確な表示のないものやあいまいなものがあり、確実に到達できない場合もある。

○不統一・不適切な表記

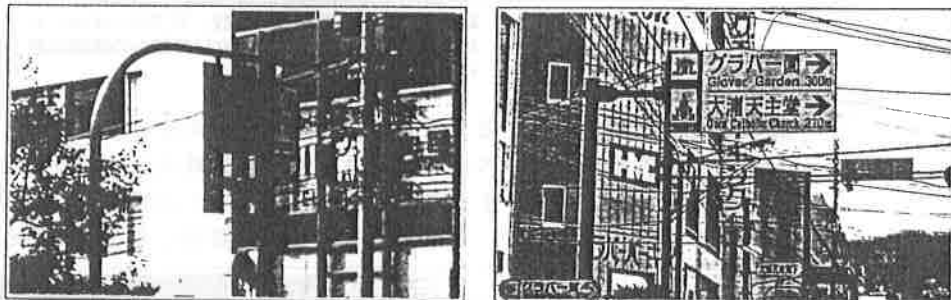
道路標識は定められた基準により統一された表示内容となっているが、その他の施設管理者などが設置したサインをみると、設置者や設置時期の違いにより名称や英訳、ピクトグラムのデザインなどが統一されておらず、利用者への混乱を招く要因となっている。



同一施設へ対してのサインでありながら表示の違うサインは統一した表記を行う必要がある。

○不統一・不適切な形態デザイン

道路標識は全国統一された形態、デザインで設置されており、信頼度の高いものとなっている。一方道路標識以外のサインは、設置時期や設置者が異なる毎に独自のデザインを採用することも多く、多様なデザインが存在し、利用者にとって信頼度が低いものになっている。



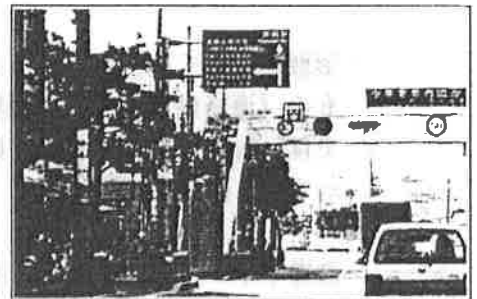
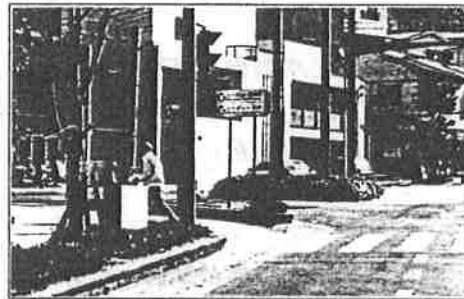
違うデザインを用いられたサイン。統一されたデザインが求められる。

○道路標識に掲載する市内の目標地（一般地、著名地点）が不足し、都市内での移動に対応していない方面誘導。

方面案内を行う道路標識108系には、決められた目標地しか基本的に掲出できないことになっている。その目標地に採用されている長崎市内の地名、施設は「福田」（一般地）「茂木」「長崎駅」（著名地点）のわずか3箇所にすぎず、都市内の移動にはこれらだけでは不十分である。個別に施設誘導を行うサインが増加する理由にもなっている。

○視認性が十分でない表記

運転者は高速で移動しつつ表示内容を読み、理解した後、そのサインに沿って運転行動を起こす。その際、表示されている文字の大きさ、表記されている情報の量が自動車の動きに対応しておらず、利用者が混乱するばかりか交通安全上危険な状況も生み出しているケースも少なくない。



運転者からは可判しづらい表記。文字の大きさは勿論掲載する情報量の検討も必要がある。

(2)歩行者系サインの現状

平成3年度「都市景観条例運用調査・検討業務」のなかで行った都市景観形成地区（候補地）における都市サインの現況調査をもとに、その地区で不足する箇所について調査を行った。平成3年度業務では、平和公園、東山手・南山手、中島川周辺、長崎駅周辺の各地区において案内誘導を目的に設置されているサインを調査している。

①整備状況（踏査）

- ・長崎市に設置されている歩行者用のサインは、市民の日常生活や移動の際利用できるものは少なく、観光者への情報提供を目的にするものがほとんどである。
- ・サインの種類は、案内、誘導、定点、説明サインの全ての種類のサインが数多く設置され、中でも誘導サインはかなりの数道路内に配置されている。
- ・形態については、誘導サインは一本支柱に小判型（白地に青文字）の表示面を備えたもの（道路標識114-Bに類似したもの）が多い。その他のサイン（案内、定点、説明）では、数基同じ形態を採用しているものもあるが、全体的にみるとかなり不揃いとなっている感じを受ける。
- ・誘導サイン、案内サインは市、県の観光担当部署が整備の主体となって配置しており、その他定点サインや説明サインはその施設の管理者や関係機関が設置している。
- ・歩行者系サインは長崎市全体には配置されておらず、観光に絞った整備となっている為、観光施設の多く立地している地区（浦上、山手地区等）では集中的に、その他の場所では観光施設の周辺にのみ配置されている。
都市中心部（浜町、銅座町周辺）でも同様に観光施設周辺での設置に留まり、人の集中する場所（アーケード街、繁華街）や電停、バス停への配置は行われていない。

②歩行者系サインの問題点

○観光地以外でのサインの不足

現在のサイン配置は、観光地が中心となっており、市民や観光以外の来訪者が集中する都市の中心部（浜町、銅座町等）や生活活動の中心となっている地域の拠点などといった場所ではサイン配置は行われていない。市民の日常的活動の際にもサインを必要とする機会も多く、不便な状況となっている。

○行動の起点となる場でのサインの不足

公共交通機関の拠点となる路面電車の電停、バス停、JR駅や駐車場といった新たに人が徒歩での行動を開始する場所において、必要とする情報を備えたサインが十分に配置されていない。その為、目的地の方向や距離を確実に把握できず不安を抱いたまま行動を開始するケースが多い。

○利用者の行動に対応していない誘導

現在の誘導方法は、幹線道路から開始されるケースが多いが、歩行者の行動は交通拠点（駅、電停、バス停、駐車場）や主要施設から発生するのが一般的である。現在の方法は利用者の行動パターンに沿った方法になっていないため利用者にとって活用しづらいサインとなっている。また、中には一度掲出された情報が消失し誘導が途切れ、目的地まで確実に到達できない場合も見受けられる。

○目に余る夥しい数のサイン

施設管理者や関係者が各々の思惑でサインを設置するため、人が迷いやすい場所や人の目につきやすい場所には多くのサインが設置されたり、同じ表示内容のサインが連続して設置されているケースが多くある。この様なサインの集中や過剰なサイン設置は、都市景観の大きな阻害要因となっている。



同一箇所に集中したサイン、わかりやすくしかも美しい景観創出のため集約化が必要。

○社会的情報の不足

現在歩行者用のサインで伝えられる情報は、観光情報が大部分である。市民が日常生活で利用する公共施設、交通機関等の社会的情報は不足しており観光者以外は利用しづらいサインとなっている。



観光情報のみを掲出したサインと社会情報が少ない案内サイン。



多くの人が利用できるようムラのない情報抽出が望まれる。

○不統一、不親切な表示

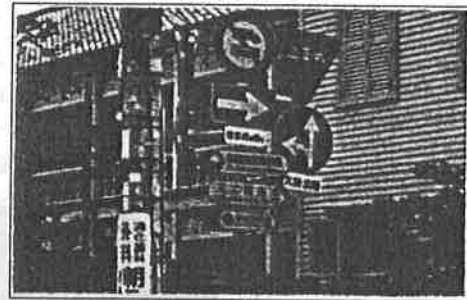
同一施設の英訳に違いや、ピクトグラムの有無やデザインに違いがあったりと、表示方法にバラツキがみられ、これはサイン利用者に混乱をもたらすと同時に、サインに対する信頼性を低下させている場合も考えられる。統一された信頼性のある表記が必要である。



英訳に違いがあるサイン、統一した表記が求められる。

○伝達の相手をはっきりしないサイン

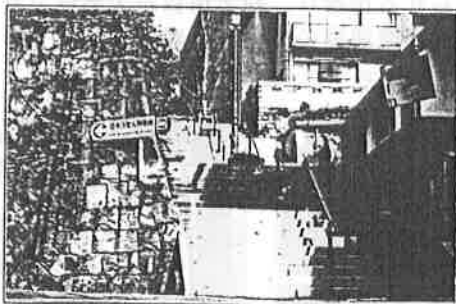
現在多く設置されている歩行者用誘導サインは、歩行者以外に運転者も十分読み取る事ができるため、自動車の入れないルートや駐車場の備わっていない施設へと迷い込み、交通を混乱させるケースも発生している。



自動車用規制標識に添架された歩行者用のサイン、伝える対象を明確にし、適した情報伝達手法を用いる必要がある。

○周辺環境に馴染まないデザイン

現在設置されている歩行者用誘導サインのほとんどは、設置者や設置時期の違いにより多少の違いはあるものの、小判型の表示板面を用いる路側型のデザインで統一されている。しかし、そのデザインには長崎のまちなみに馴染むデザインとは言い難い。

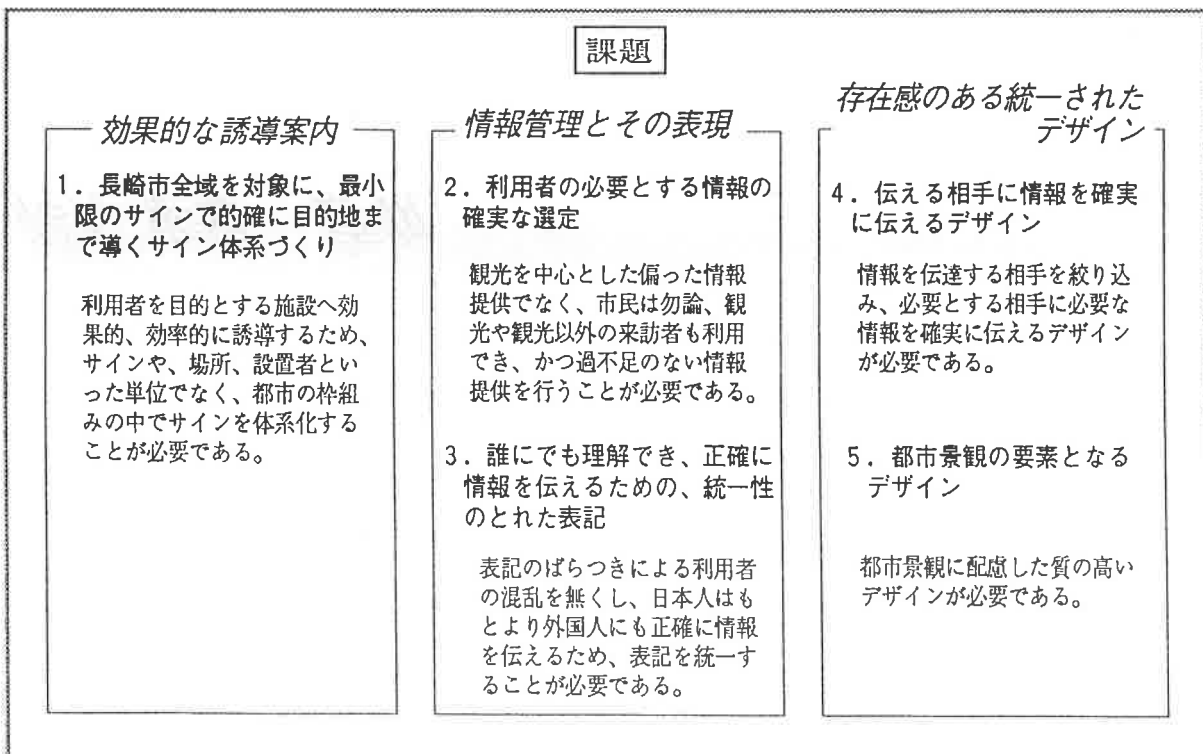
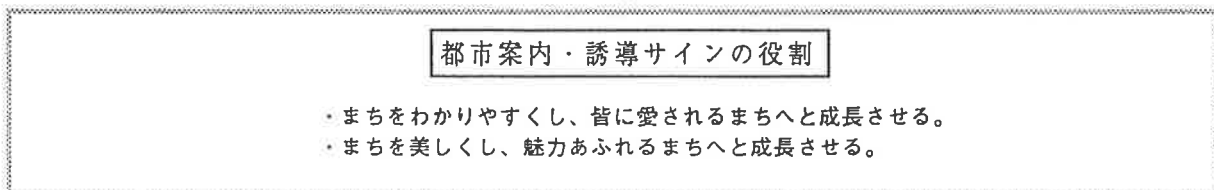
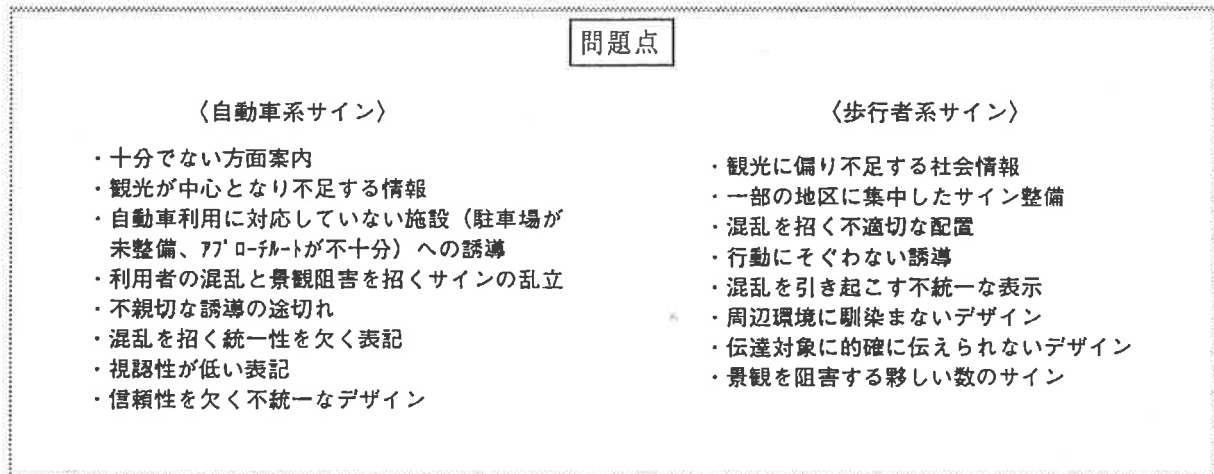


石垣に調和しない、背景の特徴ある建物とアンバランスとなるサイン。
様々な設置状況を考え、それらに調和する統一されたデザインを考える。

III章 基本方針

III-1. 課題の整理

前項の長崎市における自動車系サイン、歩行者系サインの問題点をもとに、今後長崎市の都市案内・誘導サイン計画を進めていく課題を整理する。



一、本行經營宗旨
二、本行經營方針

第二章

<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針 三、本行經營方針 四、本行經營方針 五、本行經營方針 六、本行經營方針 七、本行經營方針 八、本行經營方針 九、本行經營方針 十、本行經營方針</p>	<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針 三、本行經營方針 四、本行經營方針 五、本行經營方針 六、本行經營方針 七、本行經營方針 八、本行經營方針 九、本行經營方針 十、本行經營方針</p>	<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針 三、本行經營方針 四、本行經營方針 五、本行經營方針 六、本行經營方針 七、本行經營方針 八、本行經營方針 九、本行經營方針 十、本行經營方針</p>
--	--	--



第三章 基本方針

一、本行經營宗旨
二、本行經營方針



第四章

<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針</p>	<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針</p>	<p>一、本行經營宗旨 二、本行經營方針</p>
------------------------------	------------------------------	------------------------------

第三章 基本方針

III-2. 都市案内・誘導サイン計画の基本方針

前章でまとめられた長崎市の抱える様々な問題点を見てみると、問題同士はお互いに関係しあっており、一つ一つの問題に個別に対応しても問題の解決は難しい。また、この問題に関係する設置の主体も行政から一個人まで多岐におよび、個別の対応による調整はかなりの労力を要すると想像される。

このような複雑な状況にある長崎市の問題点を解決していくには、これまでサインを考える際の単位であった設置者やサインの種類といった枠から脱皮し、都市という枠組みの中で一貫した方向性をもって包括的に考えていく必要がある。

長崎市における案内・誘導サインの課題は、誘導案内の方法、伝える情報、デザインの3つに集約でき、この3つの要素を本計画の方針の柱とし、1. 誘導案内システム 2. 情報発信システム 3. デザインシステムとしてシステム化することにより一貫性を持ったサイン計画を構築していく。

●長崎市都市案内・誘導サインの基本方針

都市案内・誘導サインの方針

どこに
どのようなサインを



どんな
内容と表現で



どんな形として



作成するか

都市案内・誘導サイン計画の構成

1. 誘導案内システム

人を目的地へ効果的に効率良く導くことを目標に、まづ人の行動、都市の構造にフィットした誘導案内の方法を検討し、それをもとに必要なサインの種類、伝える内容、配置箇所を整理する。

2. 情報発信システム

誘導案内システムを受けて提供する情報の種類を整理し、具体的に伝える情報を選定する。加えてその情報を不特定多数の利用者へ正確に伝えるための表記の方法を定める。

3. デザインシステム

的確に利用者の必要とする情報を伝えることのできる形態を検討し、長崎市全体の個性を表現する統一感を持ち、まちなみに調和できるデザインを決定する。

Ⅳ章 長崎市都市案内・誘導サインのシステム

IV章 長崎市都市案内・誘導サインのシステム

IV-1. 誘導案内システム

(1) 誘導案内体系の考え方

目的地へ効果的に効率よく誘導案内を行っていく体系を考えていくには、サイン利用者の行動を開始する場所＝起点と、その後目的地までどのような方法で導くか＝誘導の形式という2つの視点が重要である。

都市サインの誘導案内体系は、この起点と誘導の形式の組合せにより形作られる。

〈起点のパターン〉

人の行動が発生する場所は、点（ポイント）と軸（ルート）の2つが考えられる。

地点（ポイント）	軸（ルート）
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が集中的に集まり、それぞれの目的地に対して行動をはじめめる地点 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設 → 駅、ターミナル ・著名施設等 → 観光地、文化施設 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・主に道路上の動きをもった行動領域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路 ・緑道、プロムナード </div>
イメージ図 <p>点（ポイント） 交通施設、著名施設</p>	イメージ図 <p>ルート (道路、緑道、プロムナード)</p>

〈誘導形式のパターン〉

起点から目的地まで連続した誘導のあり方は、階層誘導と線条誘導の2通りがある。

階層誘導	線条誘導
<ul style="list-style-type: none"> ・案内、誘導する情報が多い場合、起点から目的地までにいくつかの拠点を設け、それぞれの拠点で情報の重要性をもとに誘導内容を定め、情報の階層を細かくしていきながら、最終地点まで誘導していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内、誘導する情報が少なく容易に特定できる場合、起点から目的地まで経路に沿って情報そのものを順次掲出していく。
<p>拠点</p> <p>拠点</p>	<p>拠点</p> <p>A</p> <p>B</p>

(2)長崎市における誘導案内体系の方法

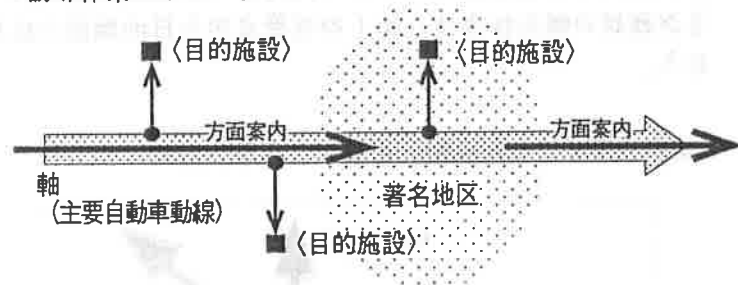
前項でまとめたように都市における誘導案内体系は、行動の起点と誘導案内の形式の組み合わせにより規定されるが、その都市によりふさわしい体系にするには、都市の構造や交通体系、人の行動形態などの状況を十分踏まえ、起点と誘導形式をの組み合わせを考えることが大切である。

—長崎市都市案内・誘導サインの誘導案内の体系—

自動車系サイン—方面案内+軸・線条誘導型

長崎市のサイン整備を前提としてみた都市構造の特徴は、限られた幹線道路からの市内への交通の導入、幹線道路沿線からアクセスできる施設立地、施設が集中する著名地区の存在等が上げられ、これは長崎の地形的特徴が生み出した独特な空間構成である。それらの特性を生かした誘導案内には、既に幹線道路上で機能している道路標識での方面案内を基本に、その沿道に立地する施設を幹線道路からひとつひとつ誘導していく方式が効果的と思われる。長崎市での自動車系サインは幹線道路上での方面案内と幹線道路を軸としてそれからの線的誘導を組み合わせた方面案内+軸・線条誘導型とする。

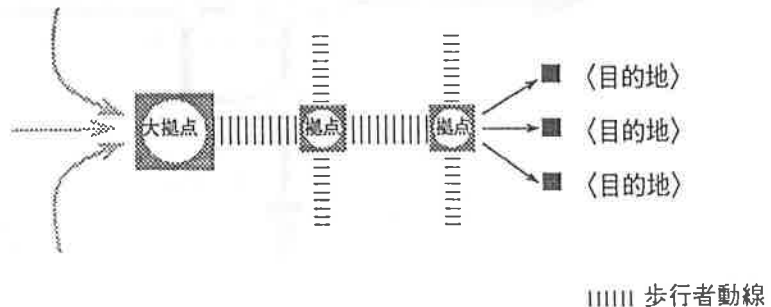
・誘導体系のイメージ



歩行者系サイン—点・階層誘導型

長崎において歩行者となる市民、観光客の行動パターンは、鉄道駅、電停、駐車場等の交通結節点を起点にした日常生活圏や著名観光施設を起点にした周遊圏範囲にほぼ収まる。この歩行者の行動圏域となる各ゾーンでは、多数の施設が回遊的なネットワークを複雑にもっているため、他都市同様、点・階層誘導型による整備を行っていく。

・誘導体系のイメージ



(3)誘導案内体系の具体化

前項で示した自動車系サイン、歩行者系サイン各々の誘導案内の体系を即地的に長崎市に当てはめ、長崎市における誘導案内の体系を具体化するとともに、サイン計画の範囲を明確にする。

誘導案内体系

●自動車系サイン → 方面案内+軸・線条誘導型

〈軸〉

自動車系サインの起点である軸となる道路を、標識令の道路分類、道路の知名度、交通量をもとに設定する。

〈著名地区=エリア〉

方面案内に表示する地区。標識令で既に設定されている目標地及び方面案内として機能できるだけの知名度を持った地区を設定する。

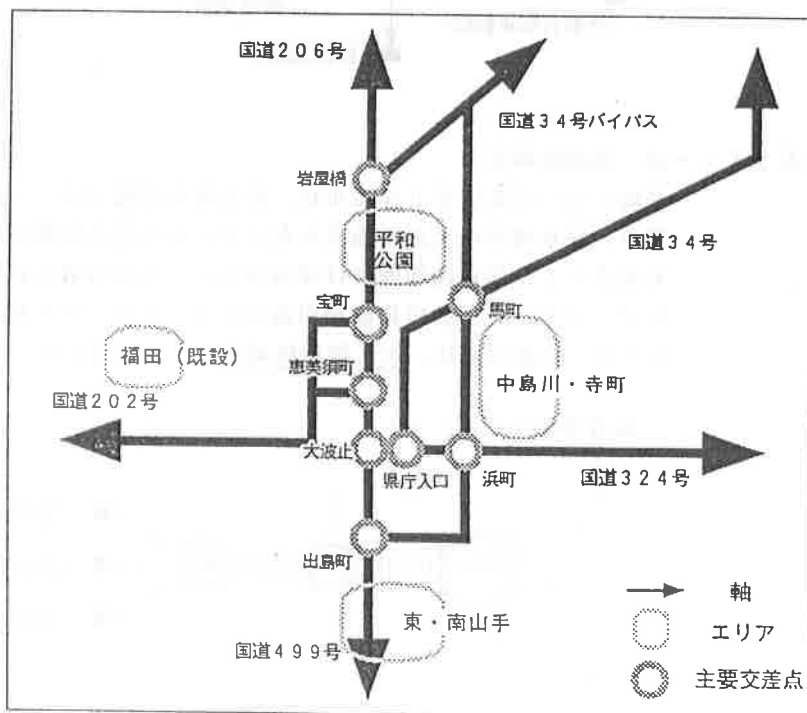
〈主要交差点〉

軸となる道路が交差する場所で、方面案内が必要とされる交差点を示す。

〈案内誘導の範囲〉

方面案内は幹線道路（軸として設定された道路）上で行う。軸を起点とする各施設の線条誘導は、軸上の交差点から目的施設の駐車場まで連続して行う。

自動車系サイン起点軸、エリア、主要交差点



●歩行者系サイン → 点・階層誘導型

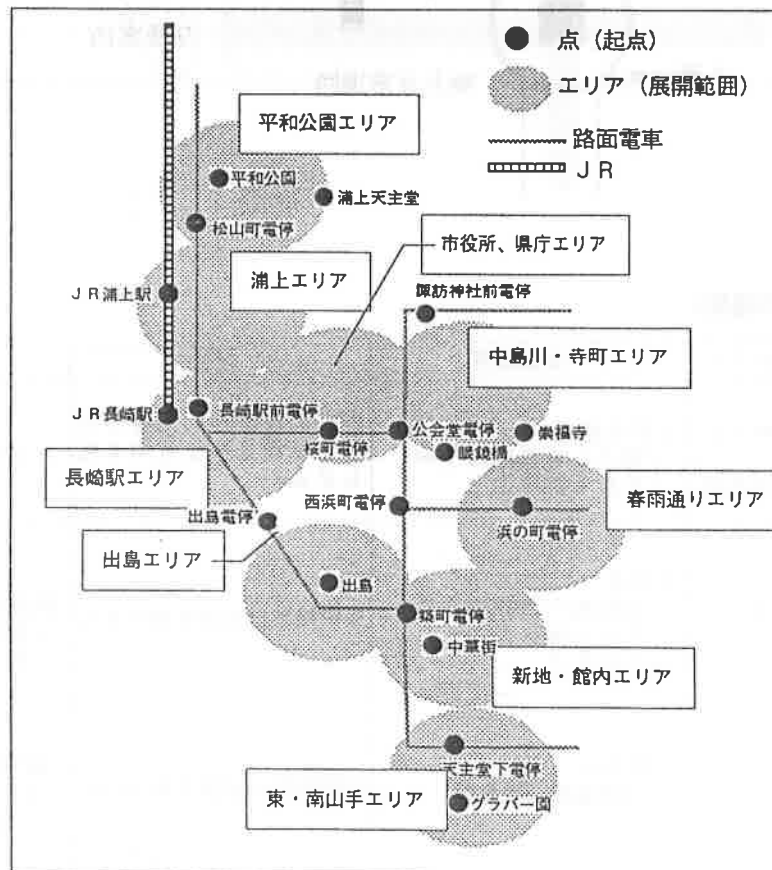
〈点の設定〉

歩行者系サインの起点となる点を交通体系、交通機関利用状況、施設分布等をもとに設定する。

〈展開範囲〉

設定された起点を中心に階層誘導を展開するが、その展開範囲は起点を中心に歩行者の一般的歩行圏域である1Km程度を目安とし、その展開範囲をエリアとする。

歩行者系サイン起点、エリア（案）



(4)誘導パターンとサインの種類

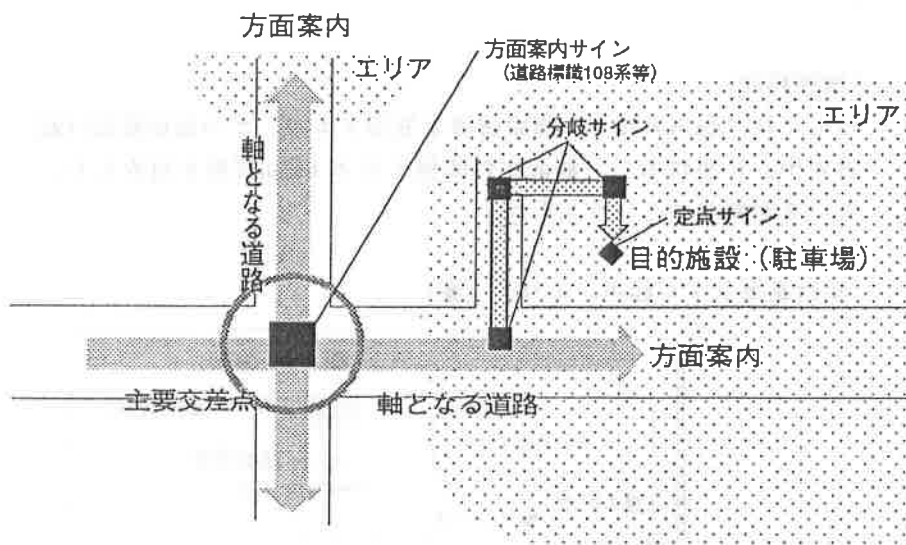
前項で具体化した誘導案内体系をもとに原則的な誘導案内の方法を示す誘導案内のパターンを作成し、必要とされるサインの種類とその設置場所、役割、伝える内容を整理する。

誘導パターンとサインの種類

●自動車系サイン

軸となる道路の主要交差点で道路標識（108系）を活用し、方面案内を行い、目的施設への分岐点からその施設の駐車場まで個別の施設誘導を連続させる。

〈誘導パターン〉



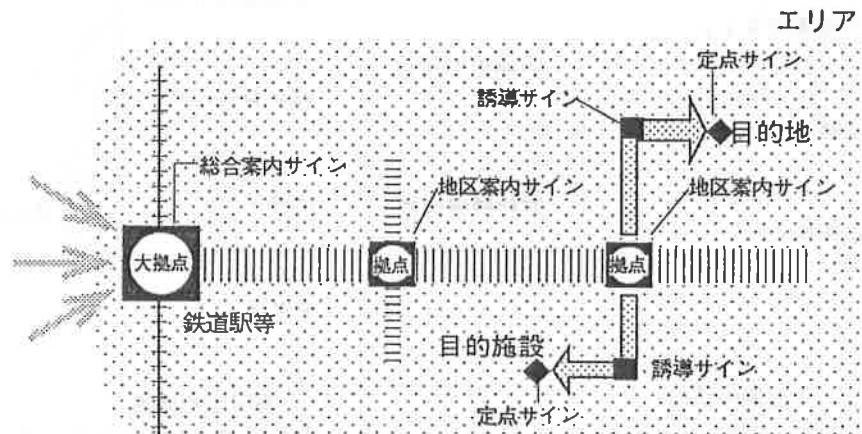
〈サインの種類〉

サインタイプ	設置場所	役割	伝える情報
方面案内サイン (道路標識 108系、106系等)	主要交差点 (軸となる道路同士が 交わる交差点)	広域的な移動の手掛かり となる大まかな方向を知ら せる。	方面案内情報
分岐サイン	分岐点 (目的地への分岐点及 びその後のルート上 の交差点)	目的施設の方向を知らせる	施設誘導情報 (施設名とその方 向・距離)
定点サイン	目的施設 (目的施設の駐車場)	目的施設への到達を知らせる	施設誘導情報 (施設名 (駐車場))

●歩行者系サイン

歩行者の移動が主に発生する交通結節点や著名施設等の大拠点での総合案内、主要交差点等の拠点で地区案内、次いで目的地の分岐点で個別の施設誘導と、階層的案内誘導を行う。著名施設での総合案内はゾーン内、ゾーン間の観光ネットワークを形成していくものとする。

〈誘導パターン〉



〈サインの種類〉

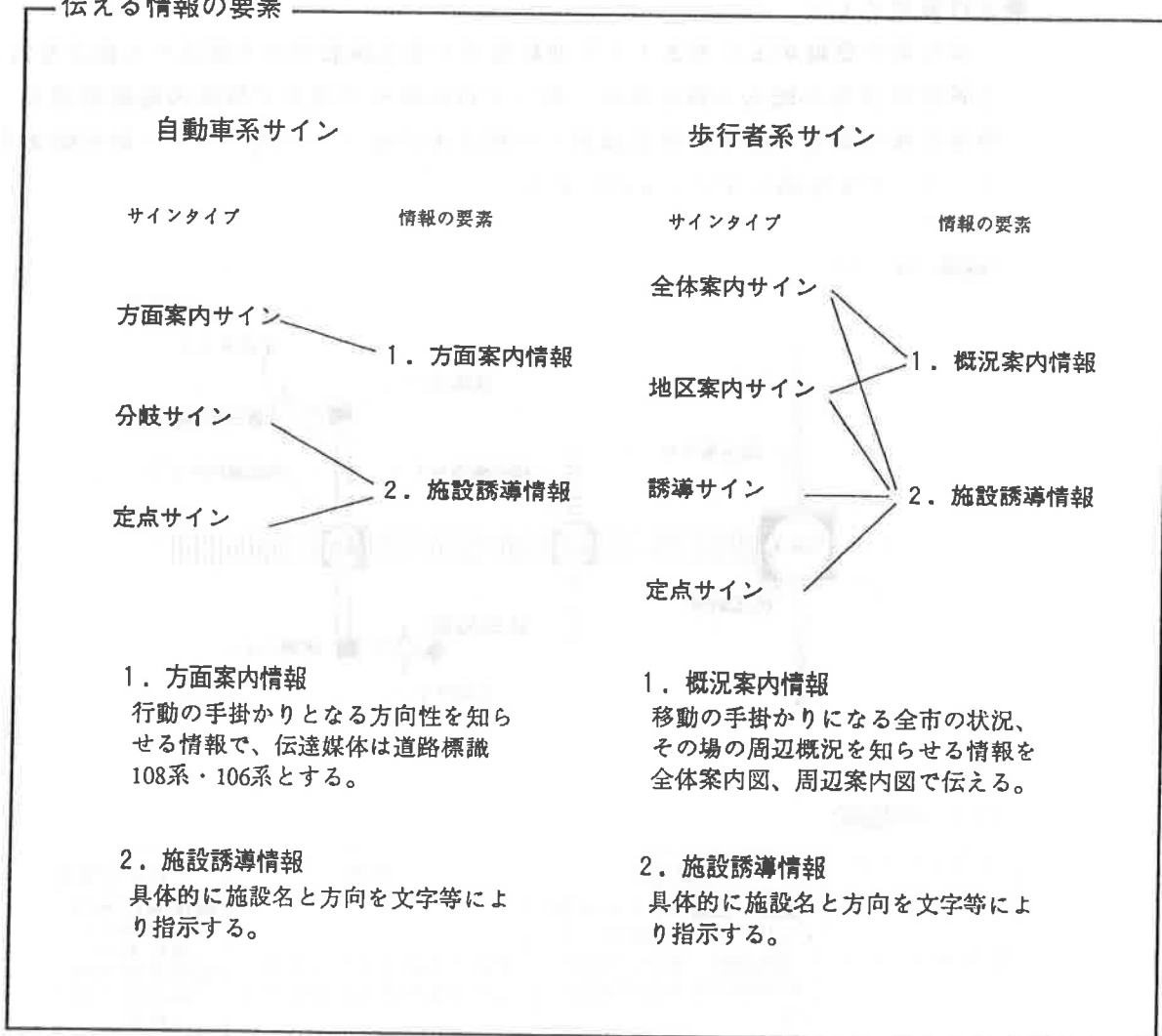
サインタイプ	設置場所	役割	伝える情報
総合案内サイン	大拠点と位置づけられる場所 (エリアでの行動起点となる鉄道駅、電停、大規模駐車場や著名な観光施設等)	移動の手掛かりになる長崎市全体の構成を知らせる	概況案内情報 (市内案内) (地区案内) 施設誘導情報 (施設の方向・距離)
地区案内サイン	拠点と位置づけられる場所 (歩行動線上の主要交差点、主要施設等)	周辺の概略を知らせる	概況案内情報 (地区案内) 施設誘導情報 (主要施設の方向・距離)
誘導サイン	分岐点と位置づけられる場所 (歩行動線上の目的施設への分岐点及びその後のルート上の交差点)	目的施設への方向を知らせる	施設誘導情報 (施設名とその方向・距離)
定点サイン	目的施設	目的施設への到達を知らせる	施設誘導情報 (施設名)

IV-2. 情報発信システム

(1) 伝える情報の要素

誘導案内システムの中で示された各サインが提供する情報は、自動車系サインは方面案内情報と施設誘導情報、歩行者系サインでは概況案内情報と施設誘導情報である。

伝える情報の要素



〈自動車系サインー方面案内情報〉

現行の標識令をもとに定められた目標地を準拠する。

基準地	重要地	主要地	一般地			著名地点
長崎	長崎 佐世保 諫早 島原 大村	平戸 多良見 東彼杵 松浦 雲仙	福岡 三和 琴海 大瀬戸 波佐見 高来 瑞穂 小浜 加津佐 西有家 深江 小佐々 世知原 国見 鹿子前	香焼 長与 西彼 外海 森山 小長井 吾妻 南串山 南有馬 有家 江迎 佐々 愛野 田平 面高 生月	野母崎 時津 西海 川棚 飯盛 大田和 有明 千々石 北有馬 布津 鹿町 吉井 口之津 福島 日野	茂木 長崎駅 平戸口 長崎空港 島原外港 野岳 長崎道 大村I.C. 諫早I.C. 長崎多良見I.C. 多比良 ハウステンボス 西九州道 佐世保大塔I.C. 佐世保三川内I.C. 波佐見有田I.C.

■は長崎市内の目標地

上記が道路標識適性化委員会で承認されている目標地であり、各地名を方面案内サイン（道路標識108系）に掲載するのは現段階でも可能である。しかし、長崎市都市サインでの誘導案内の体系の中で重要な位置を占める方面案内を上記の目標地だけで構成しても、利用者がわかりやすいものになるとは言い難い。

市外からの来訪者は勿論市民にとってもわかりやすい方面案内とする為、市内での移動の目安となる目標地を見直して検討する必要がある。

現段階で一般地もしくは著名地点に追加する

- 一般地 (・東・南山手
・中島川・寺町
・平和公園)

〈自動車系サインー施設誘導情報〉

項 目	掲載が望ましい施設等	
交通機関	鉄道、船舶等の交通の拠点、ターミナルとなる施設	鉄道駅、ロープウェイ駅、客船ターミナル
行政施設	市、県、国の行政施設で市民生活に関わりが深いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、支所 ・県庁、県土木事務所、県税事務所 ・社会福祉事務所、警察本部、警察署 ・合同庁舎、法務合同庁舎、港湾合同庁舎、税務署検察庁、裁判所、社会保険事務所 ・公共職業安定所、郵便局（特定は除く） ・領事館
保健・医療施設	遠方からの利用も多い公共的な総合病院、及び公共が運営する救急病院、急患診療所、保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・公立病院、その他の総合病院、大学病院
史跡・名勝	訪れる人の多い主要な文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の指定する文化財（国宝、重要文化財、史跡、名勝、有形文化財）
文化施設	教育や学習に利用される公共的な施設やホール	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、美術館、博物館、資料館 ・動物園、植物園、水族館 ・大規模劇場、ホールなど ・国公立大学
駐車場	公共的に利用できる規模の大きいもの	
スポーツ施設	公共的に利用可能な大規模な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・競技場、球技場、運動場、プール ・体育館、テニスコート
公園	スポーツ、レジャーや観光に広域的に利用されるもの（地区公園以上の都市公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公園、総合公園、特殊公園 ・市民の森、県民の森
観光施設・レクリエーション	広域的に利用されるレクリエーション施設や、公共が運営する観光施設（宿やキャンプ場）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、野外活動施設 ・著名な観光施設（グラバー園等） ・著名な祭、行事の行なわれる施設（諏訪神社等）
福祉施設	広域的に利用される公共が運営する施設（老人、児童、障害者福祉施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会(老人、障害者、被爆者)福祉センター ・斎場
その他	交通処理上誘導の必要なものや地域住民との取り決めにより誘導が必要な施設	

※駐車場設備が整っていない施設、アプローチ道路が自動車でのアクセスに充分でない施設については、上記基準を満たしていても、対象とはしない。

〈歩行者系サインー概況案内（全体案内）情報〉

項 目		掲載が望ましい施設等
地勢等	地勢 人工物	山、河川、湾、島、半島、湖、池、堀など ダム、水門、埠頭、栈橋など
地名等	自治体 住居表示	市区町村、郡
道路等	道路名 地点名	高速道路、国道、県道、道路通称名のある道路 インターチェンジ
交通機関	海路 鉄道 バス・タクシー その他	客船乗り場 鉄道路線、鉄道駅、路面電車、電停 バスターミナル ロープウェイ、スカイウェイなど
公共施設	行政施設 公園・緑地 教育施設 保健・医療施設 福祉施設	県庁、市役所、支所、合同庁舎 裁判所、税務署、法務局、刑務所、 警察署、消防署、郵便局（特定局は除く） 地区公園以上の公園 大学など 公立の病院、総合病院、大学病院、保健所 福祉センター
公共的 施設	文化施設 スポーツ施設 史跡・名勝 観光施設	公的機関の運営する主要なもの 移動の手がかりになる規模の大きなもの 特に著名なもの 特に著名なもの

〈歩行者系サインー概況案内（地区案内）情報〉

項 目		掲載が望ましい施設等
地勢等	地勢 人工物	山、河川、湾、島、半島、湖、池、堀など ダム、水門、埠頭、棧橋など
地名等	自治体 住居表示	市区町村、郡 町名
道路等	道路名 地点名	高速道路、国道、県道、道路通称名のある道路、 散策路 インターチェンジ、主要な橋、主要交差点
交通機関	海路 鉄道・路面電車 バス・タクシー その他	客船乗り場 鉄道路線、鉄道駅、路面電車線、電停 バスターミナル、バス路線、タクシー乗り場 ロープウェイ、スカイウェイ、駐車場
公共施設	行政施設 公園・緑地 教育施設 保健・医療施設 福祉施設	県庁、市役所、支所、合同庁舎 警察署、消防署、郵便局（特定局は除く） 裁判所、税務署、法務局、刑務所 職業安定所、運転免許試験場など 児童公園以上の規模の公園 小・中・高等学校、大学、短期大学、研究所 公立の病院、総合病院、大学病院、救急病院、保健所 福祉事務所、老人福祉施設、児童福祉施設、 障害者福祉施設、被爆者福祉施設など
公共的 施設	文化施設 スポーツ施設 集会施設 公益企業 金融機関 報道機関 史跡・名勝 その他	図書館、美術館、博物館、劇場、ホール 動物園、植物園、遊園地など 競技場、球技場、運動場、体育館、プール、テニスコート キャンプ場、釣場など 市民会館、公民館、公会堂 公団・公社 都市銀行、地方銀行等の本支店 放送局、新聞社 史跡・名勝として重要な神社、寺院、教会など 国または自治体の指定する文化財 商工会議所、観光協会、各種財団など
民間施設	宿泊施設 商業施設 観光施設 その他	一定の規模以上のホテル、旅館など 第一種または第二種大規模小売店舗 単一の名称をもつ商店街、地下街 著名なもの 移動の手がかりになるビル、工場、団地など

〈歩行者系サインー施設誘導情報〉

項 目	掲載が望ましい施設等	
交通機関	鉄道、船舶等の交通の拠点や一般に利用する電停等	鉄道駅、ロープウェイ駅、客船ターミナル
行政施設	市、県、国の行政施設で市民生活が深いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、支所 ・県庁、県土木事務所、県税事務所 ・社会福祉事務所、警察本部、警察署 ・合同庁舎、法務合同庁舎、港湾合同庁舎、税務署検察庁、裁判所、社会保険事務所 ・公共職業安定所、郵便局（特定は除く） ・領事館
保健・医療施設	遠方からの利用も多い公共的な総合病院、及び公共が運営する救急病院、急患診療所、保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・公立病院、その他の総合病院、大学病院
史跡・名勝	訪れる人の多い主要な文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市の指定する文化財（国宝、重要文化財、史跡、名勝、有形文化財）
文化施設	教育や学習に利用される公共的な施設やホール	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、美術館、博物館、資料館 ・動物園、植物園、水族館 ・大規模劇場、ホールなど ・国公立大学
駐車場	公共的に利用できる規模の大きいもの	
スポーツ施設	公共的に利用可能な大形の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・競技場、球技場、運動場、プール ・体育館、テニスコート
公園	スポーツ、レジャーや観光に広域的に利用されるもの（近隣公園以上の都市公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園、地区公園、総合公園、特殊公園、市民の森、県民の森
観光施設・レクリエーション	レクリエーション施設や、公共が運営する観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、野外活動施設 ・著名な観光施設（グラバー園等） ・著名な祭、行事の行なわれる施設（諏訪神社等） ・公共の宿
福祉施設	公共が運営する施設（老人、児童、障害者福祉施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会(老人、障害者、被爆者)福祉センター ・老人憩の家、青年の家、児童厚生施設 ・斎場
その他		

スポーツ施設	陸上競技場 市民アーチェリー場 市民小ヶ倉プール 武道館 市営球場	市立諏訪体育館 市民欽川プール 長崎県網場プール 弓道場 東長崎コミュニティ体育館、プール	市立長崎市民総合プール 市民木鉢プール 長崎県立総合体育館 市営ラグビーサッカー場
公園	長崎公園（特殊） 長崎県交通公園 金比羅公園（総合） 鼠島公園（特殊）	稻佐山公園（総合） 県民の森 平和公園（総合） 神の島公園（特殊）	立山公園（地区） 唐八景公園（総合） 長崎東公園（総合） 西泊公園（特殊）
観光施設・ レクリエーション	グラバー園 孔子廟 諏訪神社 若宮神社	長崎水族館 唐人屋敷跡 原爆落下中心地	浦上天主堂 片足島居
福祉施設	老人福祉センター長崎市立あじさい荘 老人福祉センター長崎市立もみじ荘 心身障害児療育指導センター もりまちハートセンター	老人福祉センター長崎市立わかな荘 老人福祉センター長崎市立しらゆり荘 原爆福祉会館	老人福祉センター長崎市立すみれ荘 身体障害者更生指導所 県総合福祉センター
その他	三重新漁港	もみじ谷葬祭場	

*今後、駐車場の有無やアプローチルート状況を調査し、上記施設のうち自動車を誘導するのによさわしい施設だけを対象とする

●歩行者系サインー施設誘導（候補）

市役所・県庁エリア

交通機関	電停 港	・大湊止電停 ・西浜電停 ・大湊止ターミナル	
行政施設	市 県 国	・長崎市役所 ・長崎社会保険事務所 ・長崎県警本部 ・長崎県庁 ・長崎地方裁判所合同庁舎 ・長崎地方検察庁 ・長崎区検察庁 ・長崎地方裁判所 ・長崎家庭裁判所	
史跡・名勝	文化財	・諏訪神社	県指定有形民俗文化財所有
文化施設	文化施設	・県立美術館博物館 ・県立図書館	
スポーツ施設		・市立諏訪体育館	
公園	特殊公園	・長崎公園	
観光施設・ レクリエーション	ホテル	・長崎ユースホテル	
福祉施設	老人憩の家	・長崎市社会福祉会館 ・さくら荘	

計 19施設

中島川・寺町エリア

交通機関	電停	・公会堂前電停 ・諏訪神社前電停	
行政施設	県	・長崎警察署	
史跡・名勝	文化財	・興福寺 ・長照寺 ・陸台寺 ・大音寺 ・古川町天満宮 ・藤橋橋 ・崇福寺 ・清水寺 ・發心寺 ・龜山社中跡	国指定重要文化財 市指定史跡所有 市指定有形文化財所有 市指定天然記念物所有 市指定文化財所有 国指定重要文化財 国宝 県指定有形文化財 市指定有形文化財所有
文化施設	ホール	・長崎市公会堂 ・長崎市民会館	
公園	近郊公園	・公会堂前公園 ・中島川公園 ・魚の町公園 ・風蘭公園	
その他	商店街	・中通り商店街	

計 20施設

平和公園エリア

交通機関	電停	・松山町電停 ・浜口町電停	
行政施設	国	・中華人民共和国総領事館	
文化施設	文化施設 大学	・長崎国際文化会館 ・長崎市立博物館 ・長崎市立永井記念館 ・長崎大学医学部	
スポーツ施設		・長崎佛立総合体育館 （建設中） ・市営大瀬球場 ・市営総合プール ・市営Jビ-フィールド ・市営陸上競技場	
公園	総合公園 その他	・平和公園 ・長崎交通公園 ・原爆公園	
観光施設・ レクリエーション		・浦上天主堂 ・如巳堂	
福祉施設		・長崎中央児童相談所	

計 18施設

東・南山手エリア

交通機関	電停	・天主堂下電停	
行政施設	県 国	・大浦警察署 ・長崎港河合同庁舎 ・長崎税務署	
保健・ 医療施設		・市立市民病院	
史跡・名勝	文化財	・大浦天主堂 ・グラバー園	国宝 国指定重要文化財
文化施設		・長崎市歴史民俗資料館 ・長崎伝説芸能館 くち資料館 ・長崎市南山手地区 町並み保存センター	
公園	近郊公園	・鶴町山公園	
観光施設・ レクリエーション		・オランダ坂 ・東山手洋館群 ・孔子廟 ・川上町外人墓地 ・松が枝国際観光ふら	
福祉施設	老人憩の家	・つばき荘	

計 17施設

浦上エリア

交通機関	JR 電停	・JR浦上駅 ・大学病院前電停 ・浦上駅前電停	
行政施設	市 県	・長崎北部便局 ・もりまちホール ・長崎保健環境試験所 ・長崎合同庁舎 ・ハローワーク長崎	
保健・ 医療施設	病院 保健所	・長崎厚生病院 ・長崎大学医学部 付属病院 ・長崎市立病院 成人病センター ・長崎市北保健所	
文化施設		・長崎児童科学館	
観光施設・ レクリエーション		・片足島居 ・坂本国際基地	
福祉施設	老人福祉センター	・長崎障害児職業センター ・長崎県総合福祉センター ・長崎厚生年金福祉会館 ・あじさい荘	

計 19施設

県庁周辺エリア

交通機関	電停	・出身電停	
行政施設	国	・長崎税関 ・出身合同庁舎	
史跡・名勝	文化財	・出身和蘭商館跡	国指定史跡
文化施設		・市立歴史民俗資料館 ・市立出身資料館	

計 6施設

新地・関内エリア

交通機関	電停 バス停	・新町電停 ・長崎バスターミナル	
史跡・名勝	文化財	・旧唐人屋敷跡	市指定史跡所有
その他	商店街	・中津街	

計 4施設

長崎駅エリア

交通機関	JR 電停 バス停	・JR長崎駅 ・長崎駅前電停 ・桜町電停 ・県交通産業会館ビル (バスターミナル)	
行政施設	国 市	・大蔵省福岡支局 長崎財務事務所 ・長崎中央郵便局	
史跡・名勝	文化財	・本願寺 ・日本二十六聖人殉教地 ・福源寺 ・観音寺 ・監獄寺 ・西陣寺	市指定史跡所有 県指定史跡 市指定史跡所有 市指定天然記念物所有 県指定有形文化財所有 県指定有形文化財所有 県指定有形民俗文化財所有
文化施設	ホール	・長崎県教育文化会館	

計 13施設

春雨通りエリア

交通機関	電停	・浜の町電停 ・西浜町電停	
史跡・名勝	文化財	・発心寺 ・崇福寺 ・清水寺 ・高島秋帆旧宅 ・花月 ・大徳寺	市指定有形文化財所有 市指定史跡所有 県指定有形文化財所有 国指定史跡 県指定史跡 県指定天然記念物所有
その他	商店街 通り	・浜の町商店街 ・観光通り	

計 10施設

(4)表記

①表記の方針

サイン機能の中で利用者へ必要とする情報を的確に伝えるという最も重要な役割を担ったものが表記である。

長崎市におけるサインの問題点でも指摘されたように、表記方法にバラツキがあると利用者は混乱し、また表記が不十分であると利用者への十分な情報提供は行われぬ。

表記を決定するにあたっては、現在の問題点、課題をもとに以下の3つの方針を定める。

表記の方針

- ①不特定多数の人へ情報提供できる表記
- ②統一化されたわかりやすい表記
- ③見やすくバランスのとれた表記

上に掲げた方針を確実に達成するために、表記を構成する以下の要素についてルールもしくは基準を設定する。

表記の方針

表記を構成する要素

- ①不特定多数の人へ情報提供できる表記
- ②統一化されたわかりやすい表記
- ③見やすくバランスのとれた表記

- ・日本語
- ・外国語
- ・ピクトグラム
- ・地図
- ・レイアウト、タイプフェイス

②表記の基準

●日本語のルール

サインでの情報提供の基本となるものが日本語である。

正しい日本語の方法に従い、小学校高学年程度の知識で理解できることを目標に以下のような基本的なルールを設定する。

日本語表示の基準

表記の基準	表記の例
<ul style="list-style-type: none"> ●原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行なう。ただし固有名詞においてはこの限りではない。 ●施設の名称等は、以下の項目を考慮し、適切でわかりやすい表記を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ・表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。 ・正式名称よりも明かに理解されやすい通称名がある場合はそれを用いる。 ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよい。 ・類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は正式名称を用いる。 ●数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、～丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。 ●地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行なう。 ●紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記してもよい。 	<p>長崎大学</p> <p>グラバー園 旧グラバー園住宅主屋付属屋</p> <p>JR九州 九州旅客鉄道株式会社 N T T 日本電信電話株式会社</p> <p>4月1日 第二別館 立山一丁目</p> <p><small>ななし</small> 滑石</p> <p>1993年 1993年(平成5年)</p>

●外国語の使用方針及びルール

国際化の進む今日、サインへの外国語併記が普及しつつある。英語併記が以前から行なわれているほか、アジアとの結び付きが強まる都市では韓国語（ハングル）や中国語を併記するところも多くなりつつある。



英語併記のなされたサイン



英語のみ表記されたサイン



韓国語（ハングル）の併記されたサイン

長崎市への外国人来訪者を見ていると、英語を使用する国（アメリカ、イギリス、オーストラリア等）からの来訪者は外国人来訪者の50%弱を占め、その他英語以外を主に使用する国では、韓国、西ドイツ、中国、フランス等からの来訪者が見られる。

サインは表示スペースに限りがあるため、日本語に加えて複数の外国語を表示する場合表示面が繁雑になり、読みづらくなる傾向が強まる。特に高速で移動する自動車系サインでは、視認性の低下は安全性にも係わる重大な問題である。

本計画では視認性を十分に考慮した上で、使用する外国語は原則として英語のみとし、その他の言語については本計画と連携したパンフレット等を作成し、対応することとする。

外国語使用方針

- | | | |
|--|---|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①自動車系サイン ②歩行者系サイン | } | 日本語＋英語（他の言語はパンフレット等に対応） |
|--|---|-------------------------|

〈英訳の方法〉

サインに表示する施設名称、地名等を英訳する方法は、現在2通りの方法が一般的に用いられており、それぞれ以下のような特性がある。

○固有名詞、普通名詞ともにローマ字へ変換する方法

ex: 諏訪神社→Suwa-jinja

・ Where is Suwa-jinja ?
(ウェアー イズ スワージンジャ?)
→スワジンジャ ハドコデスカ?
→外国人に理解できない可能性がある。

○固有名詞はローマ字、普通名詞は英訳を用いる方法

ex: 諏訪神社→Suwa Shrine

・ Where is Suwa shrine ?
(ウェアー イズ スワ シュライン?)
→スワシュライン ハドコデスカ?
→日本人が質問の意味がわからない場合がある。

以上の様なことから、次のように2つの方法を使い分ける場合が多くなってきている。

○駅、公園市役所など英訳による表現が習慣化されている施設については、固有名詞をローマ字、普通名詞を英訳によって表現する。

ex: 平和公園=Heiwa Park

○上記以外については固有名詞、普通名詞ともにローマ字とする。施設機能や種類、態様を明確にした場合は、これに普通名詞の英訳を付記する。

ex: 春雨通り=Harusamedori Avenue

崇福寺 =Sofukuji Temple

○道路標識に用いられる英訳方法「道路標識設置基準より」

施設名称等の表示方法

1)普通名詞については、英語により表記する。

岡山駅	Okayama Sta.	横浜港	Yokohama Port
日比谷公園	Hibiya Park	阿南有料道路	Anan Toll Road
横浜市街	CITY CENTER 又は Central Yokohama		
千代田橋3丁目	Chiyodashi 3-chome		

また、公園等の名称のうち、慣用上固有名詞の一部として切り離せないものについては、下記の例によるものとする。

偕楽園	Kairakuen Park	東照宮	Tosyogu Shrine
-----	----------------	-----	----------------

2)川、山、湖等の名称の～川、～山、～湖等の部分は、固有名詞の一部として切り離せないものであるため、下記の例によるものとする。

木曾川	Kisogawa Riv.	荒川	Arakawa Riv.
立山	Mt.Tatayama	芦ノ湖	Lake Ashinoko
東大寺	Todaiji Temple	松本城	Matsumotojo Castle

ただし、すでに上記の例によらない表記法が定着していると認められるものについては、この限りではない。

富士山	Mt.Fuji	琵琶湖	Laku Biwa
-----	---------	-----	-----------

前記2通りの英訳方法、道路標識で用いられている英訳法等を参考にしながら英語のルールを以下の通り設定するが、このルールは基本的な事項としてとらえ、英語を母国語とする人々がより理解しやすい英訳を採用していくこととする。

英訳の基準

表記の基準	表記の例
●固有名称、施設名称を表記する場合は、ローマ字（ヘボン式）とする。	下記参照
●駅、公園、市役所など英訳による表現が慣習化されている施設については、固有名称をローマ字、普通名称を英訳によって表記する。	平和公園=Heiwa Park 長崎駅=Nagasaki Station
●上記以外の施設については、固有名称、普通名称いずれもローマ字によって表記する。施設の機能や種類などを特に明解に表現したい場合は、これに普通名称の英訳を付記する。	中島川=Nakashimagawa River 春雨通り=Harusamedori Avenue
●表記が長く読みにくい場合はハイフンで切る。	南山手=Minami - yamate
●施設名称の正式英訳が定められている場合はそれに従う。	
●英訳部分において慣用化されている略語を使用してもよい。	下記参照

（マップや地名表示と連携した統一表記が必要であるため、具体的英訳については担当所管課協議（長崎県国際交流課、長崎市文化国際課）の上、長崎市都市サイン推進協議会で決定する。）

○ローマ字（ヘボン式） —昭和29年12月9日付内閣告示第二項

ローマ字表記（ヘボン式）				
あ a	い i	う u	え e	お o
か ka	き ki	く ku	け ke	こ ko
さ sa	し shi	す su	せ se	そ so
た ta	ち chi	つ tsu	て te	と to
な na	に ni	ぬ nu	ね ne	の no
は ha	ひ hi	ふ fu	へ he	ほ ho
ま ma	み mi	む mu	め me	も mo
や ya	—	ゆ yu	—	よ yo
ら ra	り ri	る ru	れ re	ろ ro
わ wa	—	—	—	—
ん n	—	—	—	—
が ga	ぎ gi	ぐ gu	げ ge	ご go
ざ za	じ ji	ず zu	ぜ ze	ぞ zo
だ da	ぢ ji	づ zu	で de	ど do
ば ba	び bi	ぶ bu	べ be	ぼ bo
ぱ pa	ぴ pi	ぷ pu	ぺ pe	ぽ po
きゃ kya	きゅ kyu	きょ kyo		
しゃ sha	しゅ shu	しょ sho		
ちゃ cha	ちゅ chu	ちょ cho		
にゃ nya	にゅ nyu	にょ nyo		
ひゃ hya	ひゅ hyu	ひょ hyo		
みゃ mya	みゅ myu	みょ myo		
りゃ rya	りゅ ryu	りょ ryo		
ぎゃ gya	ぎゅ gyu	ぎょ gyo		
じゃ ja	じゅ ju	じょ jo		
ぢゃ ja	ぢゅ ju	ぢょ jo		
びゃ bya	びゅ byu	びょ byo		
ぴゃ pya	ぴゅ pyu	ぴょ pyo		

○英語の略語

原語	略語
national	nat'l
prefecture	pref.
government	gov't
avenue	ave.
route	rte.
expressway	expwy.
building	bdg.
center	ctr.
satation	sta.
university	univ.
department	dept.
television	TV

- ・長音を表す「-」、「^」、「h」は使用しない。
大浦 Oura
- ・はねる音「ん」はnで表す。
- ・はねる音を表すnに続く母音字及びyは、ハイフンによって切り放す。
- ・つまる音は最初の子音を重ねて表す。
ただし、c hが続く場合はcではなくtを重ねる。
八丁堀 Hatchohori

●各施設の英語表記（歩行者系サイン施設誘導の英訳）

市役所・県庁エリア(CITY HALL・PREFECUTURAL OFFICE AREA) 中島川・寺町エリア (NAKASHIMA RIVER・TERAMACHI AREA) :

交通機関	・大波止電停 ・桜町電停 ・大波止ターミナル	・ Ohtsio streetcar stop ・ Sakuramachi Streetcar stop ・ Ohtsio Ferry Terminal
行政施設	・長崎社会保険事務所 ・長崎県警本部 ・長崎県庁 ・長崎地方検察庁合同庁舎 ・長崎地方検察庁 長崎区検察庁 ・長崎地方裁判所 ・長崎家庭裁判所 ・長崎市役所	・ Nagasaki Social Insurance Office ・ Nagasaki Prefectural Police Headquarters ・ Nagasaki Prefecture Offices ・ Nagasaki Regional Judicial Affairs Bureau Offices Building ・ Nagasaki Regional Public Prosecutors Office Nagasaki District Public Prosecutors Office ・ Nagasaki District Court ・ Nagasaki Family Court ・ Nagasaki City Hall
史跡・名勝	・諏訪神社	・ Suwayjinija Shrine
文化施設	・県立美術館博物館 ・県立図書館	・ Nagasaki Prefectural Art Museum ・ Nagasaki Prefectural Library
スポーツ施設	・市立諏訪体育館	・ Nagasaki Municipal Suwa Gymnasium
公園	・長崎公園	・ Nagasaki Park
観光施設・レクリエーション	・長崎ユースホテル	・ Nagasaki Youth Hostel
福祉施設	・長崎市社会福祉会館 ・さくら荘	・ Nagasaki City Social Welfare Hall ・ Sakura-so Senior Citizens Rest House

交通機関	・公会堂前電停 ・諏訪神社前電停	・ Kokaidomae streetcar stop ・ Suwayjinijae streetcar stop
行政施設	・長崎警察署	・ Nagasaki Police Station
史跡・名勝	・興福寺 ・長照寺 ・晴台寺 ・大音寺 ・古川町天満宮 ・観音橋 ・崇福寺 ・清水寺 ・榮心寺 ・龜山社中跡	・ Kotokuji Temple ・ Choshoji Temple ・ Kotaiji Temple ・ Daionji Temple ・ Furukawa-machi Tenmangu Shrine ・ Spectacles Bridge ・ Sofukuji Temple ・ Kiyomizudera Temple ・ Hoishinji Temple
文化施設	・長崎市公会堂 ・長崎市民会館	・ Nagasaki City Auditorium ・ Nagasaki Citizens Hall
公園	・公会堂前公園 ・中島川公園 ・魚の町公園 ・風洞公園	・ Kokaidomae Park ・ Nakashima River Park ・ Uononuchi Park ・ Kazagashira Park
その他	・中通り商店街	・ Nakadori Shopping Arcade

平和公園エリア(PEACE PARK AREA)

交通機関	・松山町電停 ・浜口町電停	・ Matsuyama-machi streetcar stop ・ Hamaguchi-machi streetcar stop
行政施設	・中華人民共和国総領事館	・ Consulate-General of the People's Republic of China
文化施設	・長崎国際文化会館 ・長崎市立博物館 ・長崎市立永井記念館 ・長崎大学医学部	・ Nagasaki International Otaru Hall(Autric Bomb Museum) ・ Nagasaki Municipal Museum ・ Nagasaki Municipal Nagai Memorial Museum ・ Nagasaki University School of Medicine
スポーツ施設	・長崎県立総合体育館 (建設中) ・市営大橋球場 ・市営総合プール ・市営ラグビー・サッカー場 ・市営陸上競技場	・ Nagasaki Prefectural Integrated Gymnasium (建設中) ・ Nagasaki Municipal Ohashi Baseball Park ・ Nagasaki Municipal Rugby and Soccer Field ・ Nagasaki Municipal Track and Field
公園	・平和公園 ・長崎交通公園 ・原畑公園	・ Peace Park ・ Nagasaki Children's Traffic Park ・ Hypocenter Park
観光施設・レクリエーション	・浦上天主堂 ・如巳堂	・ Urakami Cathedral ・ Nyoko-do Hermitage
福祉施設	・長崎中央児童相談所	・ Nagasaki Central children's Consultation Office

東・南山手エリア(HIGASHI・MINAMIYAMATE AREA)

交通機関	・天主堂下電停	・ Oura Tenshudoshita streetcar stop
行政施設	・大浦警察署 ・長崎港湾合同庁舎 ・長崎税務署	・ Oura Police Station ・ Nagasaki Harbor Government Offices Building ・ Nagasaki Tax Office
史跡・名勝	・大浦天主堂 ・グラバー園	・ Oura Church ・ Glover Garden
文化施設	・長崎市歴史民俗資料館 ・長崎伝統芸能館 くunchi資料館 ・長崎市南山手地区 町並み保存センター	・ Nagasaki City Museum of History and Folklore ・ Nagasaki Museum of Traditional Performing Arts Kunchi Festival Museum ・ Nagasaki City Minamiyamate Historic Preservation Center
公園	・鶴冠山公園	・ Nabekannuriyama Park
観光施設・レクリエーション	・オランダ坂 ・東山手洋館群 ・孔子廟 ・川上町外人墓地 ・松が枝国際観光ふ頭	・ Hollander Slope ・ Western-style Buildings in Higashiyamate ・ Confucian Shrine ・ Kawakami-machi International Cemetery ・ Matsugae International Wharf
福祉施設	・つばき荘	・ Tsubaki-so Senior Citizens Rest House
保健・医療施設	・市立市民病院	・ Nagasaki Municipal Citizens Hospital

浦上エリア(URAKAMI AREA)

交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 浦上駅 ・ 大学病院前電停 ・ 浦上駅前電停 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR Urakami Station ・ Daigaku Byoinmae streetcar stop ・ Urakami Ekimae streetcar stop
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎北郵便局 ・ もりまちハートセンター ・ 長崎保健環境試験所 ・ 長崎合同庁舎 ・ ハローワーク長崎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki Kita Post Office ・ Morimachi Heart Center ・ Nagasaki Health and Environment Laboratory ・ Nagasaki National Government Offices Building ・ "Hello Work" Employment Office
保健・医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎原爆病院 ・ 長崎大学医学部付属病院 ・ 長崎市立病院 成人病センター ・ 長崎市北保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki A-bomb Hospital ・ Nagasaki University Hospital ・ Nagasaki Municipal Hospital, Center for Aging-Related Diseases ・ Nagasaki City North Health Office
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎児童科学館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki Children's Science Museum
観光施設・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片足鳥居 ・ 坂本国際墓地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ One-Legged Torii Arch ・ Sakamoto-machi International Cemetery
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎障害児振興センター ・ 長崎県総合福祉センター ・ 長崎厚生年金福祉会館 ・ あじさい荘 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki Handicapped Childrens' Vocational Center ・ Nagasaki Prefectural Welfare Center ・ Nagasaki Annuity Welfare Hall ・ Aijisai-so Senior Citizens' Welfare Center

出島エリア(DEJIMA AREA)

交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出島電停 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dejima streetcar stop
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎税関 ・ 出島合同庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki Customs Office ・ Dejima Government Office Building
史跡・名勝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出島和蘭商館跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Site of former Dutch trading post on Dejima

新地エリア(SHINCHI AREA)

交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琴町電停 ・ 長崎バスターミナル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Tsukimachi streetcar stop ・ Nagasaki Bus Terminal
史跡・名勝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧唐人屋敷跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Site of the former Chinese Quarter
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華街 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Chinatown

長崎駅エリア(NAGASAKI STATION AREA)

交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 長崎駅 ・ 長崎駅前電停 ・ 桜町電停 ・ 県交通産業会館ビル (バスターミナル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR Nagasaki Station ・ Nagasaki Ekimae streetcar stop ・ Sakura-machi Streetcar stop ・ Nagasaki Prefectural Transportation Industry Building (Bus Terminal)
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大蔵省福岡支局 長崎財務事務所 ・ 長崎中央郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nagasaki Financial Affairs Office, Ministry of Finance Fukuoka Bureau ・ Nagasaki Central Post Office
史跡・名勝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本願寺 ・ 日本二十六聖人殉教地 ・ 福濟寺 ・ 観音寺 ・ 聖福寺 ・ 西船寺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Honrenji Temple ・ Site of the Martyrdom of the 26 Saints of Japan ・ Fukusaji Temple ・ Kanzenji Temple ・ Shofukuji Temple ・ Saishoji Temple

春雨通りエリア(HARUSAMEDORI AREA)

交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜の町電停 ・ 西浜町電停 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hansanomachi streetcar stop ・ Nishiharumachi Streetcar stop
史跡・名勝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発心寺 ・ 崇福寺 ・ 清水寺 ・ 高島秋帆旧宅 ・ 花月 ・ 大徳寺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hoshinji Temple ・ Sofukuji Temple ・ Kiyomizudera Temple ・ Site of the former residence of Takashiro Shuten ・ Kagetsu Restaurant ・ Daikokuji Temple
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜の町商店街 ・ 観光通り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hansanomachi Shopping Arcade ・ Kankodori Street

③ピクトグラムの使用方針及びルール

ピクトグラムとは、人間の持つ共通の視覚的認識力を利用して、文字・言葉以外で情報伝達を行なう手段であり、サインでは日本語を理解できない外国人や子供への情報提供を目的に一般的施設を表すものに近年広く利用されはじめている。

しかし、言葉を越えてコミュニケーションを図るというピクトグラム本来の目的からはずれ、地域性や施設の個性を演出するシンボルマーク、キャラクターマークとしての利用がかなり見受けられるようになり、複雑化してきている。

○現在のピクトグラム使用状況

●長崎市で使用されているピクトグラム



グラバー園



長崎スカイタワー



平和公園



ユースホステル

一般的施設を表すピクトグラム



特定の施設を表すピクトグラム



(名古屋市)

本サイン計画では、ピクトグラムを文字、言葉を代弁するものとしてとらえ、単独で使用しても意味が理解でき、日本語、英語による情報伝達を補助できるもののみを使用する。

表記できるピクトグラムは、アメリカ運輸省 (DOT) とアメリカ・グラフィックアーツ協会 (AIGA) が協力開発し全世界的に利用されているもの、日本の公共・公益機関が定め日本国内で一般的に普及しているもの、及び長崎市の代表的観光施設を表すもので長崎市都市サイン推進協議会での承認を得たものとする。

ピクトグラム使用方針

- ①単独で利用しても意味が理解できる以下のものを使用する。
 - ・アメリカ運輸省 (DOT) とアメリカグラフィックアーツ協会 (AIGA) が協力開発したもの
 - ・日本の公共・公益機関が定めたもの
 - ・長崎市の代表的観光施設を表すもので、長崎市都市サイン推進協議会の承認を得たもの。
- ②自動車系サインで使用するピクトグラム及び使用範囲
 - ・長崎市の代表的観光施設を表すものを、方面案内サイン (道路標識108系) に使用する。
- ③歩行者系サインで使用するピクトグラム及び使用範囲
 - ・①で決定した3種類のピクトグラムを全体案内図、地区案内図の中で使用する。

ピクトグラム表記基準

ODOT、AIGA策定のピクトグラム（抜粋）



○日本の公共、公益機関が定めたピクトグラム



○長崎市の代表的観光施設を表すもので長崎市都市サイン推進協議会の承認を得たもの。(1994.3.現在)

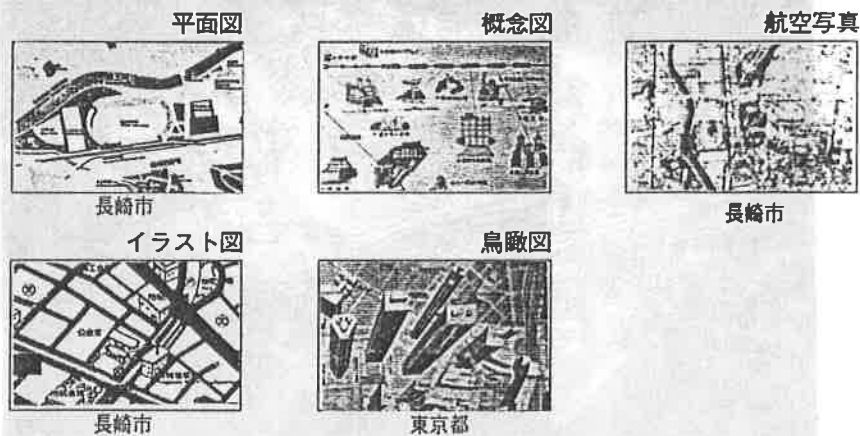


④地図の使用方針及びルール

本計画では、歩行者系サインにおいて全体案内図と地区案内図の2種類の地図の使用が提案されており、全体案内地図は移動の手掛かりを与える長崎市全域図であり、一方の地区案内図は現在地周辺の概況を知らせ目的地の位置、そこまでの距離、道順を知らせる地区詳細図である。

地図の表現手法には、平面図、イラスト図、概念図、鳥瞰図、航空写真図等があり、各々以下のような特性を持っている。

- 1) 平面図…最も一般的な手法で、多くの情報を正確に表示できる。
- 2) イラスト図 (全体的位置関係やイメージを掴むのに適するが、正確な方向、距離、道順等を伝えることは不可。強調したい事をデフォルメして伝えることも可能。広範囲を表示する地図に用いられることが多い。)
- 3) 概念図
- 4) 鳥瞰図…建物や土地を3次元的に表現できるため、高度に変化がある場所では効果的。建物の形態、土地の状況までが表示されるため、表示面が繁雑になりやすい。
- 5) 航空写真図…対象とする場所の状況をリアルに表現できる。利用者の必要とする情報とそうでない情報が同レベルで表示されるため、情報のピックアップが困難。



長崎市は、山が海岸際まで迫り丘陵地が市街地に入り込む等地形に特徴をもった都市である。この地形を具体的に知ることが長崎市の概況を把握する近道である。

よって本計画では、全体案内図では平面図をもとに地形（高度差）を表現できる図、地区案内図は正確な情報を伝えることのできる平面図を使用する。

地図使用方針

- ①全体案内図…地形（高度差）を表現できる図とする
目的：市の概況を案内する際に、同時に長崎独特な特徴ある地形を知らせ、長崎の構造を利用者に伝える。
- ②地区案内図…平面図とする
目的：現在地周辺の状況を的確に利用者へ伝える。

全体案内図

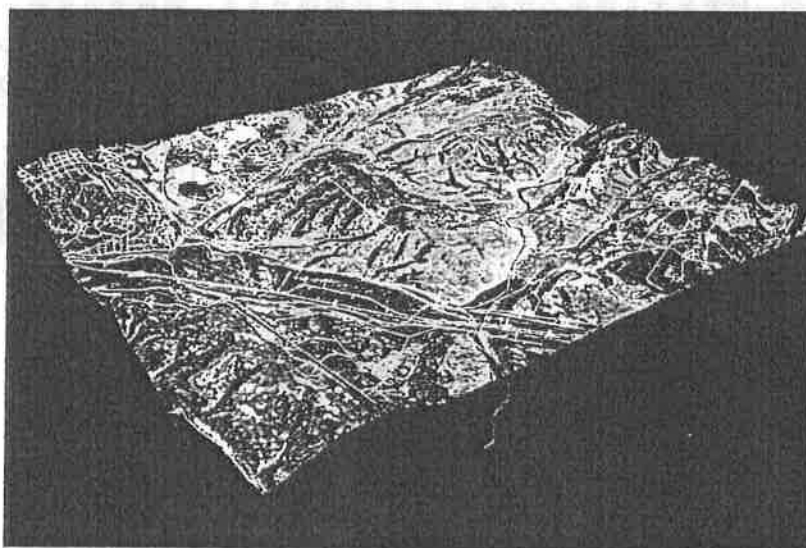
■表現方針…地形（高度差）を表現できるもの

■縮 尺…1：15,000

■図 画…60cm×60cm

■網羅範囲…9km×9km

表現例-(Computer Graphicを用いて地形を表現したの例)

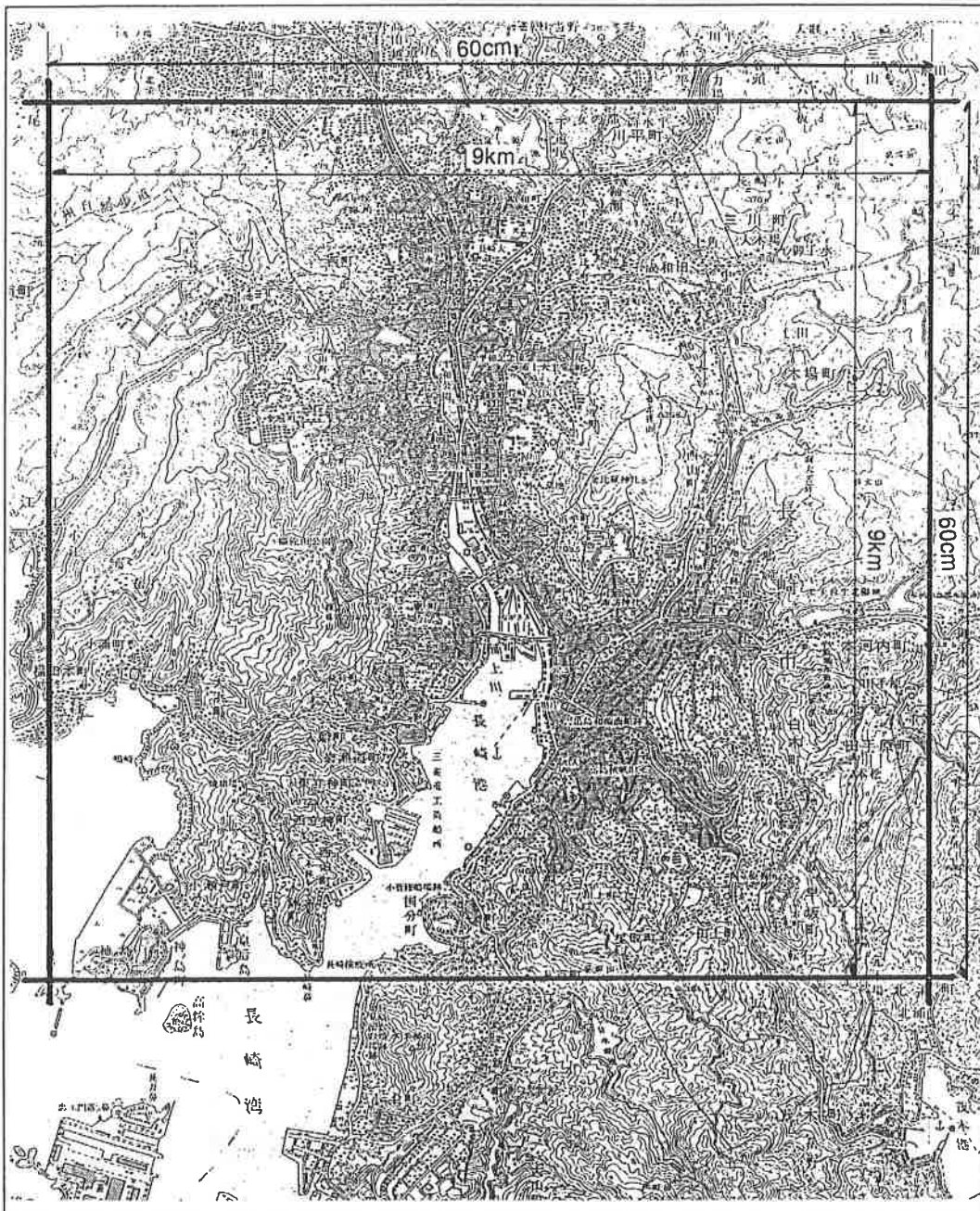


幹事会での意見

全体案内図の表現手法等については、第2回（H6.1.19開催）、第3回（H6.2.25開催）の幹事会において検討を重ねた。その際の意見を以下にまとめる。

- ・鳥瞰図、航空写真等の立体的要素を表現するものより、平面図の方が一般的ではないか。一方わかりづらい長崎を正確に把握してもらうには、独特な長崎の地形を伝えるものがないのではないかの2つの意見に分かれた。
- ・地形的特性を伝えるにしても鳥瞰図などの特異なものより、平面図をベースにし高度差を表現できるものの方が案内図に適するのではないかという意見に集約され、今後表現手法については、検討を重ねて行くこととなった。
- ・伝える情報量等から判断しても、スケールは1/15,000程度が適切であろう。この図画では東長崎が外れるが、切り取って入れるなどの対応があるので。

全体案内図網羅範囲



地図案内図表示基準

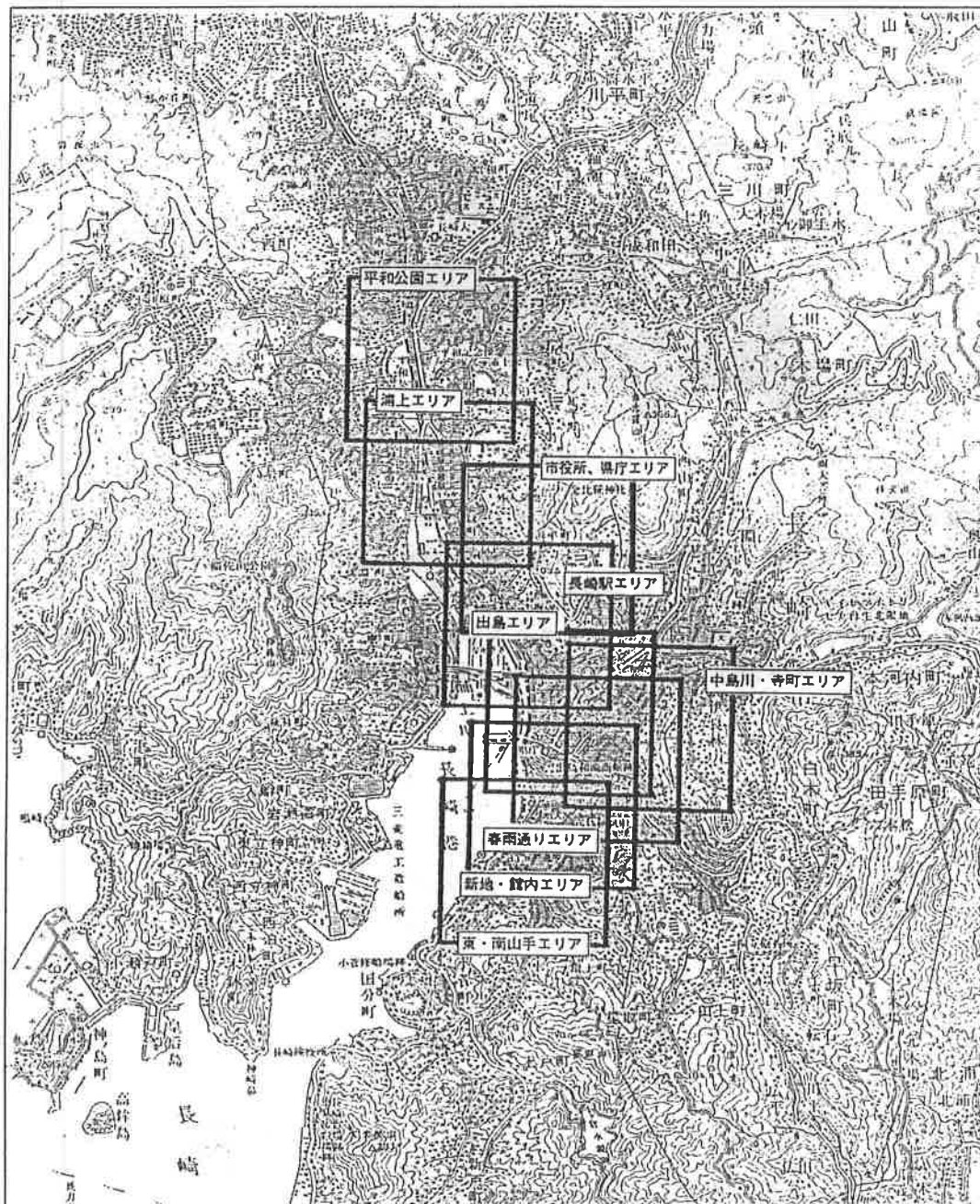
地区案内図

- 表現方針…平面図
- 縮尺…1：2,500
- 図画…60cm×60cm
- 網羅範囲…1.5km×1.5km

表現例-(福岡市都市サインで使用されている地図)



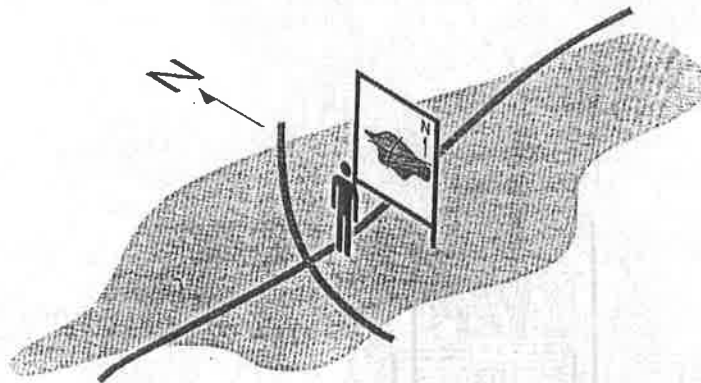
各ゾーンで使用する地図の網羅範囲



地図表示方向の基準

〈全体案内図〉 ……北を上とする

都市の概況が表示された全体案内図は、大まかな都市の構造を知るためのものであり、従来通りの地図を使用する条件の通り「北を上」とする。

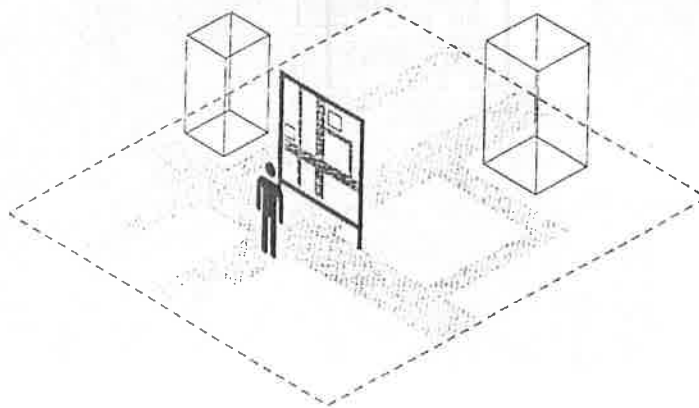


北が上

〈地区案内図〉 ……サインに向かった前方をサインの上とする

現在地周辺の概況を知らせる地区案内図の使用は、主に利用者が現在地を確かめ、次の目的地への道筋、道順を知ることであるため、現場と地図が照合できることが必要である。

よって本図は、原則として現地と地図の向きを一致させることとする。



サインに向かって前方を上

(5)レイアウト、タイプフェイス（字体）、矢印

施設名や地点名等を示す文字情報は、サインの伝達する情報の大部分を占めている。
その文字情報を見やすく確実に利用者へ伝えるには、視認性や表示面での調和、加工性等を考慮して文字のレイアウト、タイプフェイス（字体）を決定する。

レイアウト、タイプフェイス（字体）、矢印の基準

レイアウト（標準型）

英文との併記等を考え横組みを基本に考えていく。

方向性が出しやすい頭合わせ、末尾合わせを用い、必要とする情報の選択が行う易い語尾成行きとする。

1
1/2

日本語
1 2 3 4 5 6 7 8

英語

頭合わせもしくは末尾合わせ、語尾成りゆき

タイプフェイス

和文

自動車系サイン＝ゴナDB

ゴナDBは文字の線巾がほぼ一定で可読性に優れているため、高速移動中に判読する自動車系には適したタイプフェイスであり、自動車系サイン全般に使用する。

ゴナDB

愛のある

歩行者系サイン＝ゴナDB及び石井明朝中

ゴナ系は可読性に優れるが線巾が太いため、多くの文字が重なる場合は繁雑となる可能性が生じる。文字が多く使用される地図内や説明文等ではタイトルにゴナDB、それ以外の文字には石井明朝中を使用する。

一方、多少の距離をおいて判読する誘導サイン、定点サインについてはゴナDBを使用する。
ゴナDB 石井明朝中

愛のある

愛のある

■参考

道路標識に採用されている字体

愛の ナール体

他のサインで一般的に使用されている字体

愛の ゴチック体

英文、数字

自動車系サイン、歩行者系サイン＝ヘルベチカレギュラー

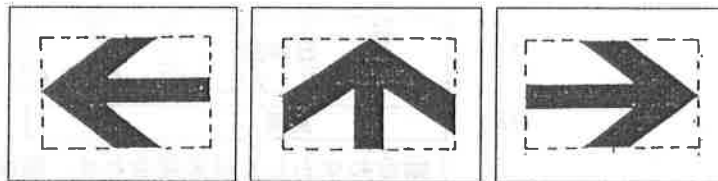
英文及び数字の書体は、和文書体との関係が重要であり、和文と同系の書体を選定することが基本である。和文でゴナDBを使用するため、英文・数字にはそれに対応するヘルベチカレギュラーを採用する。

ヘルベチカレギュラー

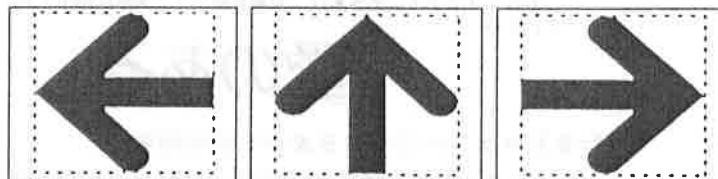
ABCDEFGHIJ
ABCDEFGHIJKL

矢 印

自動車系サイン…高速移動中の判読性を高めるため、方向性を強めたデザインとする。



歩行者系サイン…自動車系サインより鋭角な部分を減らし、恐怖感を感じさせないやさしいデザインとする。



■参考

道路標識に採用されている矢印

他のサインで一般的に使用されている矢印



ベルギー式



角丸式

※矢印の順序

一つの板面に複数の表示がなされる場合は、上方より直進、右折、左折の順とし、同方向の表示が重複する際にはより遠方のものを表示する。

IV-3. デザインシステム

(1) デザインの方針

II章 現況調査で整理された長崎市におけるサインの問題点、課題を解消し、ふさわしいデザインを練り上げていくにあたり、サインの最も重要な役割である情報伝達が十分に機能すること、都市内に違和感なく存在しながらも確実に機能さらに都市を美しくしていく、ことの2点に視点を当て、以下の4つの方針を設定する。

デザインの方針

- 1) 伝達対象に対し確実に情報を伝えられる。
- 2) 必要な視認性を確保できる。
- 3) 景観を美しく保ち、整序できる。
- 4) 長崎市に馴染み、信頼性、機能性を兼ね備える。しかもサインに対する信頼性を高められる。

(2) デザイン要素別指針

サインデザインには、大きさ、形態等の要素（エレメント）が集約されて構成されるものである。前記の4つの方針に沿ったサインデザインを決定するには、各要素が長崎市の状況に適合し確実に機能するよう検討することが必要である。

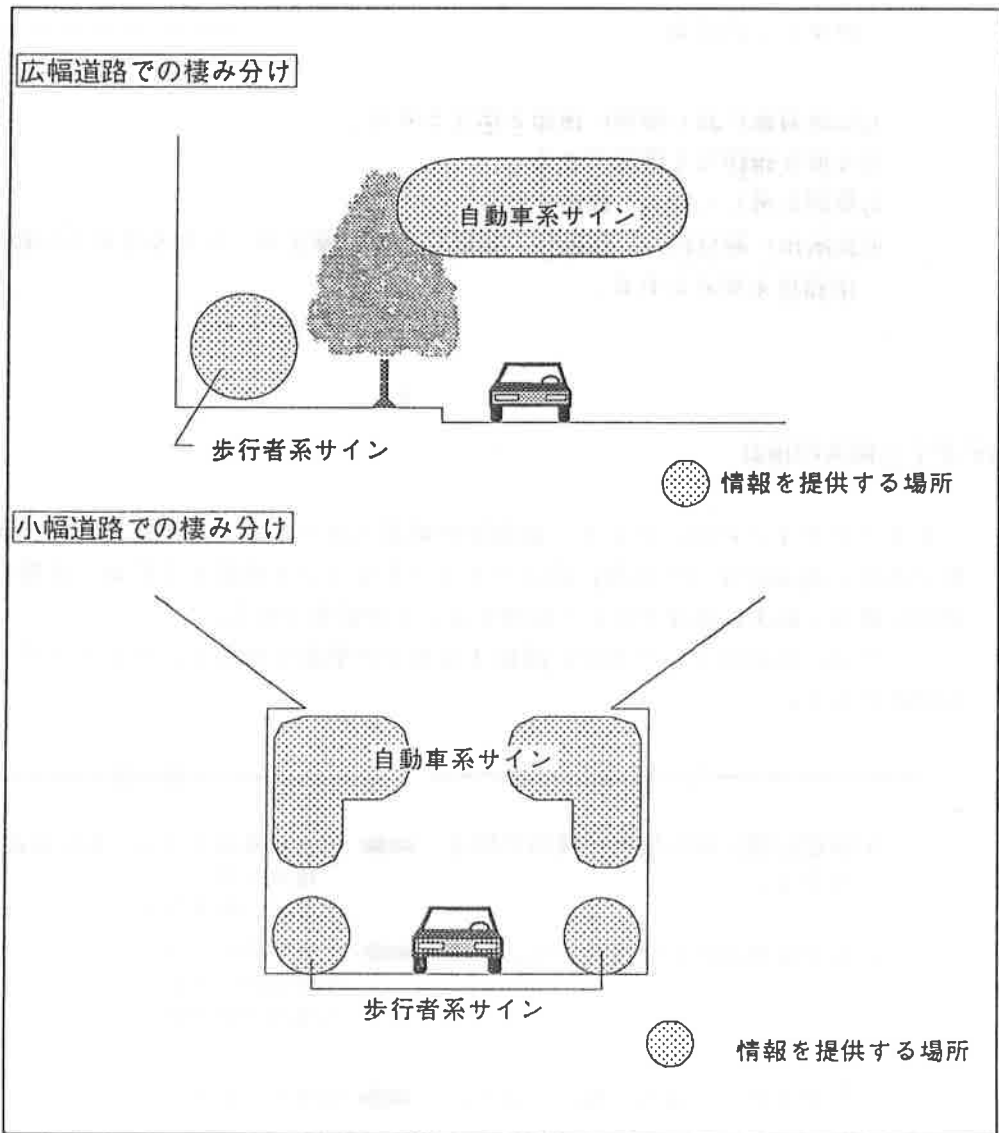
ここでは、前記の4つの方針に関係する8つの要素を抽出し、サインデザインを決定する指針を示す。

方針	要素
1) 伝達対象に対し確実に情報を伝えられる。	➡ ①自動車系サイン、歩行者系サインの様み分け ②サインの大きさ
2) 必要な視認性を確保できる。	➡ ③文字の大きさ ④障害物への対応 ⑤夜間の視認性
3) 景観を美しく保ち、整序できる。	➡ ⑥共架、共存
4) 長崎のどこにでも馴染むことができ、しかもサインに対する信頼性を高められる。	➡ ⑦デザイン展開方法 ⑧設置位置への対応

①自動車系サイン、歩行者系サインの棲み分け

現状の問題点で、歩行者用サインを自動車（運転者）が読み取り、それが原因による交通混雑や違法駐車等の問題を引き起こしている事が指摘されている。これを解消するには、歩行者系サイン、自動車系サインの分離を行う棲み分けが必要である。

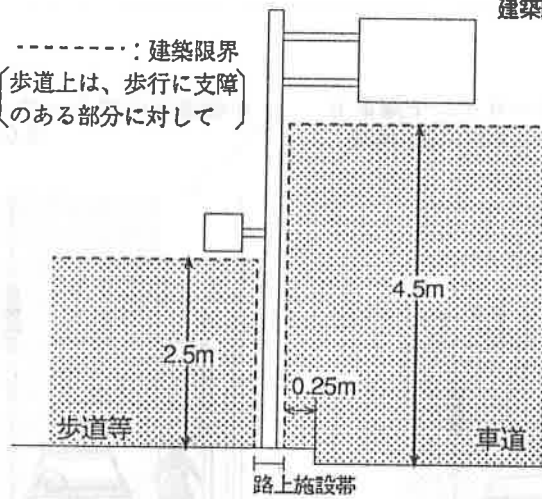
〈棲み分けの考え方〉



■参考資料（建築限界）

歩行者系サイン

-----: 建築限界
(歩道上は、歩行に支障のある部分に対して)

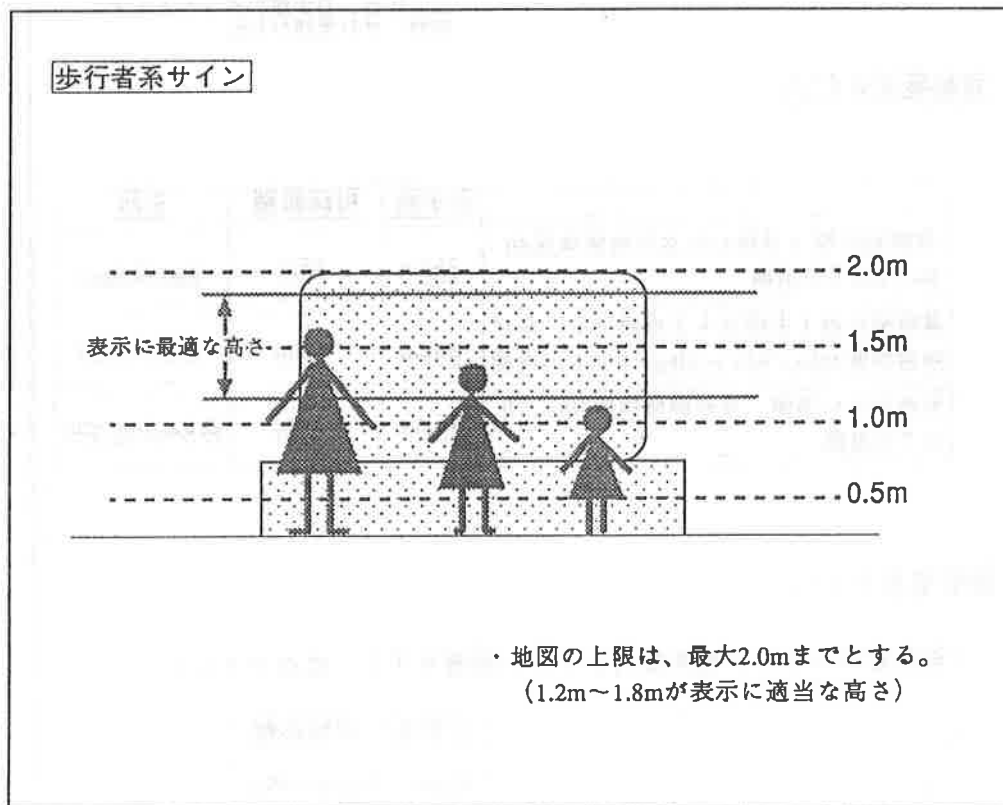


建築限界...道路法に基づき制定された道路構造令の中で規定されている。道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するため、ある一定の幅、ある一定の高さの範囲内には障害物となるようなものを置いてはいけないという空間確保の限界を示している。車道部では4.5m、歩道部では2.5mと規定されている。(歩道については、歩行に支障のない場所や路上施設帯、支障のない形態についてはそれ以下への設置が可能)

②サインの大きさ

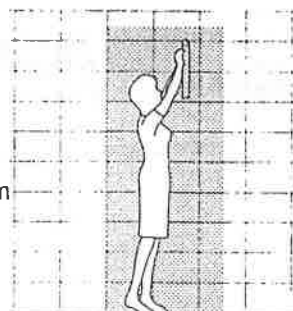
〈利用形態〉

- ・歩行者系サインに用いられる案内地図は、目的地の位置を確保する道順を把握するといった利用を考えると、眺めるだけでなく、利用者が指で地図をなぞれることが有効的である。
- ・利用者も大人ばかりでなく子供や車椅子利用者も考える必要がある。

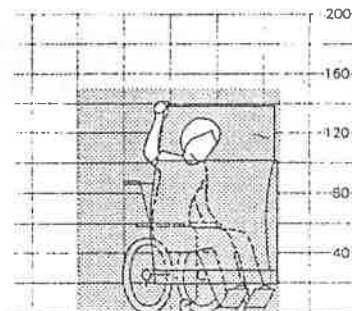


■参考資料

日本人平均身長
159.2cm



指先到達点
平均 198.7cm



③文字の大きさ

文字の大きさは視認性を左右する一番重要な要素であり、その大きさを決定する要因は、可読距離と移動速度が中心となる。

ここには、日本語の文字高を示す。
英語、は日本語の1/2。

自動車系サイン

	文字高	可読距離	矢印
道路幅片側 3 車線以上及び制限速度50 km/h以上の道路	25cm	85m	28cm×43cm
道路幅片側 1 車線以上 2 車線以下、及び制限速度40km/h以上50km/h以下の道路	20cm	68m	23cm×35cm
車数のない道路、及び制限速度30km/h以下の道路	15cm	51m	22.5cm×32.5cm

歩行者系サイン

〈全体案内サイン、地区案内サイン、誘導サイン、定点サイン〉

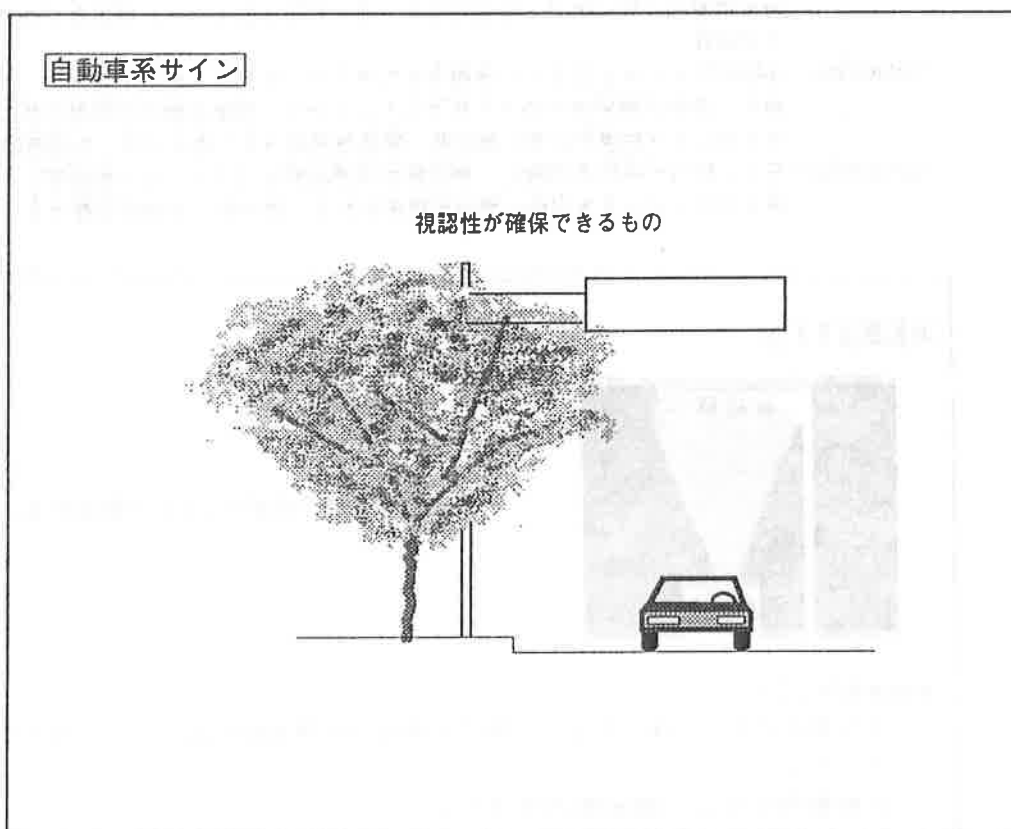
	文字高	可読距離
全てについて	10cm 以下	10cmの場合 34m

※漢字 9 画の歩行時における可読距離。50km/h走行時は値×0.89、
40km/h走行時は値×0.91、30km/h走行時は値×0.94。
(算出方法は道路標識設置基準による)

④障害物への対応

車道上部へ掲出される自動車系サインでは、電柱や架空線、街路樹など視認性を低下させる障害物が多く存在する。中でも街路樹はその顕著なもので、ここ数年剪定をできる限りおさえ自然の樹形を保全する傾向が深まりつつあるため、街路樹による視認性の低下は一層強まると予想される。

そのため、その場その場の状況に合わせて視認性（出幅が調整できる等）が確保できる柔軟性が求められる。



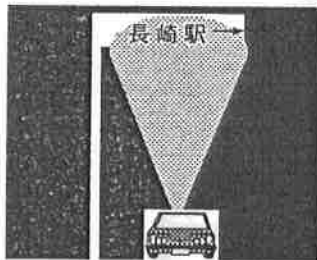
⑤夜間の視認性

夜型社会への移行が進む現在、特に夜景都市といわれる長崎では夜間の行動が活発化することが予想される。夜間のサイン利用も十分考慮する必要がある。

夜間の視認性確保の手法には、1)反射材料、2)外部照明、3)内部照明の3通りがあり、それぞれの以下の特性がある。

- 1)反射材料…光源から発射された光を反射して利用者が読み取れるようにする方式。夜間視認性は劣るが製作工程が簡単で安価なため、多く利用されている。利用者が光源を有することが条件。
- 2)外部照明…光源をサインの上方もしくは側方から与えて、外部から照明する方法。夜間視認性は高い。光源が表示面に映って見づらくなったり、直接光源が利用者の目に入り眩しくならないよう配慮が必要。製作費、維持管理費ともに高価だが、内部照明よりは安価。
- 3)内部照明…サイン枠内に光源を内蔵し、標示板に半透明素材（メタクリル樹脂等）を用いて表示面を浮き上がらせる方法。素材が限定される。製作費、維持管理費ともに高価。

自動車系サイン

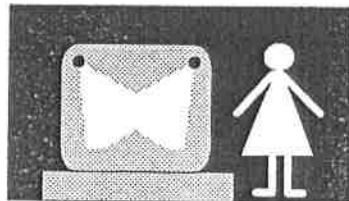


・反射素材（反射シート）を利用する。

歩行者系サイン

歩行者系サインでは、視認性に加えて都市の夜間景観の演出という視点をもって考えていく。

〈全体案内サイン、地区案内サイン〉



・外部照明を用いる。

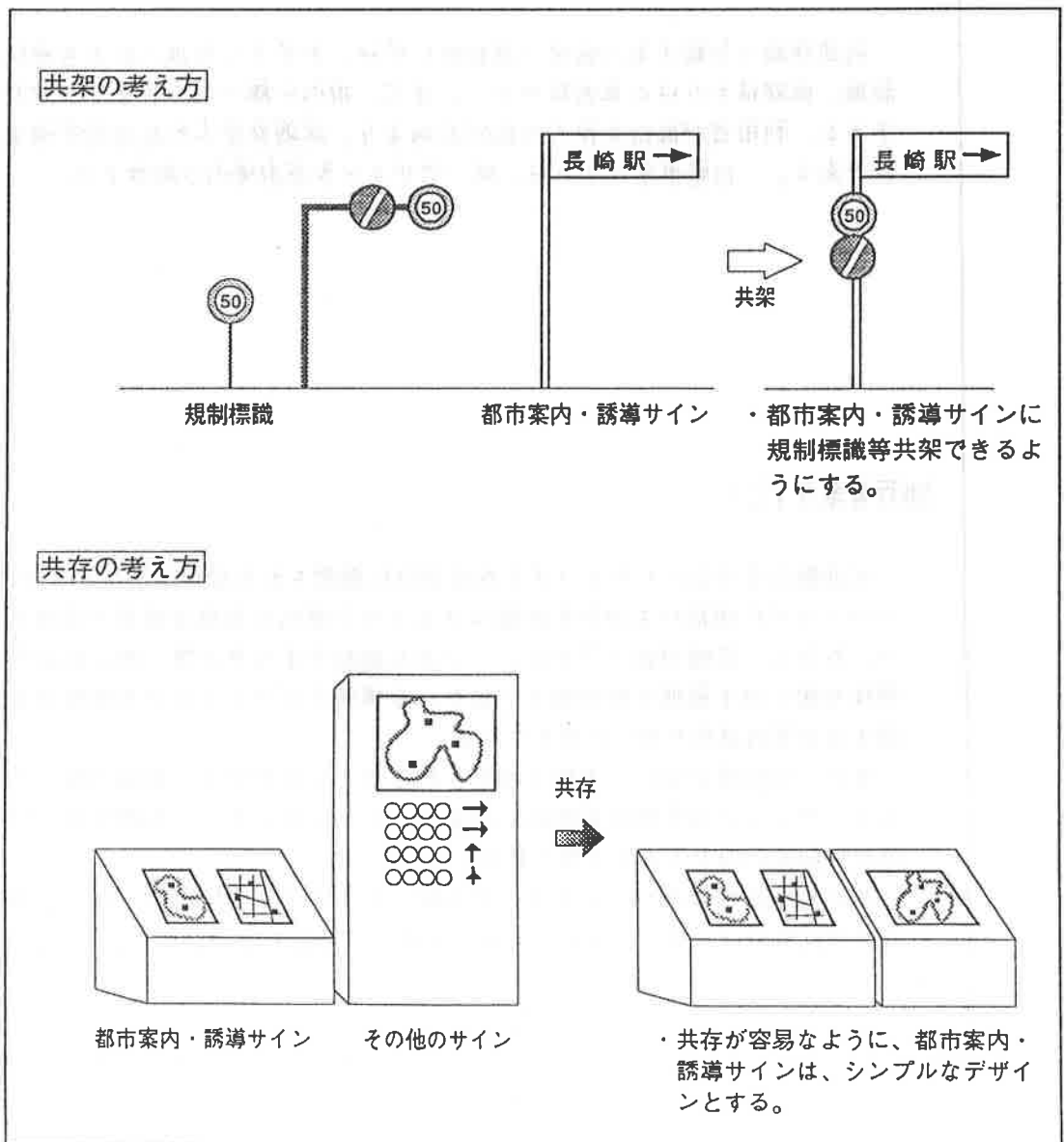
〈誘導サイン、定点サイン〉

・あえて照明装置は用いず、照明灯近くなど光のある場所を選択し設置していく。

⑥ 共存、共架

現在道路上には道路標識をはじめとする附属物、占用物件等多くの施設が設置されており、新たにサインを設置するには、スペース的にも景観的にも困難な状態にある。雑然となりつつある景観を少しでも整序でき、又自らの設置スペースを確保するためにも、既設の規制標識やサインの類が共架できるように考えていく。

又、都市サインに隣接して他のサイン（施設内サイン、掲示板等）が設置されるケースも今後考えられるが、再度サイン乱立という状況を招きかねない。共架を基本に考えて対応していくが、困難な場合は共存というデザインの共通化を行いサイン乱立の傾向を極力抑える努力をする。



⑦デザイン展開方法

都市案内・誘導サインのデザイン展開には、対象地区全体を統一する方法と、特徴ある場所や地域毎に展開していく方法の2通りが考えられる。

長崎市では、利用者のサインに対する信頼性やサイン自体の存在性の向上、安全性の確保、既に確立された都市イメージやその規模等を総合的に判断すると、統一されたデザインコンセプトを基軸に、統一されたデザインを基本に展開していくことが有効と思われる。

自動車系サイン

高速移動で移動する自動車（運転者）には、デザインの違いによる地区の認識、確認はそれほど重要性がない。また、市内に幾つものデザインが存在すると、利用者が混乱を招く可能性が高まり、交通安全上の危険性が増す恐れがある。自動車系サインは、統一デザインを全市域内で展開する。

歩行者系サイン

交通拠点を中心にしたエリアを基本単位に整備される歩行者系サインでは、どのエリアに現在いるのかを認識させるエリア個性の表現は重要な意味を持つ。しかし、長崎の各エリアは、シンボル施設やまちなみ等、既に独自性、個性を醸し出す素地を充分備えており、今後新たにサインによる個性化を強調する必要性は余り無いと考えられる。

また、長崎市全域にくまなく設置されるサインのデザイン基調が統一されると、サインの存在感は必然的に高まり、それに伴いサインの機能性、信頼性が飛躍的に向上すると予想される。

そのため歩行者系サインでは、全市統一のデザインを活用し、控え目な部分で地区区分（エリア）を知らしめるデザイン手法を用いることとする。

⑧設置箇所への対応

長崎には特徴のある建物や歴史を感じさせる場所など独特の個性を有するものがまちのあちこちに多く存在し、これらを背景にして都市案内・誘導サイン（特に歩行者系サイン）は設置されることになる。

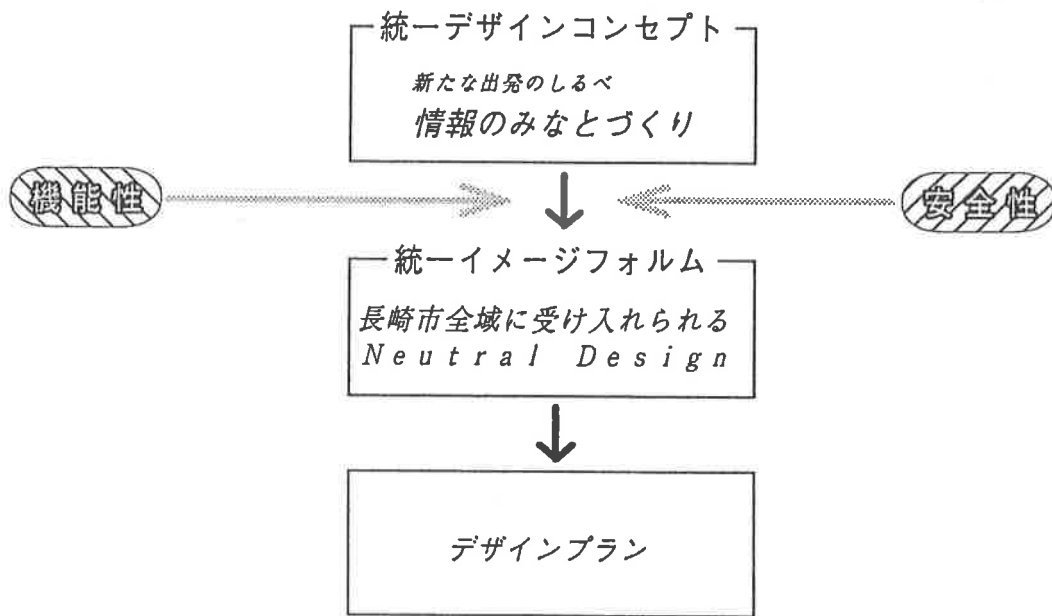
都市サインは、こうした背景が持つ雰囲気や周辺イメージと対立することなくその場に融け込みさりげなく存在し、利用者が必要とするときのみ存在をアピールし利用者を助けるものとなっていく必要がある。



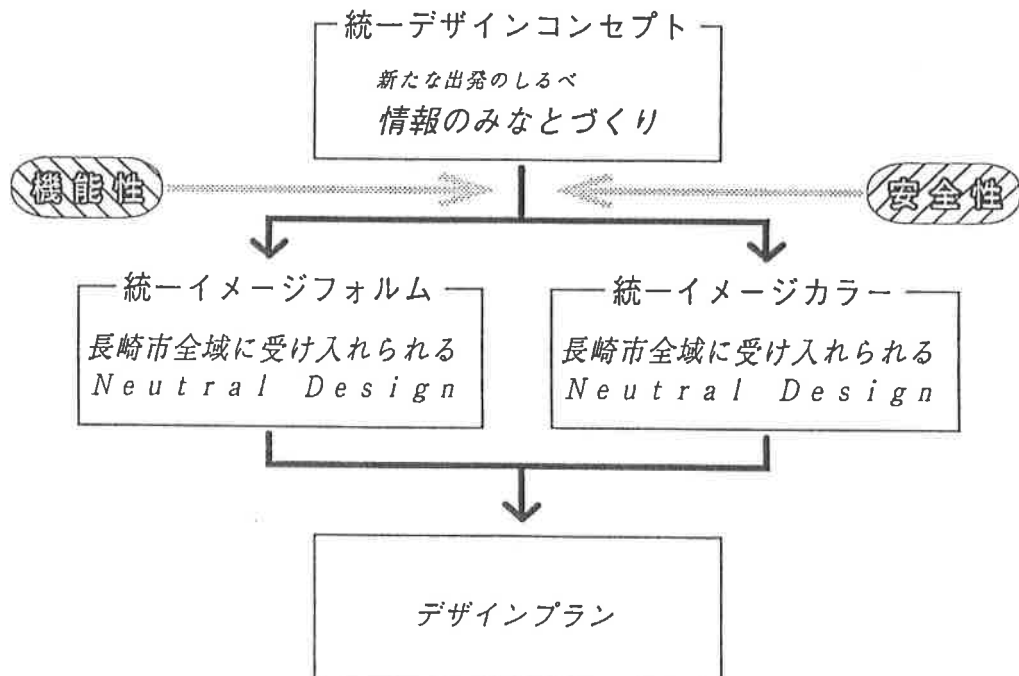
(3)デザインフロー及びコンセプト

前述のデザインの方針、デザインエレメント別指針を受け具体的なデザインを決定するためのデザインフローとデザインコンセプトを決定する。

自動車系デザインコンセプトとフロー



歩行者系サインのデザインフローとデザインコンセプト



環境政策の重要性は、持続可能な開発の観点からますます高まっている。気候変動や環境汚染などの課題は、人類の健康と福祉に深刻な影響を及ぼしている。したがって、政府や企業、市民が協力して環境保護に取り組むことが不可欠である。

環境政策の実施には、科学的知見に基づいたデータと分析が不可欠である。環境モニタリングシステムや大気質測定装置などの導入により、環境状態をリアルタイムで把握し、政策の効果を検証することができる。

また、環境政策の成功には、透明性と説明責任が不可欠である。政策の進捗状況を定期的に報告し、市民からの意見を積極的に受け入れることが、政策の信頼性を高め、持続可能な発展を実現するための鍵となる。

項目	内容
環境政策の目標	持続可能な開発目標（SDGs）の達成
主要な課題	気候変動、環境汚染、資源不足
対応策	再生可能エネルギーの導入、環境規制の強化

V章 実現化への課題

V章 実現化への課題

V-1. サイン整備の手順

(1) サイン整備の手順

サイン整備には一般に、計画→実施（設置）→管理の3つのステップが考えられる。

サイン整備の出発点である計画ステップでは、事業の目的を明確にし、長崎市にふさわしいサインのシステム、デザイン等を検討し整備の方向性を定める基本計画、基本計画を受けたサインの配置に関する事項、サインデザインに関する事項を具体的にまとめる実施計画、及び事業スケジュール、役割分担等を決定する事業計画の3つがある。この計画ステップは、長崎市都市サイン推進協議会が主体、長崎市都市景観課がその事務局となり策定していくこととする。

実施計画では、主に配置プランとデザインプランとを決定する。配置プランでは、基本計画で示された内容に沿ってサイン配置位置、その種類、表示内容等の設置に関する具体的な事項をまとめる。またデザインプランでは、各サインのデザインを決定し、その具体的な寸法、構造、仕様等をまとめた標準図の作成を行う。この配置プランとデザインプランの両者は深く関係し合っているため、並行して進めていく必要がある。

その後、実施計画で決められた配置プランの内容をもとに、事業計画で整備スケジュール、役割分担を具体的に決定する。事業計画に沿って、実施ステップへと移行し、順次設置工事を行なう。工事に際しては、実施設計図の作成や交通管理者、道路管理者との協議を行なう必要がある。

サイン設置後の管理ステップでは、汚れや劣化損傷に伴う情報伝達機能の低下、美観阻害の防止を補う定期メンテナンスと、都市変化（道路新設、施設開設等）に対応できるよう5～10年毎に全市の配置方針、設置場所、表示内容等の、サイン配置を見直す2つの役割が求められる。

■サイン整備のフロー

		目的・主旨	主体
計画 ステップ	基本計画	事業の目的を明確にし、事業の方向性を定める。 長崎にふさわしいサインシステム、デザインを検討する。	長崎市都市サイン推進協議会 (事務局：長崎市都市景観課)
	実施計画	(実施計画) ・配置プランの作成をし、事業内容、事業量を明確にする。 ・デザインプランで、デザインを検討し標準図を作成する。	長崎市都市サイン推進協議会 (事務局：長崎市都市景観課)
	事業計画	(実施計画) ・実施計画をもとにして、事業スケジュール、事業分担等を決定する。	
実施 ステップ	設置工事	・実施設計図の作成 ・設置工事	未定 [考え方] ・これまで通り各施設管理者が関係部分を個別に整備していく。 ・都市サイン整備の事業所管課を設けて、一括整備を行う。
管理 ステップ	定期メンテナンス	・汚れや劣化損傷に伴う機能低下を補う。	未定 [考え方] ・設置者が個別に管理。 ・都市サイン事業所管課が一括管理。 →設置工事主体に密接に関係
	配置の見直し	・都市変化（施設の新設、道路の新設）に応じて、及び定期的（5～10年毎）にサインの配置表示内容を見直し、機能性を維持する。	長崎市都市サイン推進協議会 (事務局：長崎市都市景観課)

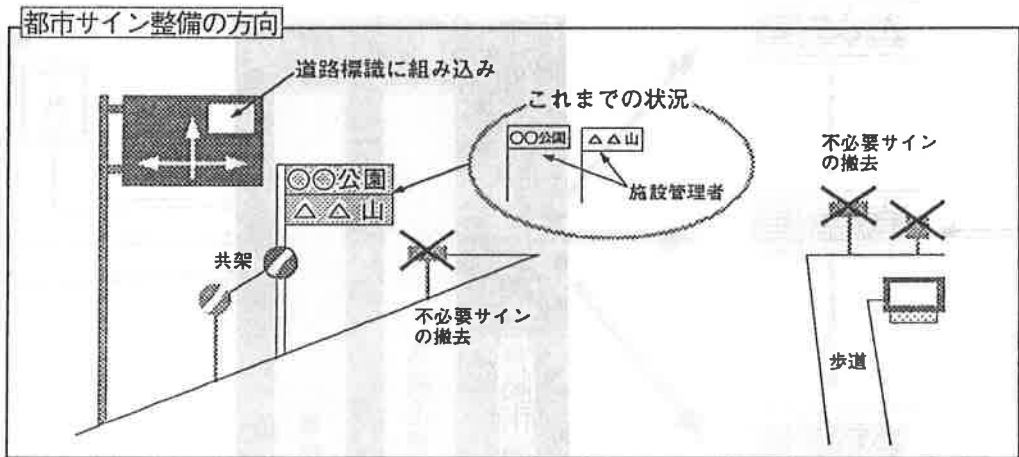
(2)本計画の位置と今後

本基本計画は長崎市の都市景観向上を第一の目的に長崎市都市景観課が事務局となり、サイン整備に関係する国、長崎県、長崎市、民間団体の協力を得て長崎市におけるサインの理想的なあり方を検討し、まとめ上げようとしているものである。

この基本計画では、長崎市の案内誘導サインの進むべき方向は位置づけているが、具体的なサイン配置、サインデザインを示すには至っていない。今の状況のまま実施に移行していくと、これまでのサイン整備同様、各施設管理者、関係部署が個別に整備を進めていくことになり、都市景観の向上を推進していくことは難しいと思われる。

景観向上を目的とするサイン整備は、これまでサイン整備で考えられてきた施設、部署という単位ではなく、都市という枠組みで考えてなければ目的を達成することは困難である。

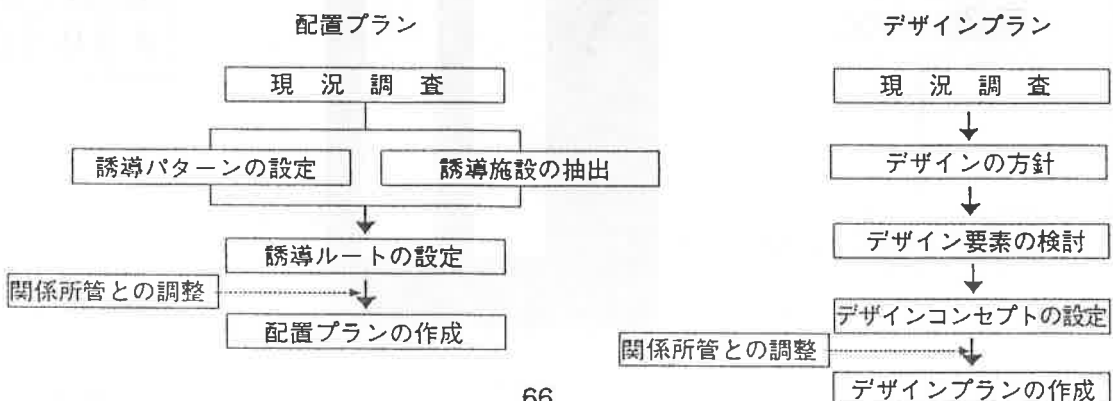
長崎市の都市案内誘導サインの整備は、基本計画に次いで、具体的なサイン配置を都市という枠組みで考えていく包括的な実施計画が必要である。



実施計画の目的

- ・基本計画をもとにした、長崎市におけるサイン配置、デザインの具体化
- ・整備内容が明確になる。
- ・全体整備量（：新設数、撤去数）を把握する。
- ・整備主体を決定する目安ができる。

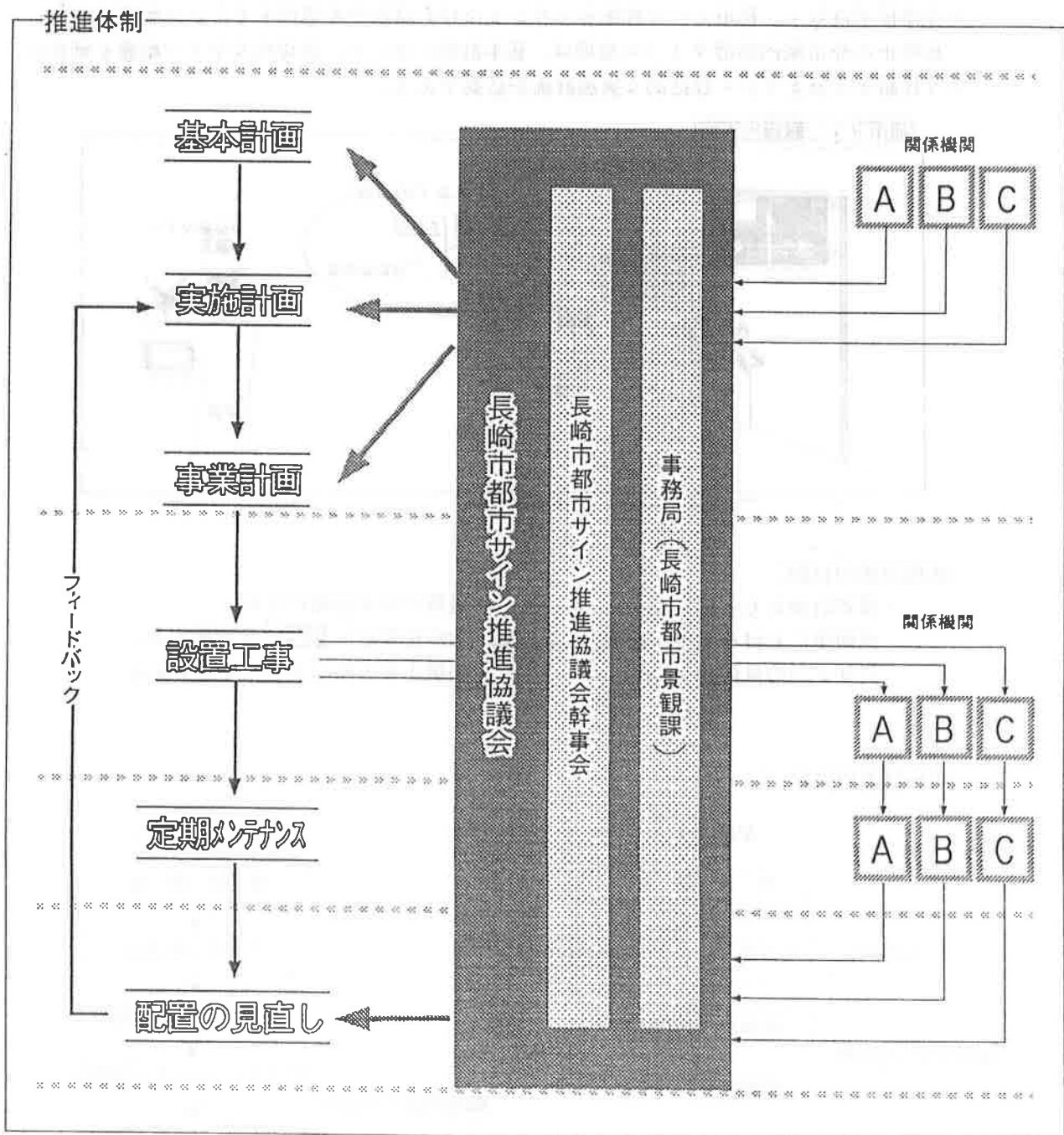
実施計画のフロー



(3)事業展開の方法

基本計画に基づき計画的な整備を実施していくには、基本計画での指針を最大限に尊重しながら、事業主体となる各機関がそれぞれの必要性に応じて個別にその事業展開を行なうことが基本スタンスとなる。

その際、事業主体で個別に行なわれる事業への基本計画の運用から実施計画、設計を行なっていく事業展開及びそれらの事業の集合によるサイン計画全体の進捗等を把握していく計画管理が必要となってくる。事業展開のストーリーは以下のように考えられ、これに沿って事業を展開しながら長崎市にふさわしいスタイルを確立していく。

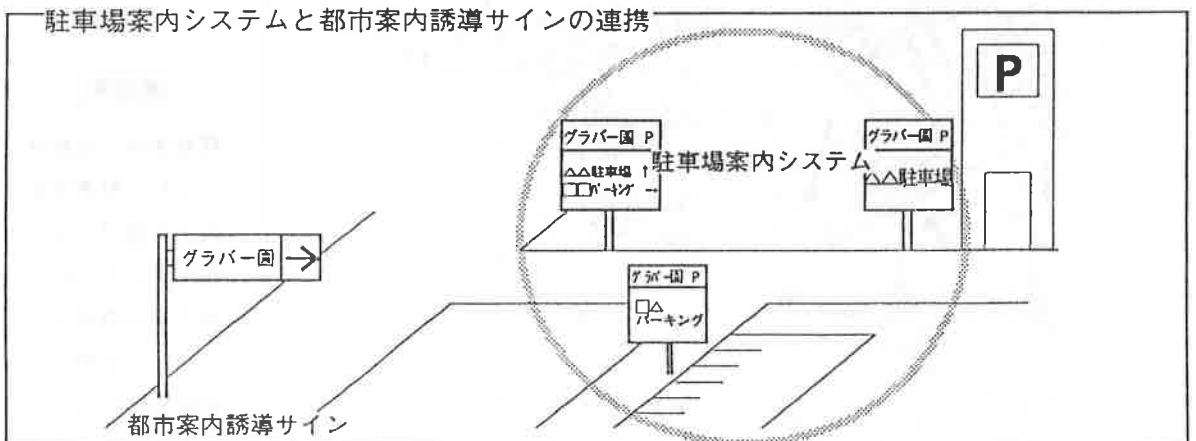
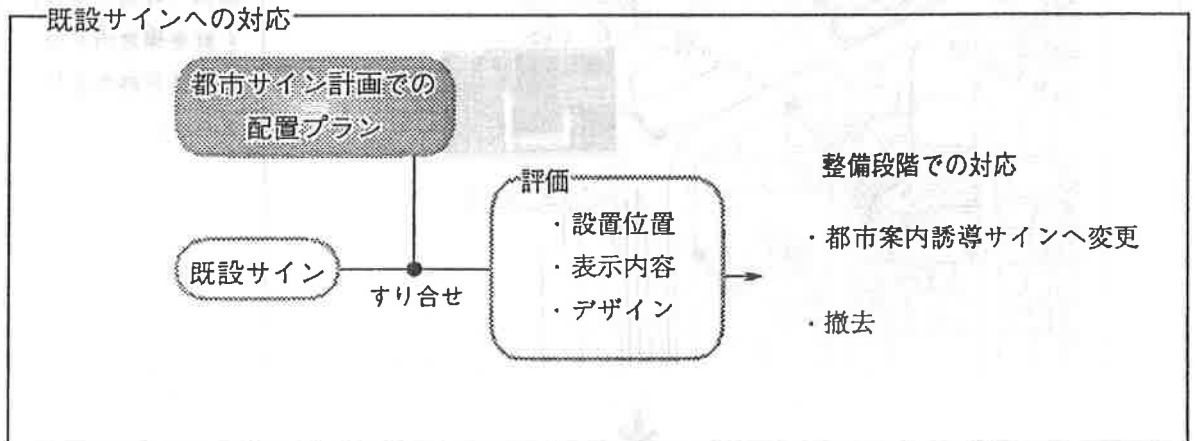


V-2. 既設サインへの対応

本計画は、既に整備されたサインの問題点、課題を解消し、適切な誘導案内、情報発信、デザインのシステムを用いて、長崎らしいサイン環境を形成していこうとするものである。そのサイン環境の形成には、サインを新設することと共に既に設置されているサインへの対応が不可欠である。

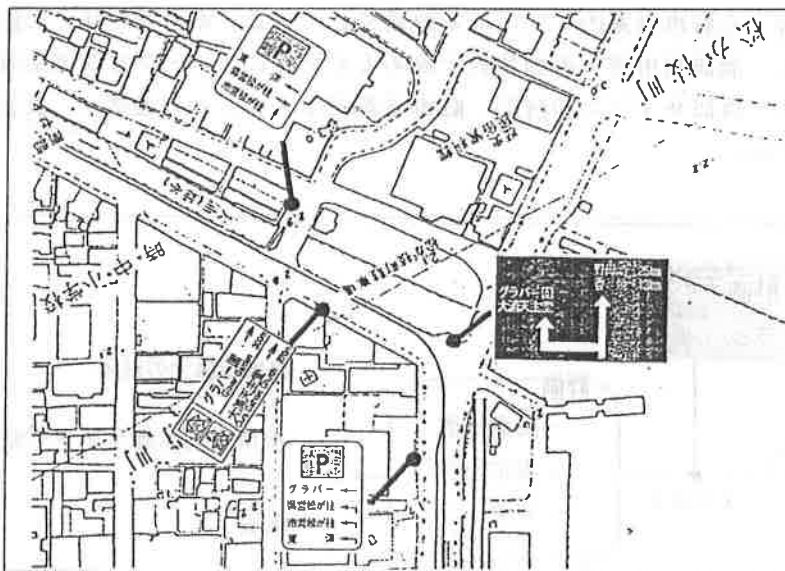
既設サインへの対応は、基本計画に基づき実施計画で作成される理想的配置に対し、随時既設サインとの照合を行い、都市案内誘導サインへの変更もしくは撤去の2つの対応を原則として行っていく。

また、長崎の都心部では自動車交通の効率化、円滑化を目指し、駐車場を体系的に案内する独自のシステムを持った駐車場案内システムが整備されている。本計画ではこの駐車場案内システムと連携し、施設利用者への利便性を高めるとともにスムーズな交通処理に寄与していくものとする。既設サインへの対応、駐車場案内システムとの連携は、実施計画の段階で詳細に検討する。



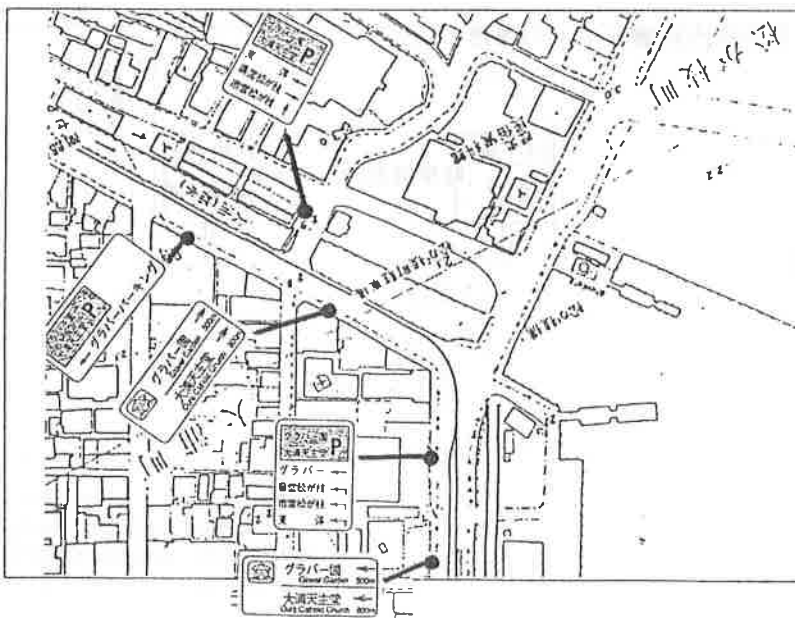
都市案内誘導サインと駐車場案内システムが連携する必要がある箇所。具体的対応は、実施計画の段階で状況を充分把握して対応を考えていく。

駐車場案内システムとの連携シミュレーション (案)



現状

利用者からは経路案内（分岐サイン）と駐車場案内との一貫性が読みとりづらい。



連携案

経路案内（分岐サイン）と駐車場案内とを連携させ、経路案内で目的地付近まで誘導されてきた自動車を、最終目的地となる駐車場までスムーズに到達できるようにする。

V-3. 他の媒体との連携

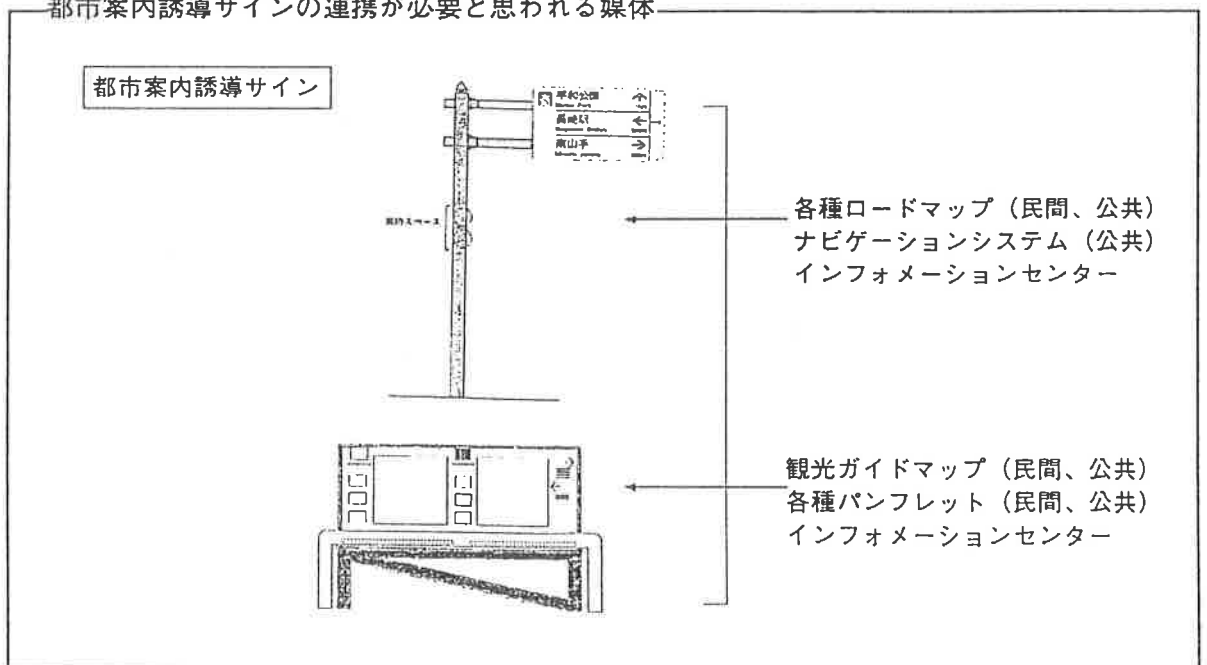
都市部で行動、移動する人々が必要とする情報を提供する媒体には様々なものがあり、都市案内誘導サインはその1つにすぎない。今後、サインとそれ以外の情報提供媒体が連携し、統一性のとれた情報を提供することで都市における案内誘導機能は相乗的に拡大すると思われる。

本サインと特に連携が必要と思われるものは、運転中に参考とするロードマップ、ナビゲーションシステムなどや歩行中に見るガイドマップ、パンフレット等の手元資料である、同時にそれらの配布やを口頭での情報提供を行うインフォメーションセンター等との連携、協力も必要となる。

サインと手元資料が伝える情報の内容、表現手法等の整合性を図ることにより、両者はお互いに利用価値の高いものとなっていく。また、サインにより伝えられる情報量は限定されるため、英語以外の言葉、より詳しい地区の案内等の都市サインでは提供できない情報を、パンフレット、マップ等の手元資料で補完することにより、都市全体での総合的な案内機能の充実が図られる。

また、これらの手元資料の配布、口頭での案内等総合的な情報提供を行うインフォメーションセンターの存在が欠かせないものとなってくる。サイン配置を考える段階で、インフォメーションセンターを1つの拠点に位置づけ、ネットワーク化が図られるよう計画していく必要がある。インフォメーションセンターの設置に関しては、自動車系では駐車場の確保等を考えると市街地内での新たな設置は空間的、経済的にも困難が予想され、高速道路のサービスエリア、国道沿いに整備が進む道の駅等の利用、民間のガソリンスタンドやコンビニエンスストア等への協力要請も考えていく必要がある。歩行者系では、既に機能している公設、私設の観光案内所を中心に各施設の受け付けの利用、主要な施設やまちかどへの新設も検討していく必要がある。

都市案内誘導サインの連携が必要と思われる媒体





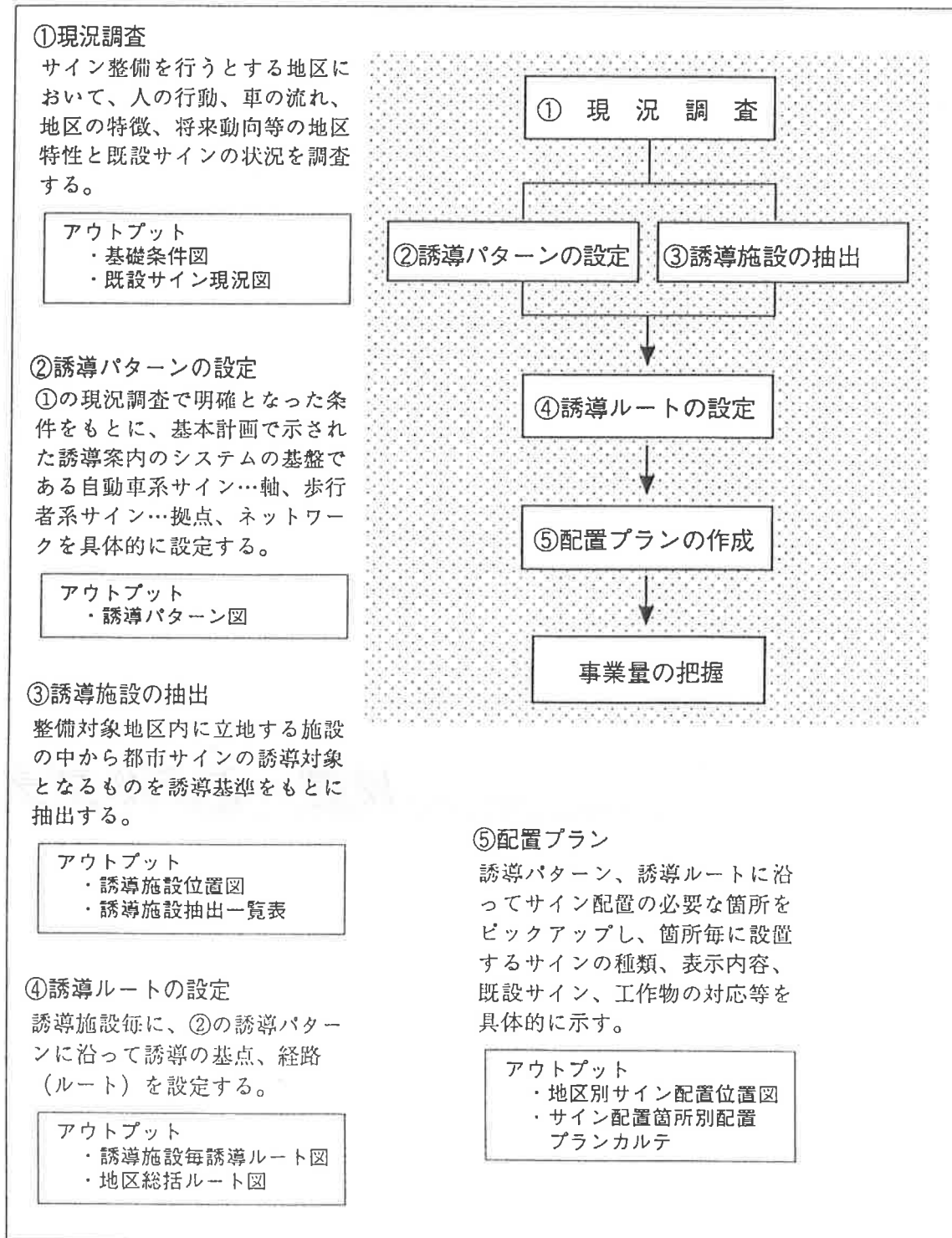
VII章 モデルプラン

VI章 モデルプラン

基本計画で検討された項目を具体化し、各項目が妥当であるか、長崎市のサイン環境がどう変化するかを検証し、かつ実施計画のサンプルとして、配置プランとデザインプランのモデルプランを作成する。

VI-1. 配置プラン

(1)配置プランのフロー



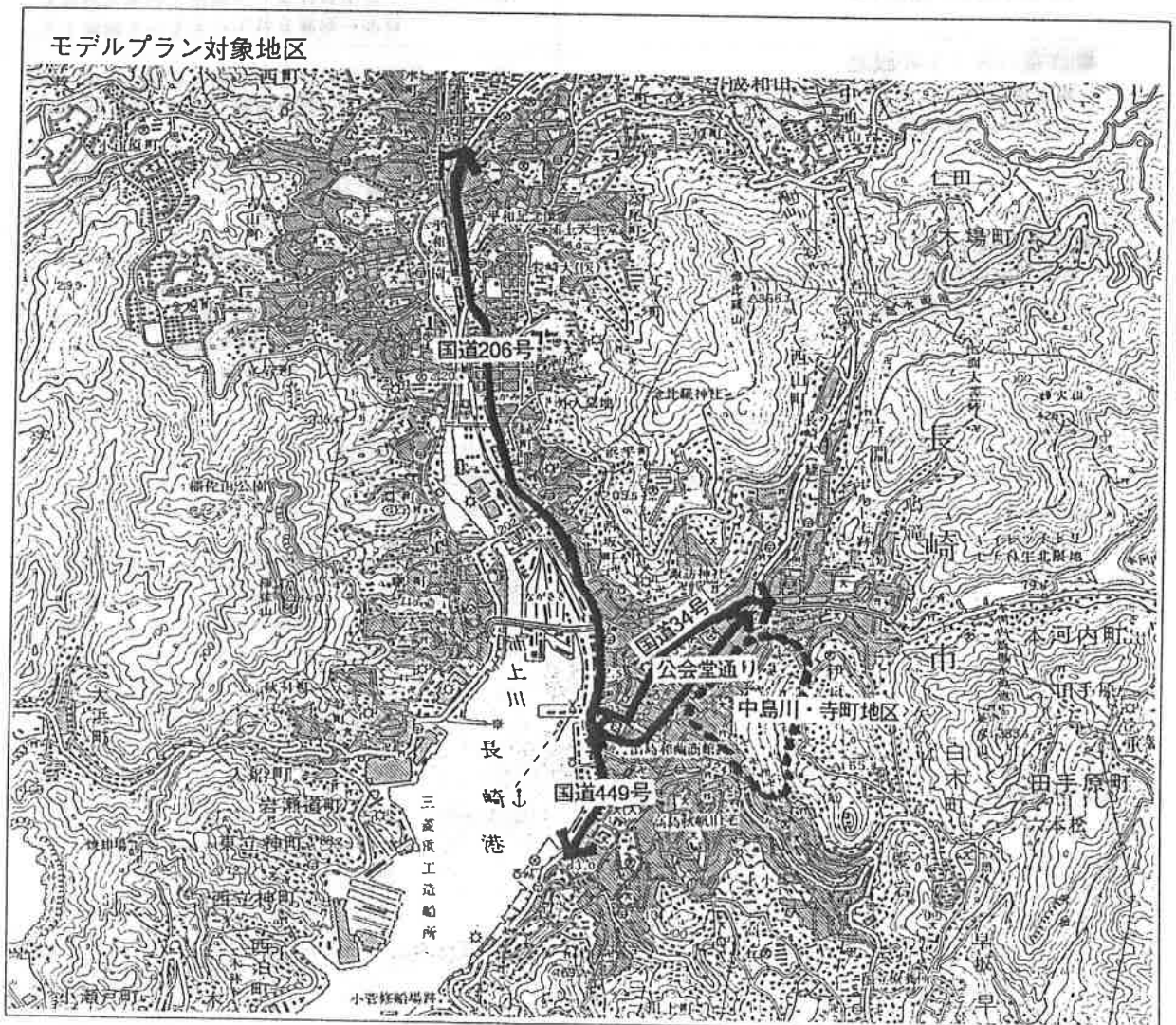
●対象地区

・自動車系サイン

誘導案内システムをもとに、交通体系、道路管理区分等を考慮して、国道206号（岩屋橋～出島）、国道34号（馬町～県庁）、国道449号（出島～古河町）、公会堂通り（馬町～出島）をモデルプランの対象とする。

・歩行者系サイン

誘導案内システムで示された8つのゾーンのうち、中島川・寺町地区をモデルプランの対象とする。この地区は、近々景観形成地区の指定を受けるところであり、地元からサイン設置の要望の高い地区である。



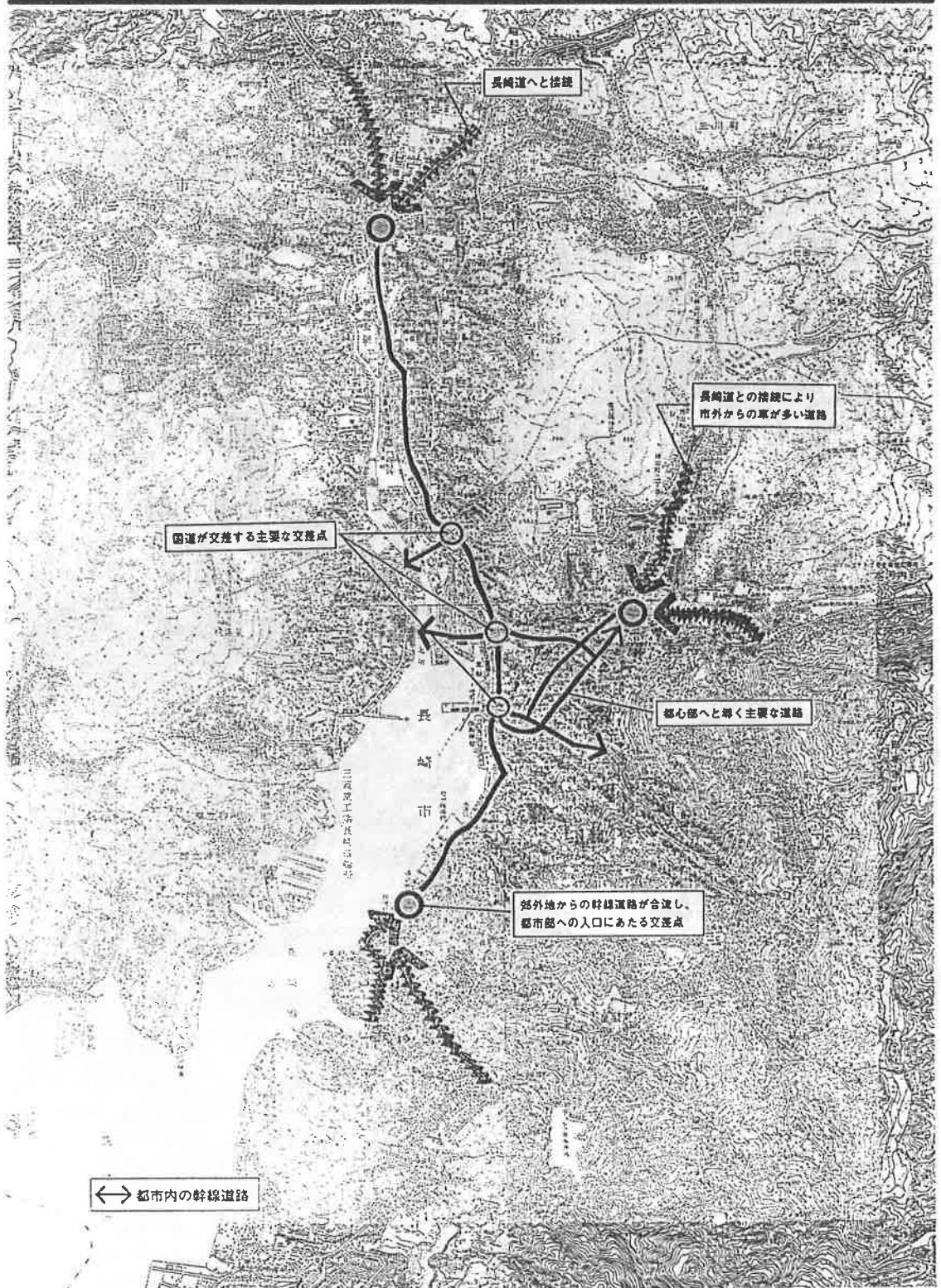
(2)自動車系サイン配置プラン

◆ 項目 ◆	◆ 留意点 ◆
<p>■基礎条件の把握</p> <p>交通量調査、既存の交通体系、道路管理体系、道路計画、及び都市での交差点の位置付け等を調査し、特性図として整理し、誘導パターン、誘導ルートを設定する際の基礎データとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路…長崎市での中心的役割を担う幹線道路 <ul style="list-style-type: none"> ・都市内幹線、郊外地幹線等の特徴があれば明記する。 ・道路計画等も確認する。 ・交差点…主要な交差点（国、県道の交差点等）を把え、都市部の入口にあたるゲートの交差点、一般的な交差点にを確保する。
<p>■既設サイン現況</p> <p>現在設置されているサインの種類、表示内容、位置、設置者及び管理者等を、現地もしくは道路管理台帳で調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識…自動車への案内誘導を目的に都市内に設置される103系、108形及び114系を中心に調査を行う。 ・他のサイン…占用物件として道路上に案内誘導を目的に設置されているものを調査する。
<p>■誘導パターンの設定</p> <p>軸線条誘導を行う際の基本となる軸、及び主要交差点を現況調査をもとに設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軸…長崎市における主要動線となる道路（地区特性での幹線道路とはほぼ一致。国道、県道が中心） ・主要…軸同士が交わる交差点を主要交差点として位置づける。
<p>■誘導施設の抽出</p> <p>基本計画P27,28を参考に、自動車系サインで誘導対象とする施設をリスト化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方面案内…P27に示されている移動の目安となる著名地点。 ・施設誘導…P28に示されている項目に適合する施設。（ただし、駐車場施設、アプローチが十分に整備されていないものは削除。）
<p>■誘導ルートの設定</p> <p>誘導パターンをもとにして、前項で抽出した誘導施設毎に誘導ルートを設定する。</p>	<p>●誘導ルートの設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方面案内…都市のゲートから軸を利用して誘導（著名地点）を行う。（軸上に設置される108系に併記を行う。） ・施設誘導…軸から施設へと分岐する交差点を起点とし、その後施設までの（駐車場まで）の経路を誘導ルートとして設定する。ルートの設定には日常的に利用されているものを基本とするが、交通処理、サインの表示容量、設置ヶ所等の制約も十分考慮して設定する。
<p>■配置プラン</p> <p>誘導ルートをもとに、サイン配置の必要な箇所を抽出し、具体的な設置場所、表示内容、設置するサインの種類、工作物、既設サイン等の対応を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置箇所…方面案内は、道路標識（108系）が設置される主要交差点。（詳しくは標識設置基準参照） <ul style="list-style-type: none"> ・軸上での施設への分岐点及び誘導ルート上の交差点等。 ・設置場所…原則として交差点端から30m以上離して設置する。（ただし、道路標識、既設サイン等の状況を充分考慮して決定する。） ・表示内容、設置するサインの種類、既設サインへの対応等は基本計画を参照。 ・各配置箇所毎にカルテを作成する。

①現況調査

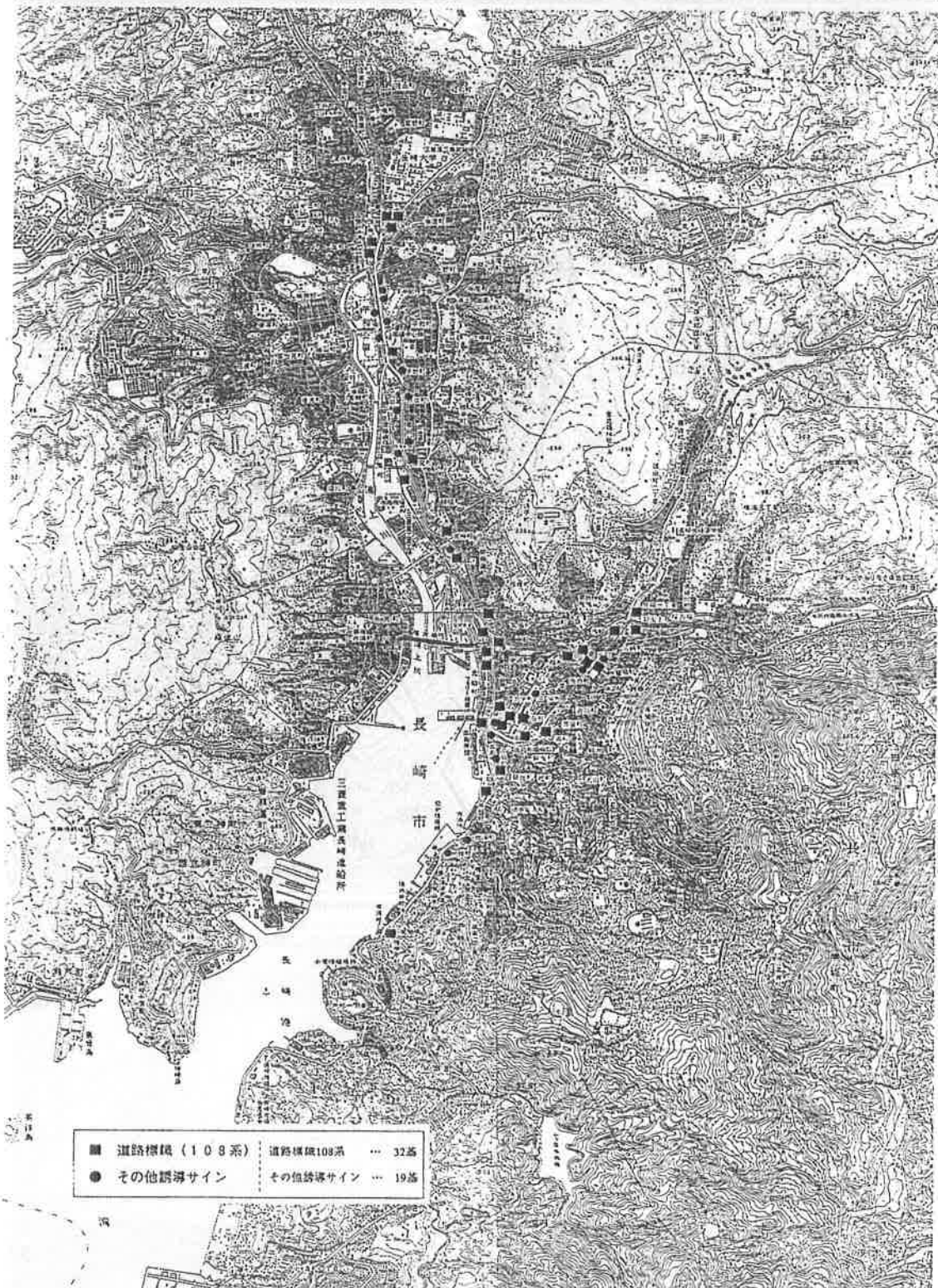
基礎条件図

自動車の動き、交通体系、将来動向を把握する。



既設サイン現況図

既に設置されているサインの種類、数、位置等を把握する。

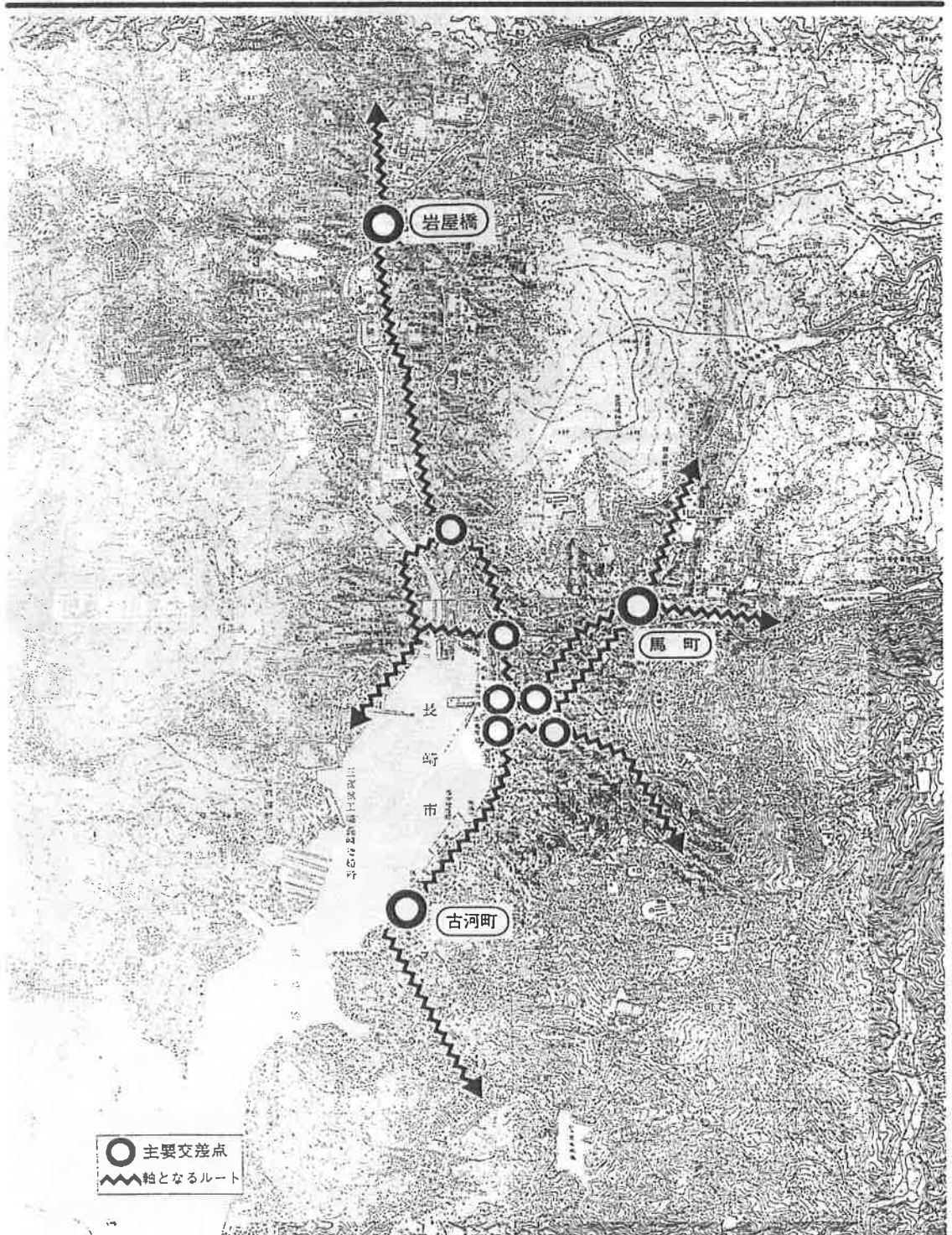


②誘導パターンの設定

現況調査でまとめた自動車の流れ、体系をもとに、誘導パターンを設定する。

誘導パターン図

- 設定する項目—
軸 …長崎市における自動車の主要動線
(誘導の起点となる)
主要交差点…軸同士が交わる交差点





③誘導施設の抽出



抽出基準を参考に、都市サインの対象となる誘導施設を抽出する。



 方面案内
 施設誘導

誘導施設一覧

交通機関	J R 港	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 長崎駅 ・ J R 浦上駅 ・ 大波正ターミナル 	
行政施設	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎地方検察庁合同庁舎 ・ 長崎地方裁判所 ・ 長崎地方検察庁長崎区検察庁 ・ 長崎家庭簡易裁判所 ・ 出島合同庁舎 ・ 長崎税関 ・ 長崎北郵便局 ・ 長崎中央郵便局 ・ 九州地方建設局長崎 工事事務所 ・ 長崎営繕工事事務所 	
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク長崎 ・ 長崎合同庁舎 ・ 長崎県警本部 ・ 長崎県庁 ・ 長崎警察署 ・ 浦上警察署 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市役所 	
保健・ 医療施設	病院 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎原爆病院 ・ 長崎県済生会病院 ・ 長崎市立市民病院 ・ 長崎大学医学部 附属病院 ・ 長崎市立 成人病センター ・ 長崎北保健所 	
史跡・名勝	文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大浦天主堂 ・ グラバー園 ・ 諏訪神社 ・ 出島 	<p>国宝 国指定重要文化財 県指定有形民俗文化財所有 国指定史跡</p>
文化施設	文化施設 ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市博物館 ・ 長崎市児童科学館 ・ もりまちハートセンター ・ 県立美術館博物館 ・ 県立図書館 ・ 長崎国際文化会館 ・ 長崎市公会堂 ・ 長崎市民会館 	
スポーツ施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県立総合体育館 ・ 市営大橋球場 ・ 市営ラグビーサッカー場 ・ 市営陸上競技場 ・ 市立諏訪体育館 	
公園	総合公園 地区公園 特殊公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和公園 ・ 立山公園 ・ 長崎公園 	
観光施設・ レクリエーション		<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦上天主堂 ・ 孔子廟 	
福祉施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎障害児職業センター ・ 長崎県総合福祉センター ・ 長崎厚生年金福祉会館 	

④誘導ルートの設定

誘導施設別 誘導ルート図

誘導パターンに沿って、各施設別に誘導ルートを設定する。決定に際しては、序列、誘導ルート決定のルール等が必要である。また、交通処理やサインの物理的制約等の面からの、ルートアレンジも必要である。

〈今回の考え方〉

施設の序列

1. 方面案内

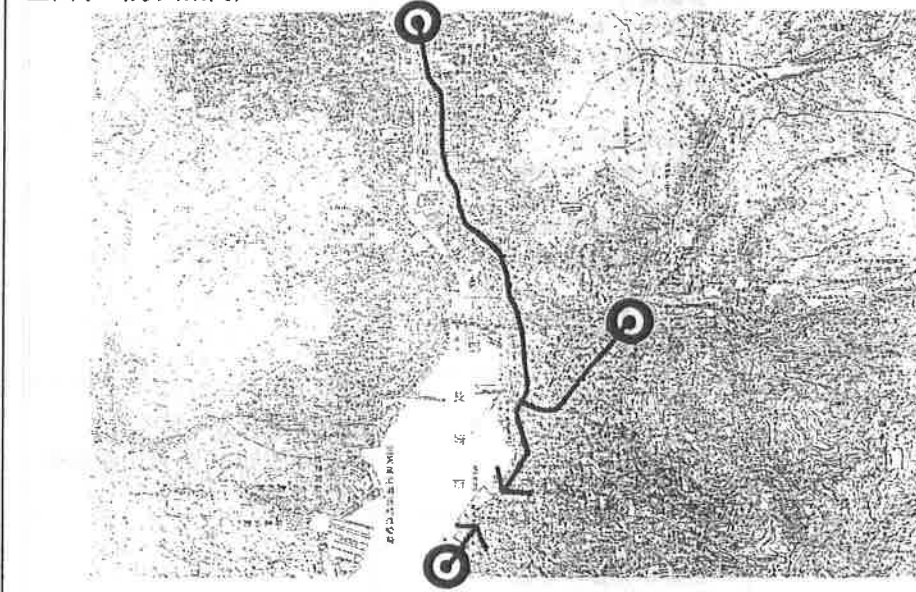
2. 施設誘導

誘導ルート決定のルール

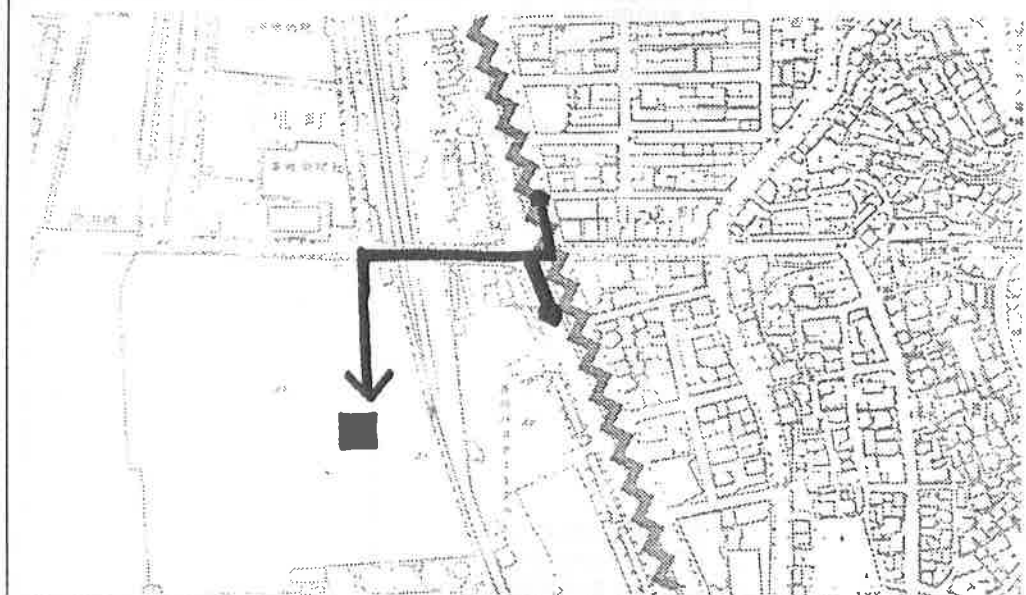
・ 広域的案内が必要であるため、市街地入口付近の主要交差点から軸を利用して誘導。

・ 軸となるルートを起点に目的地まで誘導

■山手（方面案内）



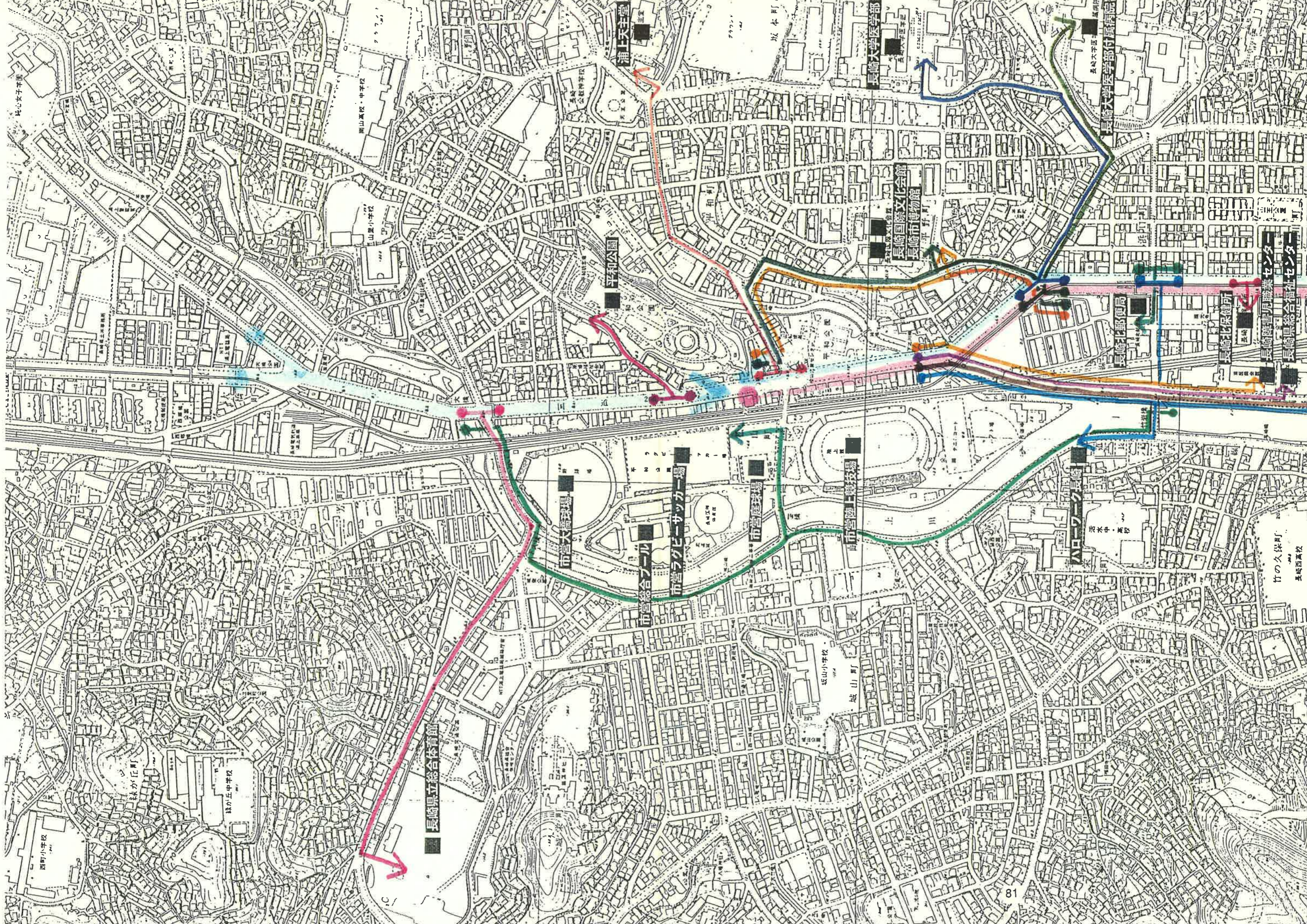
■もりまちハートセンター（施設誘導）

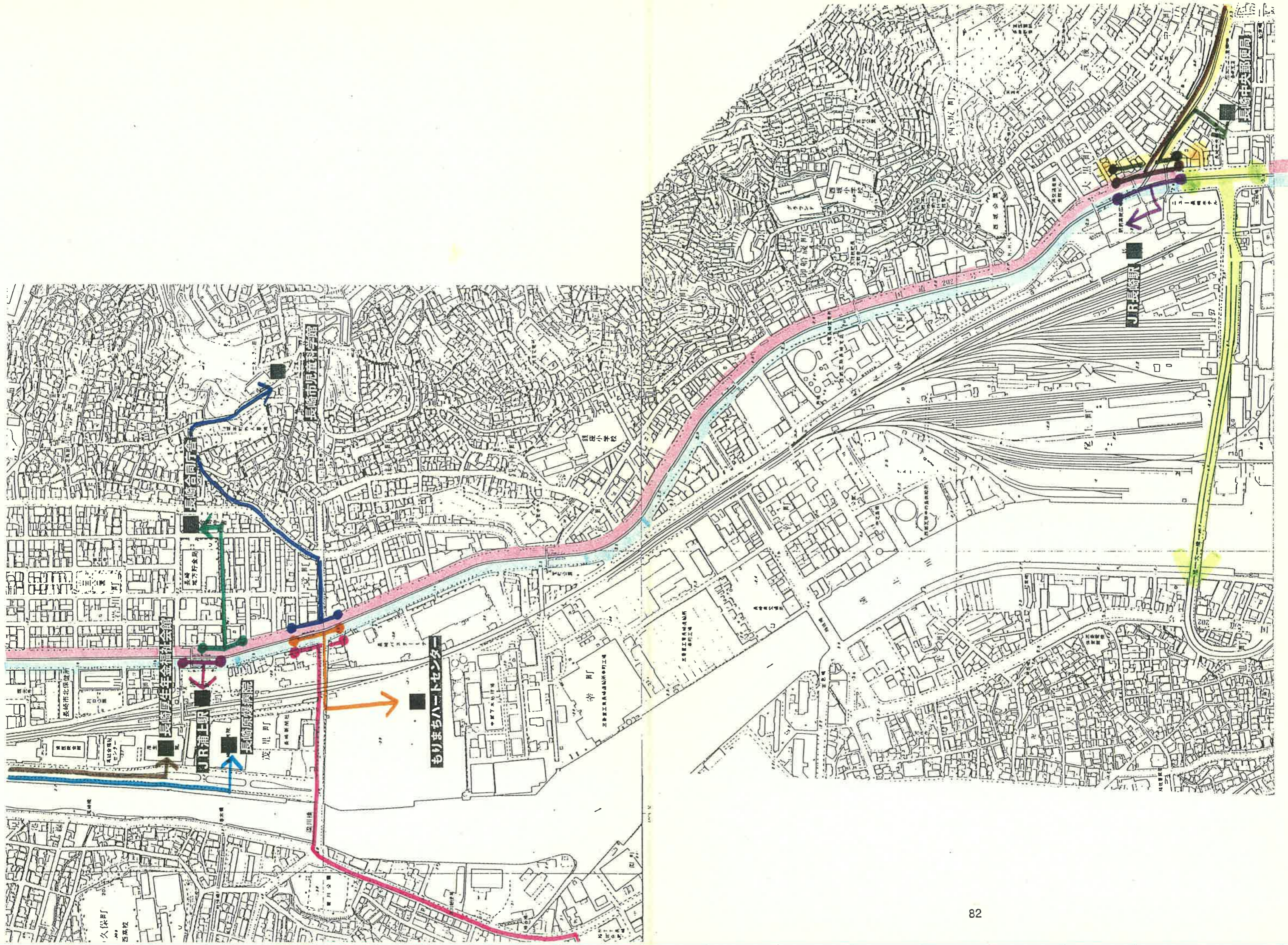


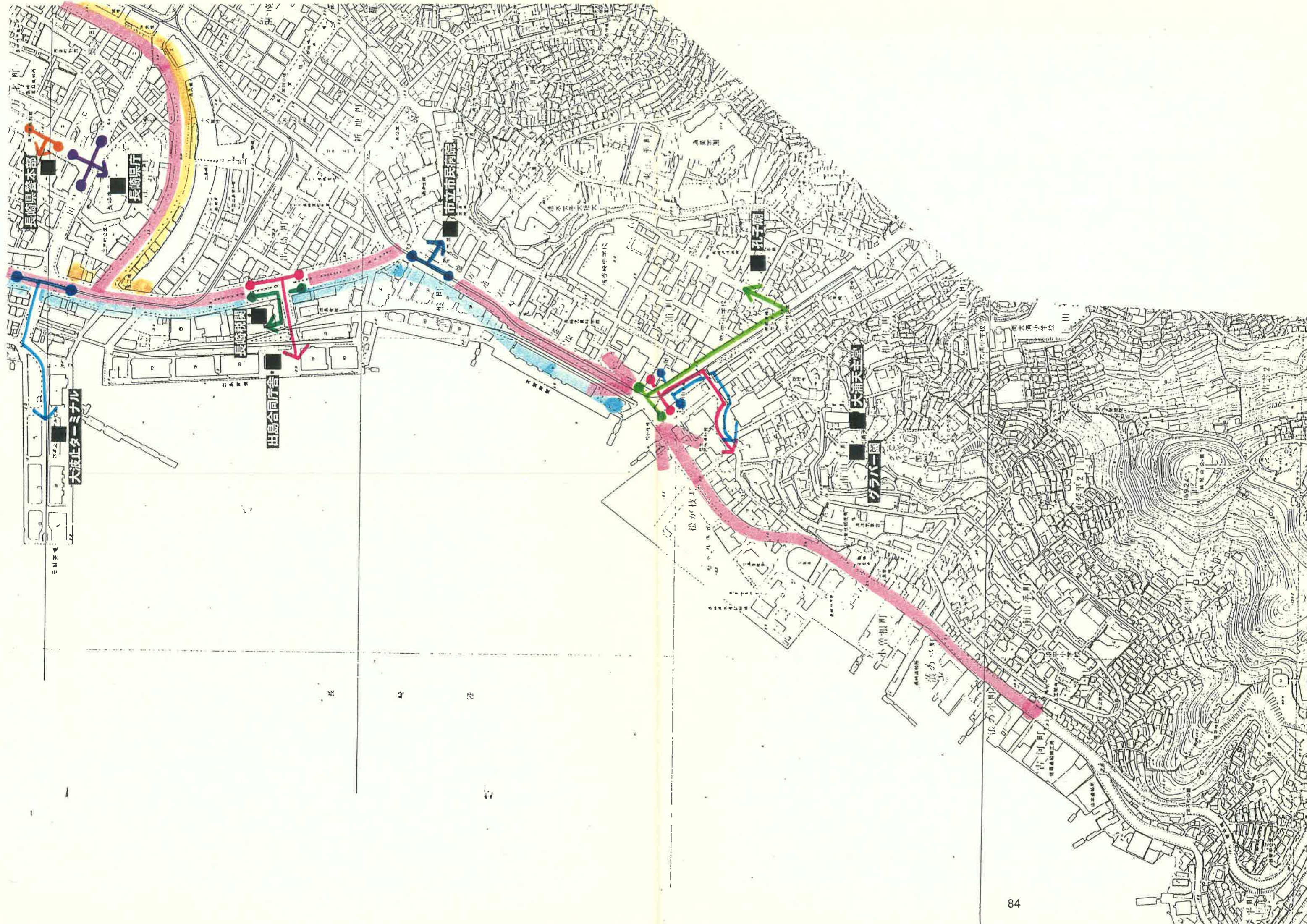


誘導施設別誘導ルートを全体におとし直し、サイン配置の必要な箇所を Pick upするデータとする。

次頁以降参照







長崎県本部

長崎県庁

市立市民病院

松が枝町

大浦長生堂

大波止ターミナル

長崎税関

出島合同庁舎

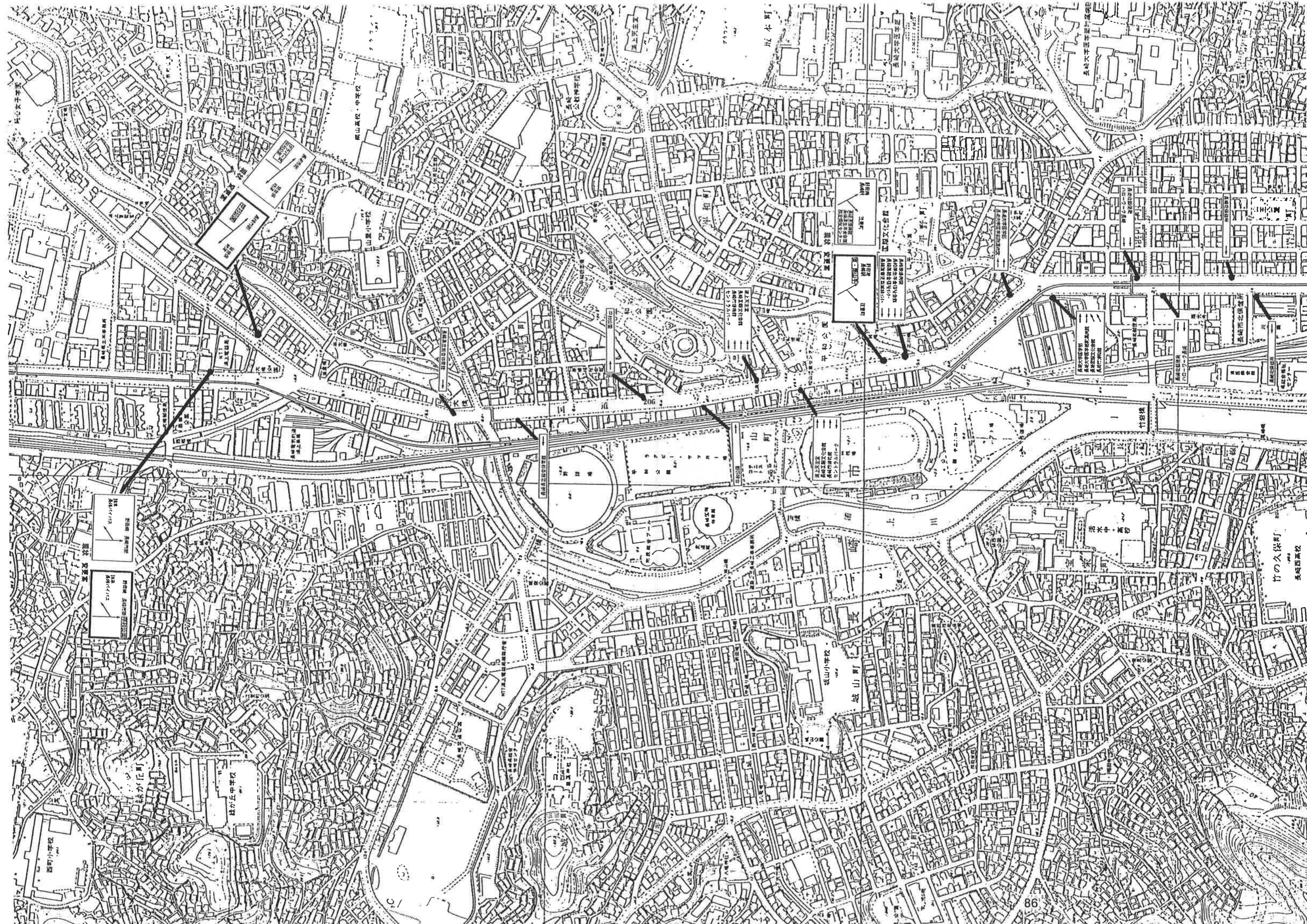
⑤配置プラン

地区別サイン
配置位置図

地区総括ルート図をもとに、サイン配置の必要箇所をPick upする。

- サイン配置の必要な箇所—
- ・道路標識（108系）に方面案内を掲載する場所
 - ・誘導への誘導ルート上の分岐点
 - ・施設の入口（駐車場）
-

次頁以降参照



坂本町

長崎大学医学部附属病院

長崎大学
長崎大学
長崎大学

南山高校・中学校

山王小学校

長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

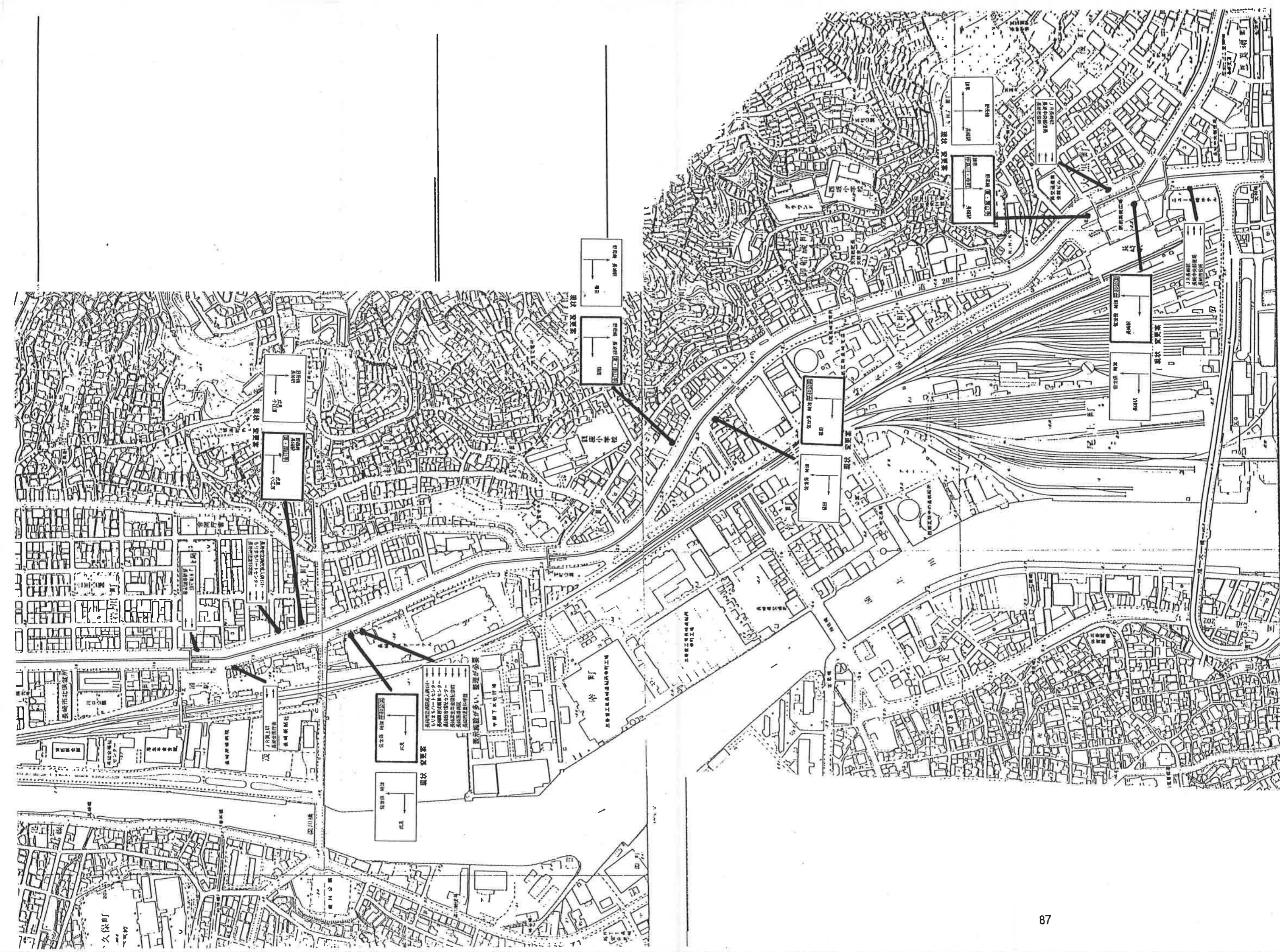
長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

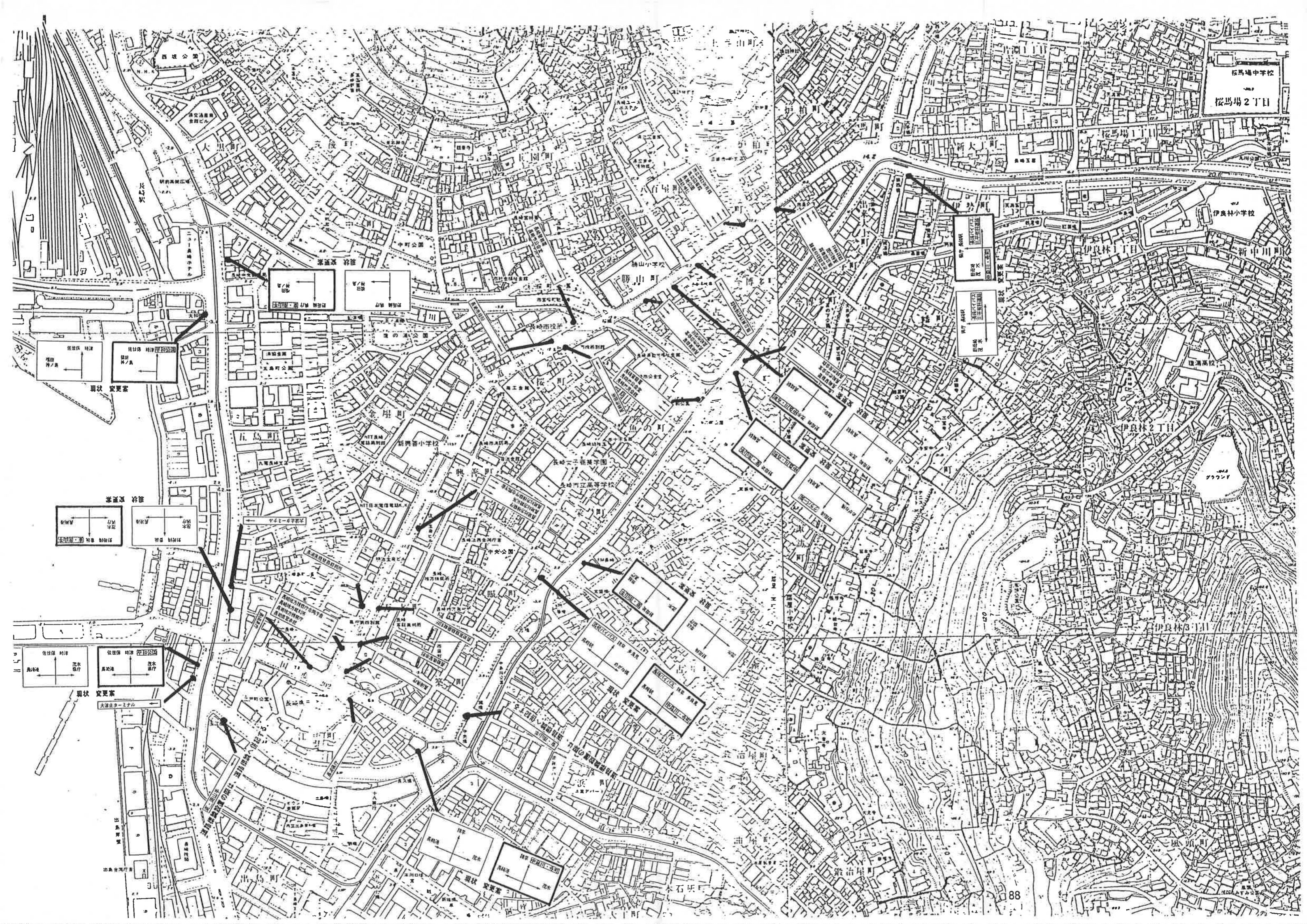
長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園

長崎県立公園
長崎県立公園
長崎県立公園



現状 家賃家
10号棟
11号棟
12号棟
13号棟
14号棟
15号棟
16号棟
17号棟
18号棟
19号棟
20号棟
21号棟
22号棟
23号棟
24号棟
25号棟
26号棟
27号棟
28号棟
29号棟
30号棟
31号棟
32号棟
33号棟
34号棟
35号棟
36号棟
37号棟
38号棟
39号棟
40号棟
41号棟
42号棟
43号棟
44号棟
45号棟
46号棟
47号棟
48号棟
49号棟
50号棟
51号棟
52号棟
53号棟
54号棟
55号棟
56号棟
57号棟
58号棟
59号棟
60号棟
61号棟
62号棟
63号棟
64号棟
65号棟
66号棟
67号棟
68号棟
69号棟
70号棟
71号棟
72号棟
73号棟
74号棟
75号棟
76号棟
77号棟
78号棟
79号棟
80号棟
81号棟
82号棟
83号棟
84号棟
85号棟
86号棟
87号棟
88号棟
89号棟
90号棟
91号棟
92号棟
93号棟
94号棟
95号棟
96号棟
97号棟
98号棟
99号棟
100号棟



桜馬場中学校
桜馬場2丁目

伊良林小学校

伊良林2丁目

伊良林3丁目

石坂

伊良林小学校
伊良林1丁目

伊良林1丁目
伊良林2丁目

伊良林1丁目
伊良林2丁目

伊良林1丁目
伊良林2丁目

伊良林1丁目
伊良林2丁目



事業量の把握

	既設サイン数		道路標識 (108系) 変更基数	都市サイン 新設基数	変更必要 サイン基数	撤去可能
	道路標識 (108系)	その他の サイン				
国道34号	7基	2基	1基	16基	1基	1基
国道34号 (長崎バイパス)	2基	0基	1基	0基	0基	0基
国道206号	15基	11基	12基	21基	9基	2基
国道449号	3基	3基	3基	6基	1基	1基
公会堂通り	5基	3基	5基	2基	2基	2基
合 計	32基	19基	22基	45基	19基	

■ 国道34号、国道34号バイパス、国道206号、
国道449号、公会堂通りでの整備量（推定）

道路標識表示内容変更 22基×200万/1基 = 44,000千円

都市サイン新設 45基×500万/1基 = 225,000千円

¥ 269,000 (千円)

■ 国道34号、国道34号バイパス、国道206号、
国道449号、公会堂通り周辺に立地する施設
を誘導する整備量（推定）

誘導施設数 48施設

道路標識表示内容変更 22基×200万/1基 = 44,000千円

都市サイン新設 77基×500万/1基 = 385,000千円

¥ 429,000 (千円)

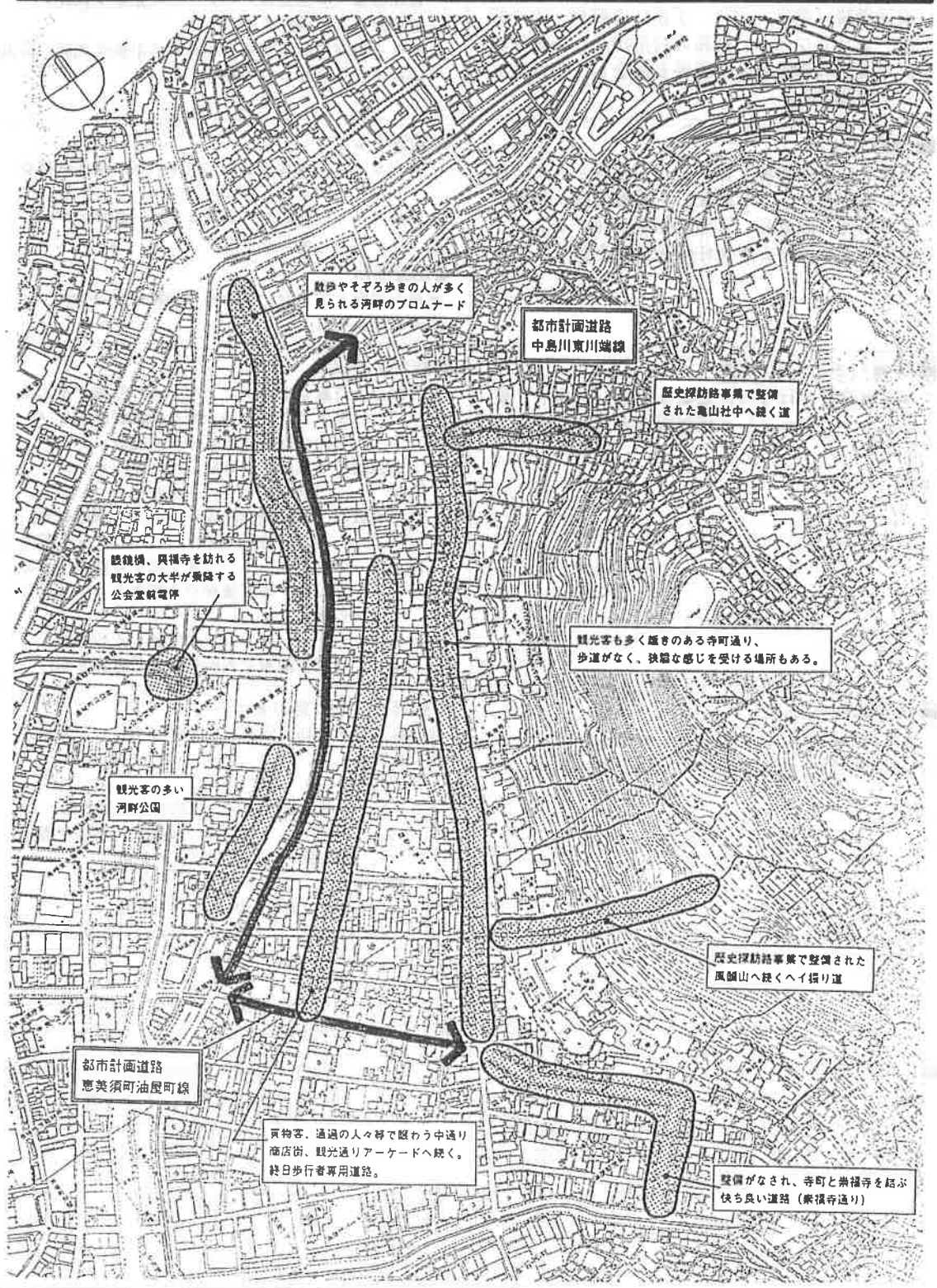
(3)歩行者系サイン配置プラン

◆ 項目 ◆	◆ 留意点 ◆
<p>■基礎条件の把握</p> <p>交通機関（電車、バス、JR）の配置、人の行動、ネットワーク、道路の利用状況、整備状況、及び道路計画や観光計画等を調査し、特性図として整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備（歩道整備）の完了した道路を把握。 ・道路計画等も確認する。 ・サイン整備に関係すると思われる計画を民間、公共問わず前提条件として整理する。
<p>■既設サイン</p> <p>道路上に案内誘導を目的として設置されている歩行者用のサインを調査し、設置位置、種類、表示内容、設置者、管理者等を整理する。現地調査、道路占用物件調査調査を行う。</p>	<p>●調査するサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン…地図を利用して歩行者に周辺の概況を知らせるサイン。 ・誘導サイン…施設への道順を矢印、距離まで具体的に示すサイン。 <p>●調査箇所</p> <p>道路を原則とするが、歩行者の通路の多い公園や緑道等も調査する。</p>
<p>■誘導パターンの設置</p> <p>点階層誘導を行うのに必要な要素（大拠点、拠点、ネットワーク）を現況調査をもとに設定する。</p>	<p>●設定する要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大拠点…対象とするゾーンで、人の行動が主に発生する地区での主要な交通拠点及びゾーン内で特に人が集中する施設。 （交通拠点：電停、JR駅、バスターミナル、フェリーターミナル） （主要施設：主要観光施設（崇福寺、眼鏡橋等） 公共施設（県庁、市役所、文化会館等）） ・拠点…下記ネットワークが交差する箇所、地区でのサブ的交通拠点や隣接するゾーンとの境界。 ・ネットワーク…ゾーン内での主要な人の動線。（現況調査での特性を充分考慮する）
<p>■誘導施設の抽出</p> <p>基本計画P29,30,31を参考に、歩行者系サインで誘導を行う施設を抽出し、リスト化する。</p>	<p>●誘導ルート設定の考え方</p> <p>誘導施設をその利用程度により序列を行い、誘致距離を差別化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・序列 <ol style="list-style-type: none"> 1.シンボル施設…ゾーン内での著明施設 (ex. 眼鏡橋、崇福寺等) 2.一般施設 …上記以外の施設 ・誘致距離 <ol style="list-style-type: none"> 1.シンボル施設→大拠点から誘導 2.一般施設 →最寄りの拠点、大拠点から誘導 ・ルートの設定 ネットワークを基本に一般的に利用されているルートを設定する。
<p>■配置プラン</p> <p>誘導パターン、誘導ルートをもとに、サイン配置の必要な箇所を抽出し、具体的設置場所、表示内容、設置するサインの種類、工作物、既設サイン等の対応を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置箇所…大拠点、拠点、及び誘導ルート上の分岐点（交差点や経路上）に設置。 ・サインタイプ…大拠点 →総合案内サイン 拠点 →地区案内サイン 分岐点 →誘導サイン 施設入口→定点サイン ・配置場所、表示内容、既設サイン等への対応は基本計画参照。 ・各配置箇所にカルテを作成する。

①現況調査

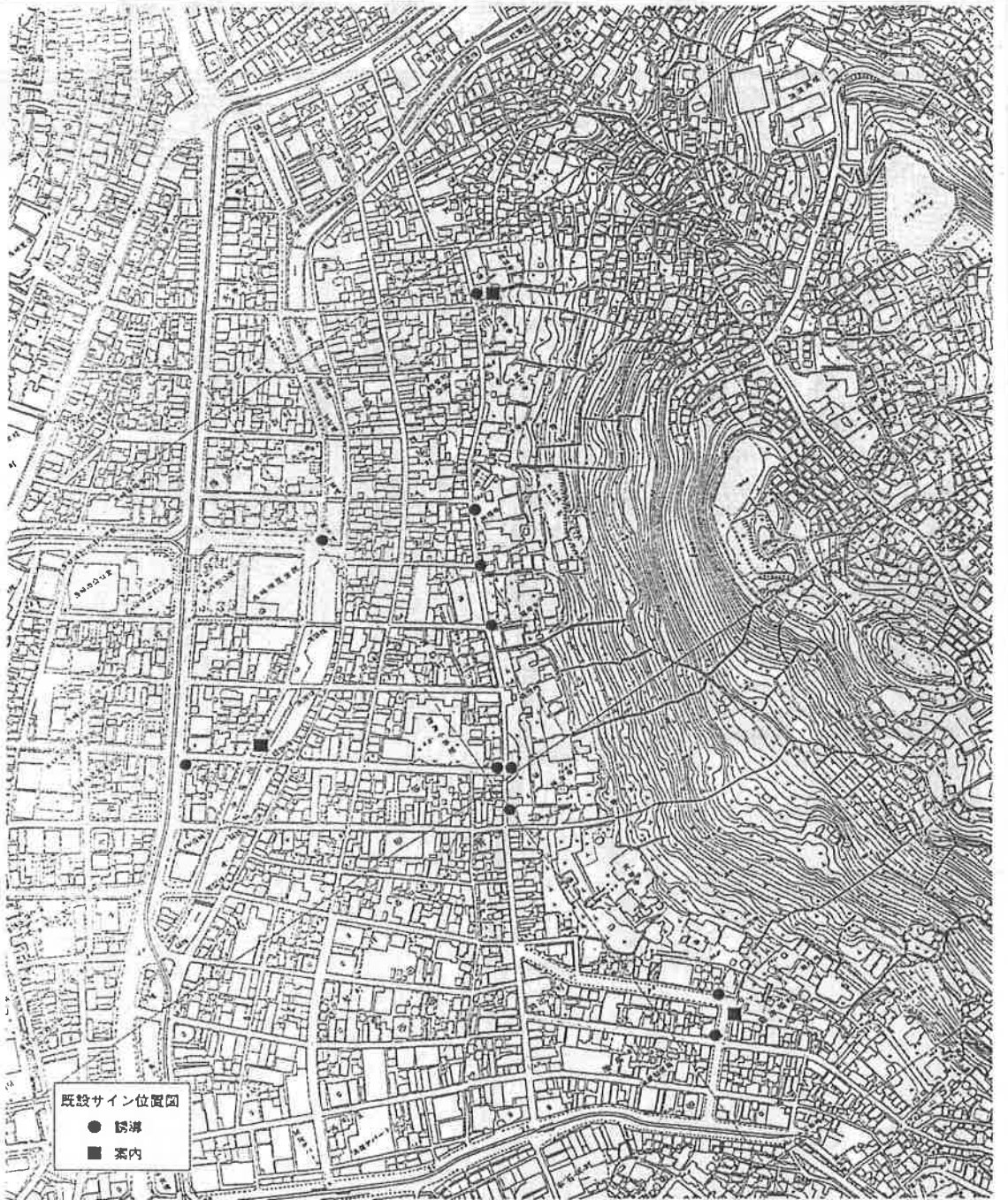
基礎条件図

人の行動、ネットワーク、道路整備の状況、将来動向等を把握する。



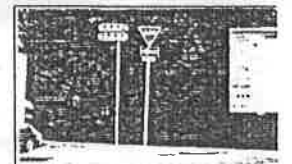
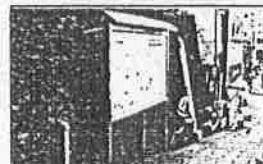
既設サイン現況図

地区内に既に設置されているサインの種類、位置、数を把握する。



誘導サイン 11基

案内サイン 3基



②誘導パターンの設定

現況調査でまとめた歩行者の行動、ネットワーク、隣接するゾーンとのつながり等をもとにサイン配置のもとになる誘導パターンを設定する。

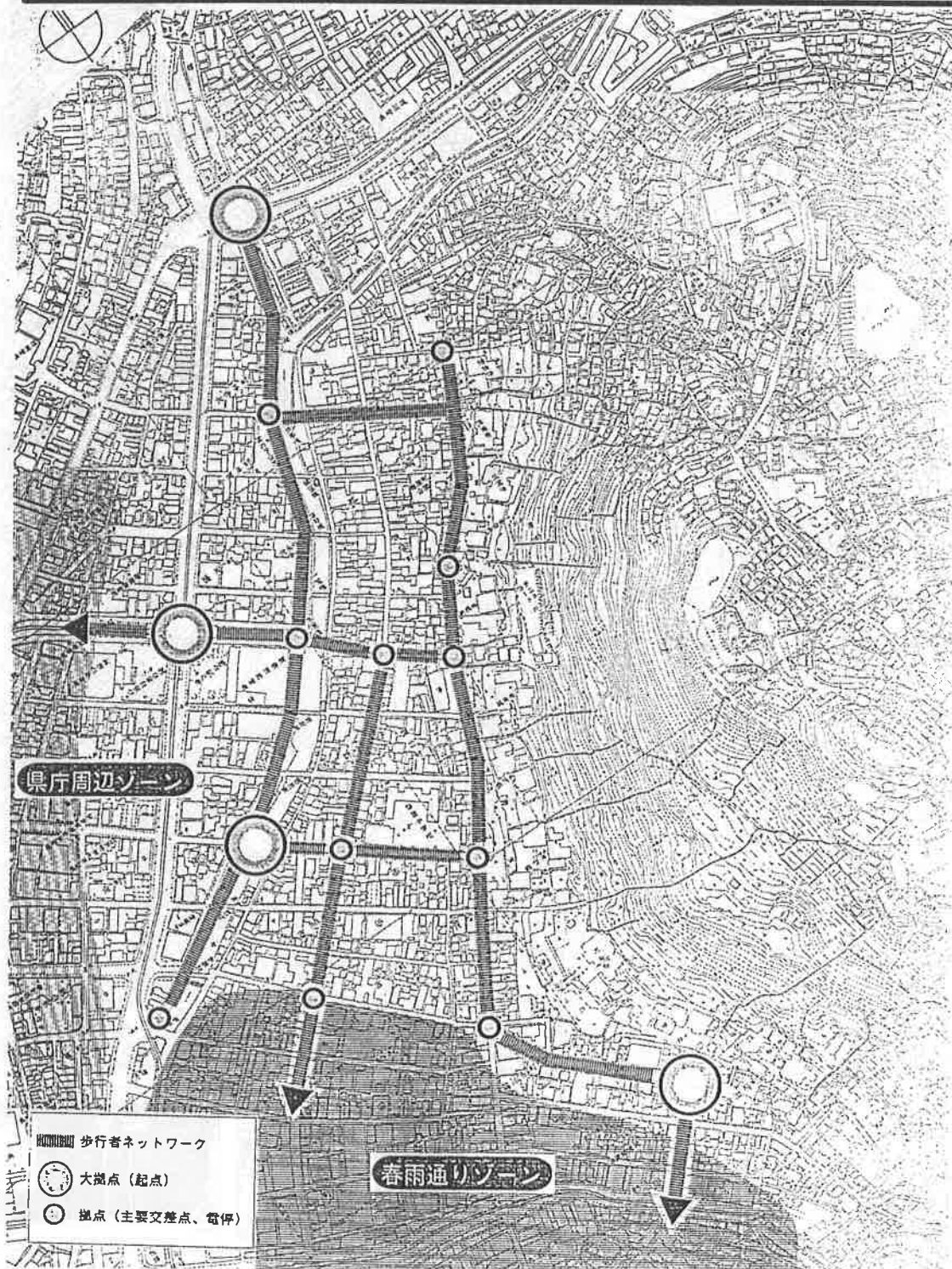
誘導パターン図

—設定する項目—

大拠点…人の行動が発生する場所、人の集中する主要な施設

拠 点…人の行動が変化する交差点、場所

ネットワーク…人の主要動線



誘導施設一覧

交通機関	電停	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公会堂前電停 ・ 諏訪神社前電停 	
行政施設	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎警察署 	
史跡・名勝	文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興福寺 ・ 長照寺 ・ 皓台寺 ・ 大音寺 ・ 古川町天満宮 ・ 眼鏡橋 ・ 崇福寺 ・ 清水寺 ・ 発心寺 ・ 亀山社中跡 	<ul style="list-style-type: none"> 国指定重要文化財 市指定史跡所有 市指定有形文化財所有 市指定天然記念物所有 市指定文化財所有 国指定重要文化財 国宝 県指定有形文化財 市指定有形文化財所有
文化施設	ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市公会堂 ・ 長崎市民会館 	
公園	近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公会堂前公園 ・ 中島川公園 ・ 魚の町公園 ・ 風頭公園 	
その他	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中通り商店街 	

④誘導ルートの設定

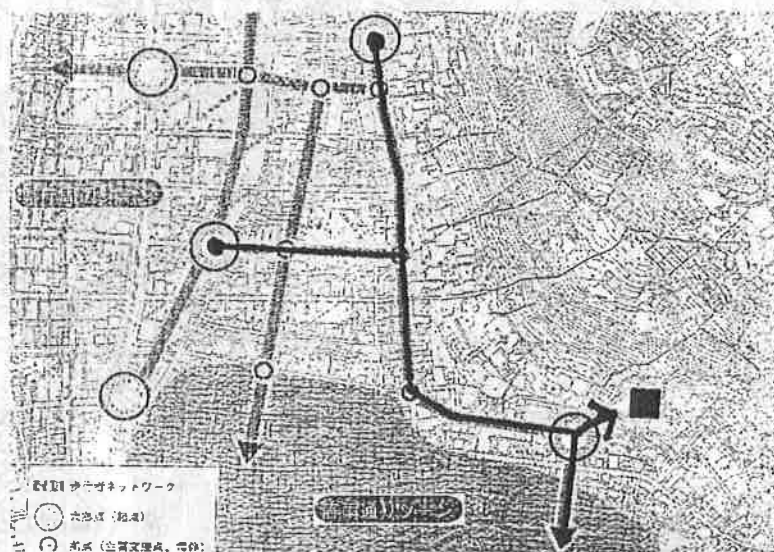
誘導施設別
誘導ルート図

誘導パターンに沿って、各施設別に誘導ルートを決める。決定に際しては、施設の序列、誘導のルート設定のルール等が必要となる。

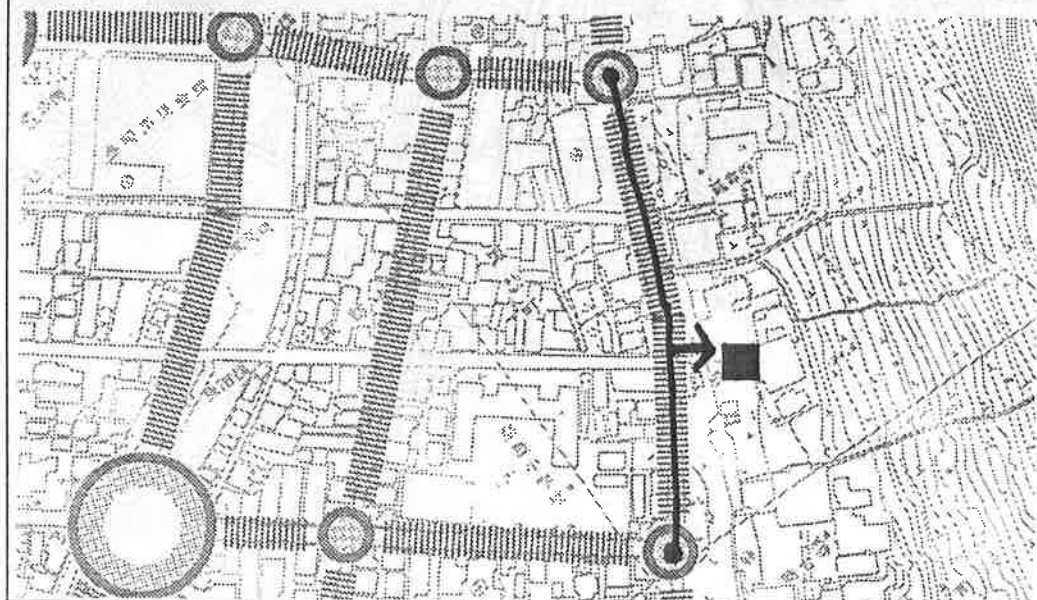
(今回の考え方)

施設の序列		誘導ルートのルール
1. ゾーンシンボル施設 (ゾーン内の著名施設)	眼鏡橋 興福寺 崇福寺	大拠点から誘導
2. 一般施設…上記以外の誘導施設		施設に最寄の拠点、大拠点から誘導

■崇福寺 (ゾーンシンボル施設)

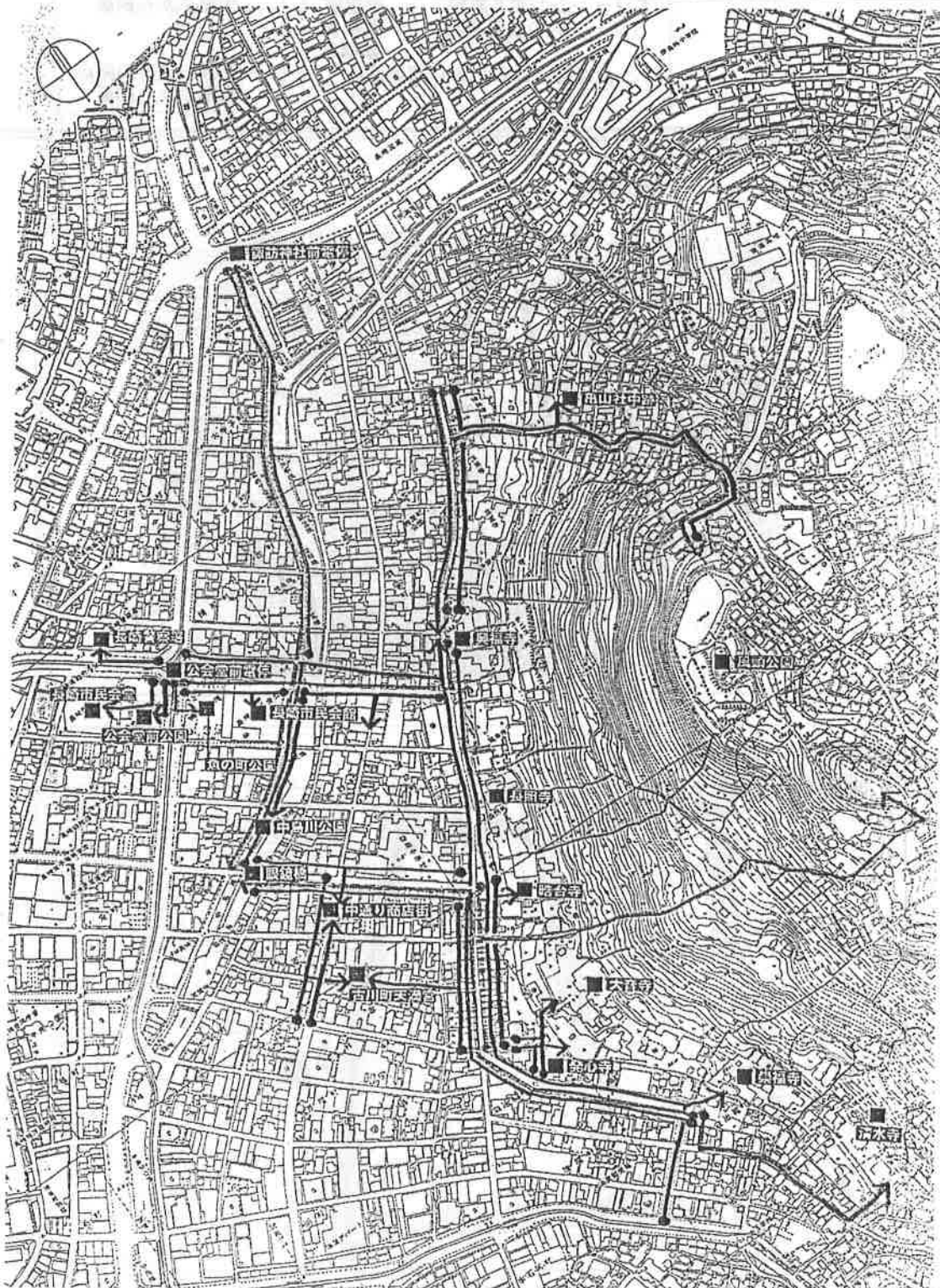


■長照寺 (一般施設)



地区総括ルート図

誘導施設別誘導ルートを地区全体におとし直し、サイン配置の必要な箇所をPick upするデータとする。

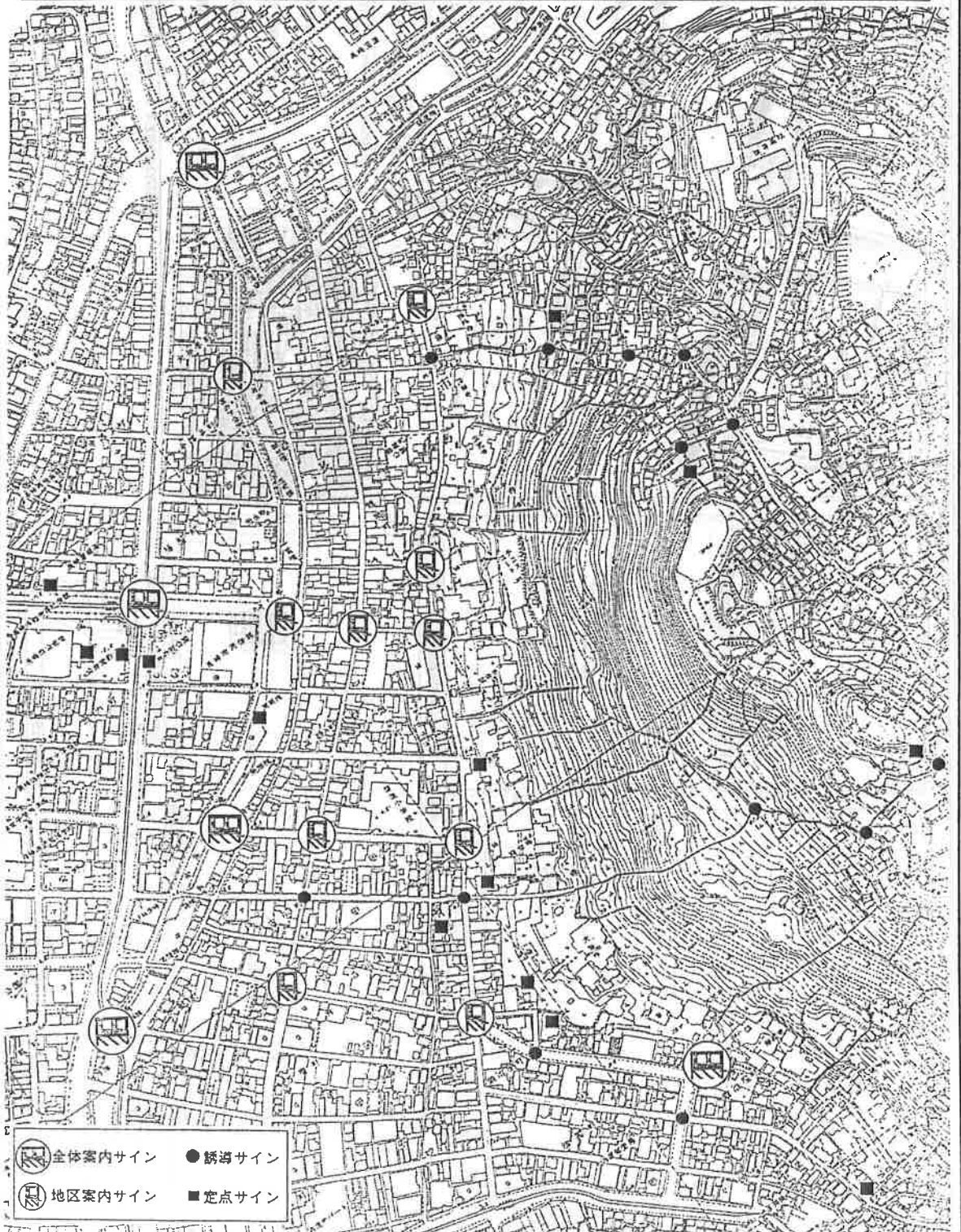


⑤配置プラン

地区別サイン
配置位置図

地区総括ルート図をもとにサイン配置の必要な箇所をPick upし、どのタイプのサインを設置するかを決定する。

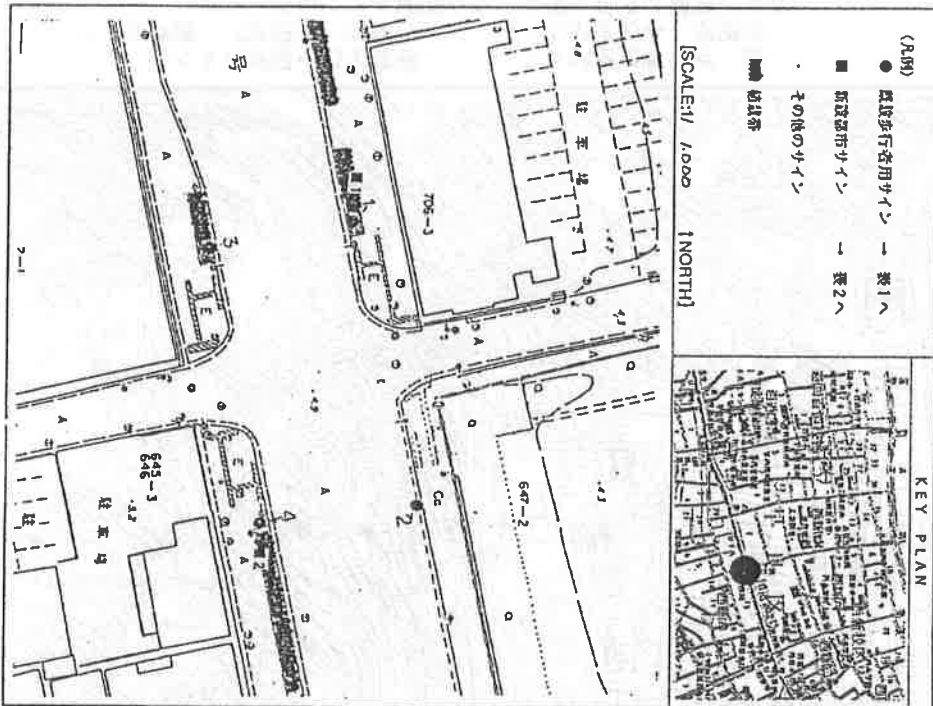
- サイン配置の必要な箇所、及び配置サインのタイプ—
- ・大拠点・全体案内サイン
 - ・分岐点（交差点）・誘導サイン
 - ・拠点・地区案内サイン
 - ・施設入口・定点サイン



配置箇所別配置プラン

〈参考例〉

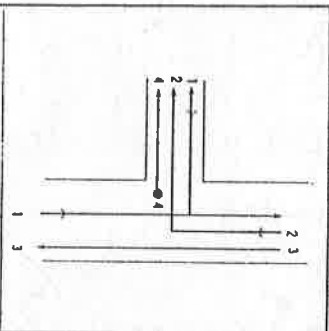
▼図1 交差点付近現況サイン見取図及び改善図



▼表1 現況サイン一覧表及び対応表

道路名称及び交差点名		道路管理者	
支路1		ゾーン名	
支路2		交差点番号	8

▼図2 都市サイン計画区域パターン図



▼表2 新設サイン表示内容一覧

表示内容	サインタイプ	備考
	地区 案内サイン	

整備量の把握

新設サイン数

全体案内サイン	5基
地区案内サイン	10基
誘導サイン	14基
定点サイン	20基

49基

既設サインの対応

都市サインへの変更	7基
撤去	7基

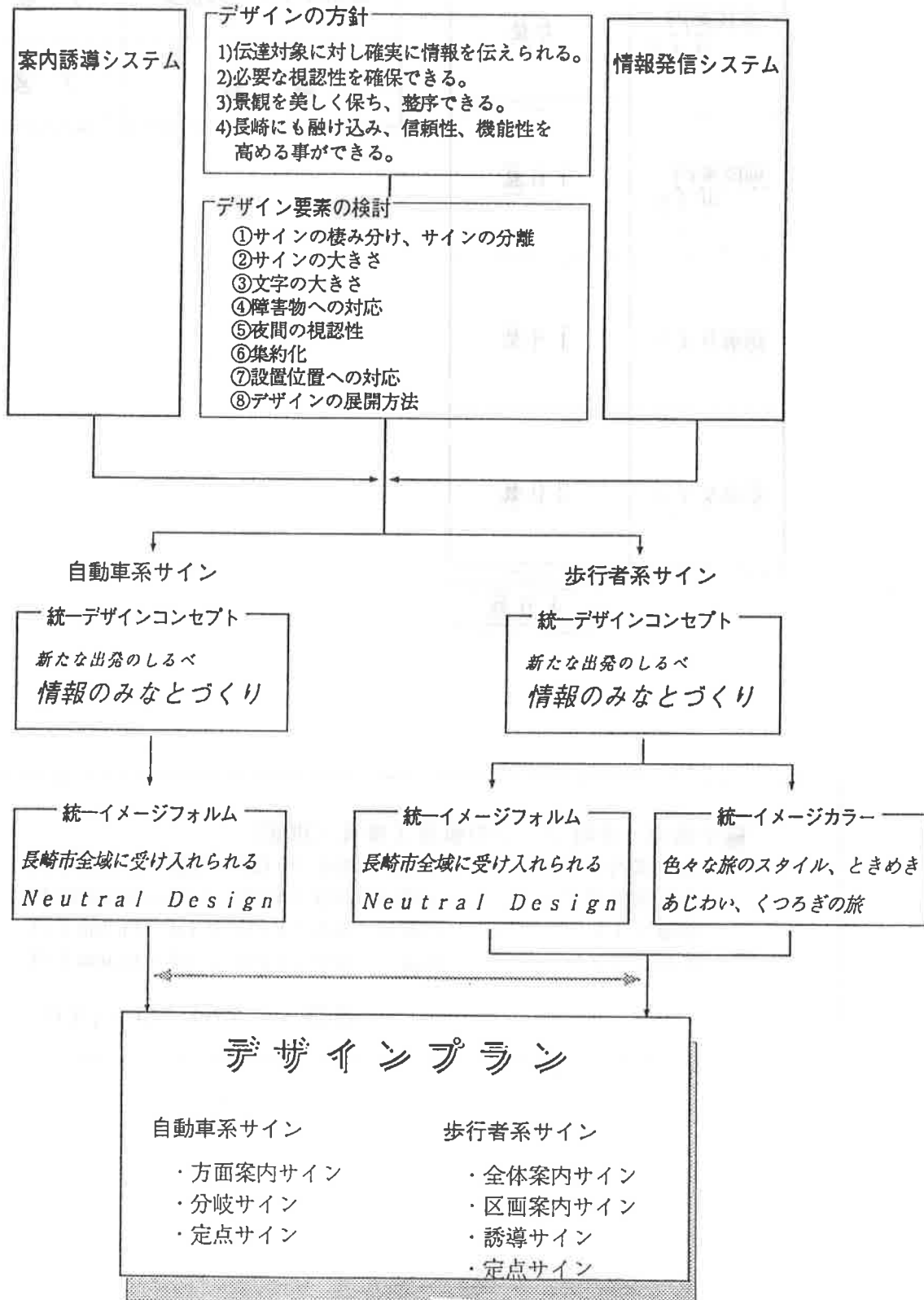
■中島川・寺町ゾーンの概算工事費（推定）

全体案内サイン	5基×3,500（千円）／1基=17,500千円
地区案内サイン	10基×2,000（千円）／1基=20,000千円
誘導サイン	14基× 800（千円）／1基=11,200千円
定点サイン	20基× 800（千円）／1基=16,000千円

合計 ￥64,700（千円）

VI-2. デザインプラン

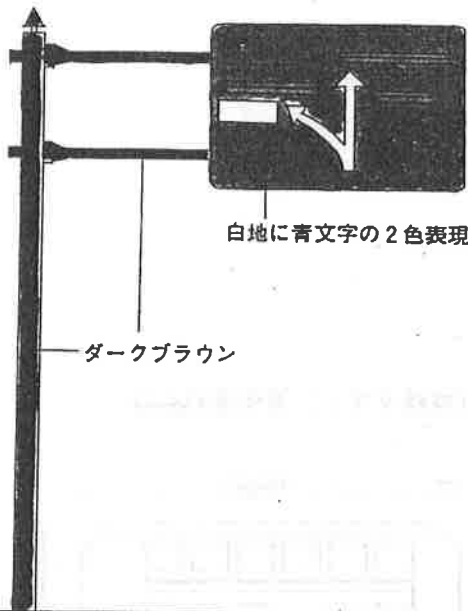
●デザインプラン決定のフロー



●自動車系サインデザインプラン

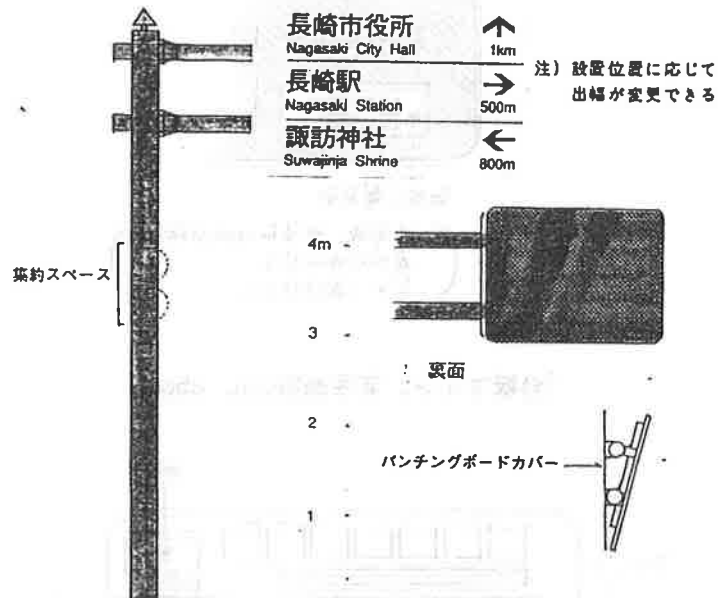
〈方面案内サイン〉

道路標識108系をベースにする。

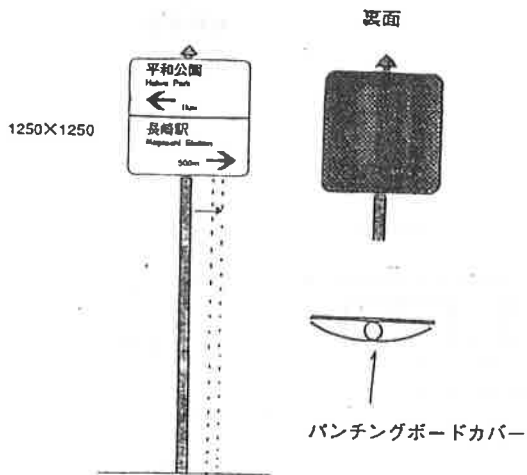


〈分岐サイン、文字高20cm、25cm〉

道路標識114系をベースに文字色、矢印等をアレンジしたもの。

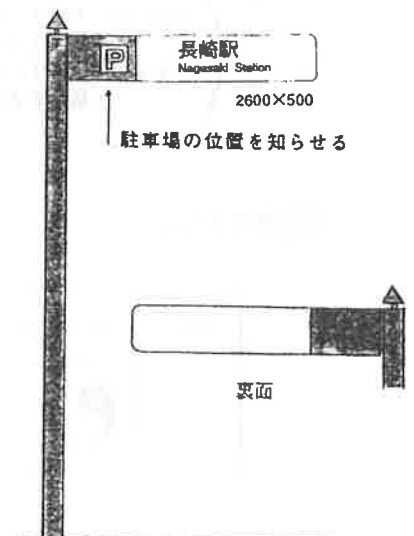


〈分岐サイン文字高15cm〉



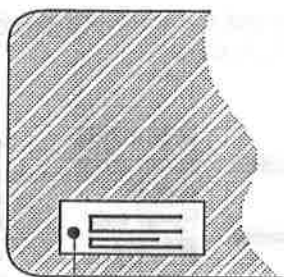
〈定点サイン〉

駐車場システムとの連携が必要



注) 設置位置によって支柱のとりつけ位置を変更できる

〈方面案内サイン〉

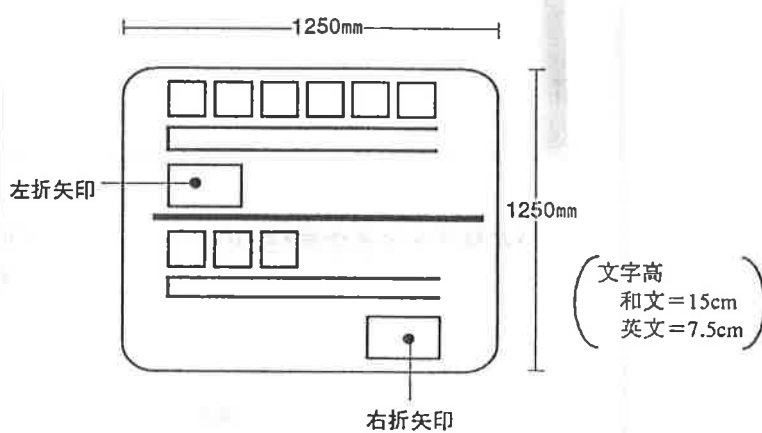
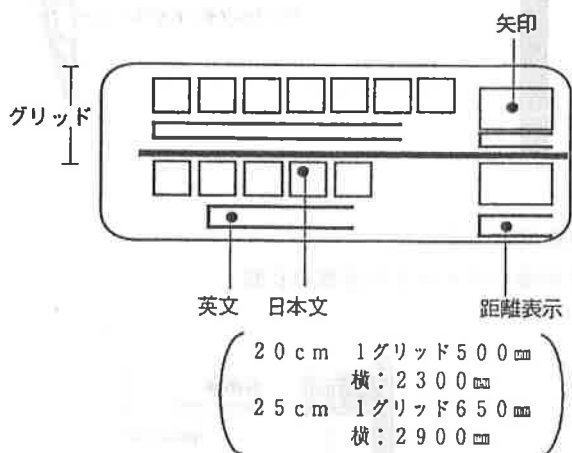


白地に青文字

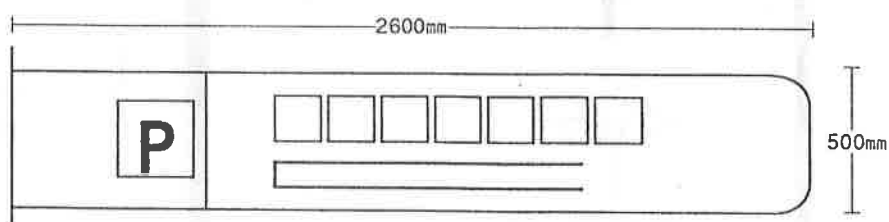
- ・文字高、字体は道路標識の表示に合わせる
- ・ピクト表示はなし

〈分岐サイン、文字高20cm、25cm〉

〈分岐サイン、文字高15cm〉



〈定点サイン〉



- ・基本的に6文字を基準とする。
- ・6文字をこえる場合は、長体を使用。
- ・文字数の少ないものは、字間のアキスペースを設けない。
- ・距離単位は、小数点以下四捨五入、単位はkm。
- ・グリッドは最大3グリッド程度。

〈表示面色彩例〉

○108系



○分岐サイン・定点

長崎市役所 Nagasaki City Hall	↑ 1km
長崎駅 Nagasaki Station	→ 500m
諏訪神社 Suwajinja Shrine	← 800m

文字色

DIC 222
14版

矢印色

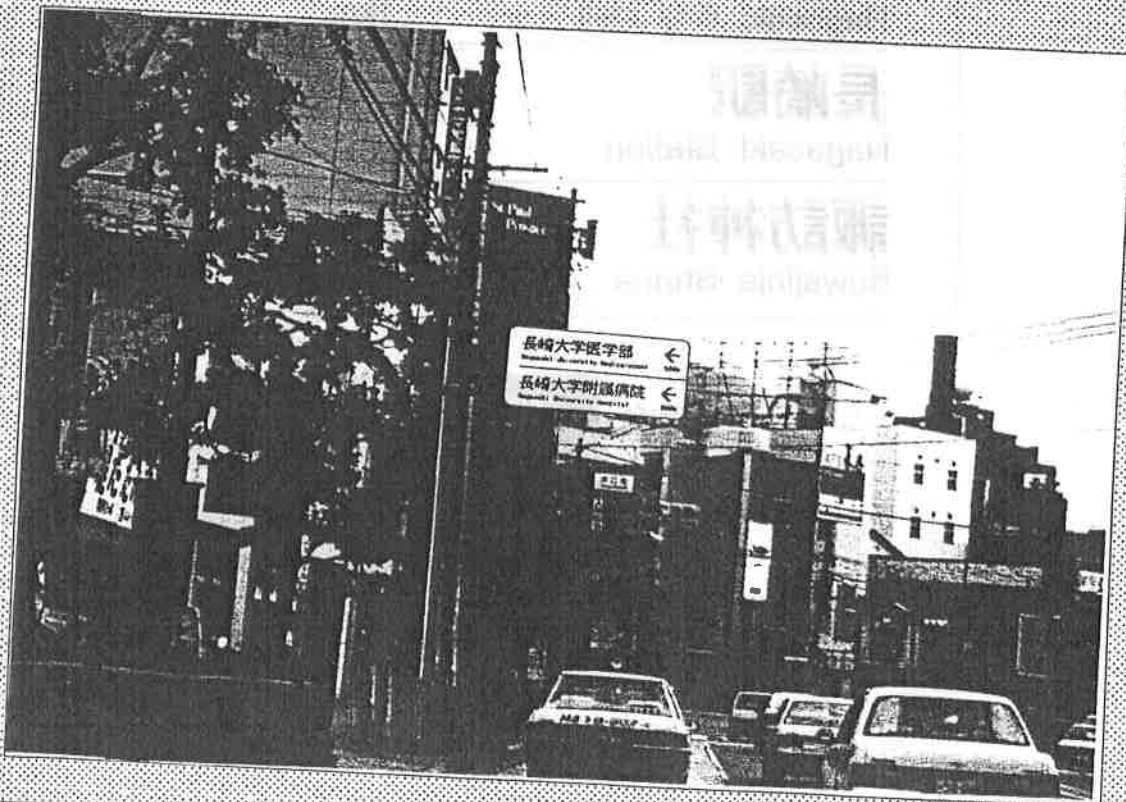
DIC 156
14版

フォトンミュレーション

○方面案内サイン

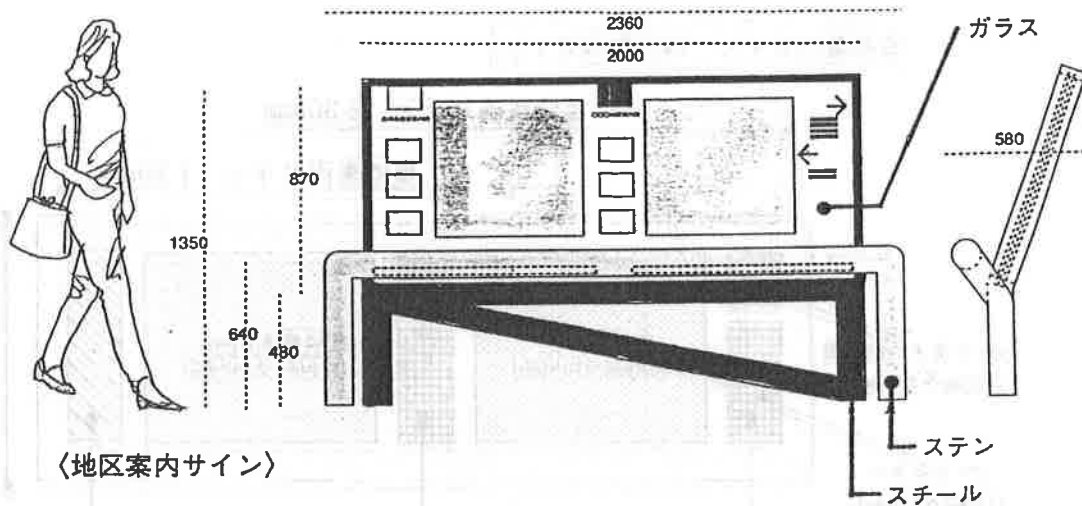


○分岐サイン

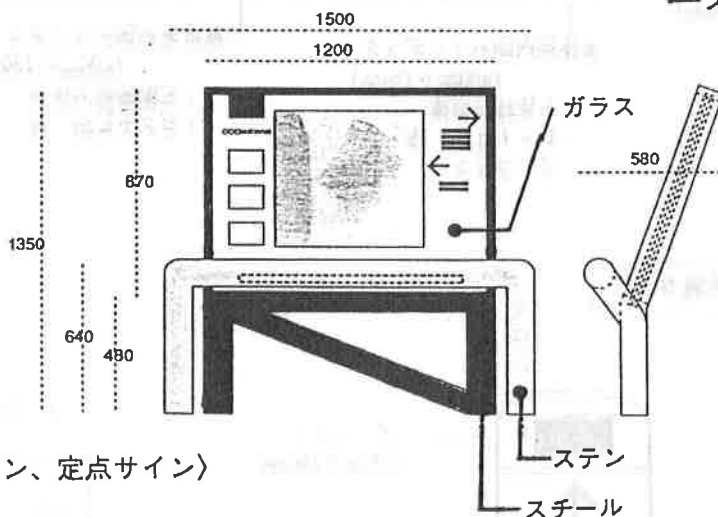


●歩行者系サインデザインプラン

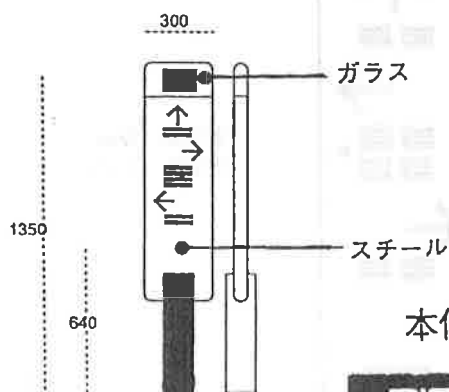
〈全体案内サイン〉



〈地区案内サイン〉



〈誘導サイン、定点サイン〉

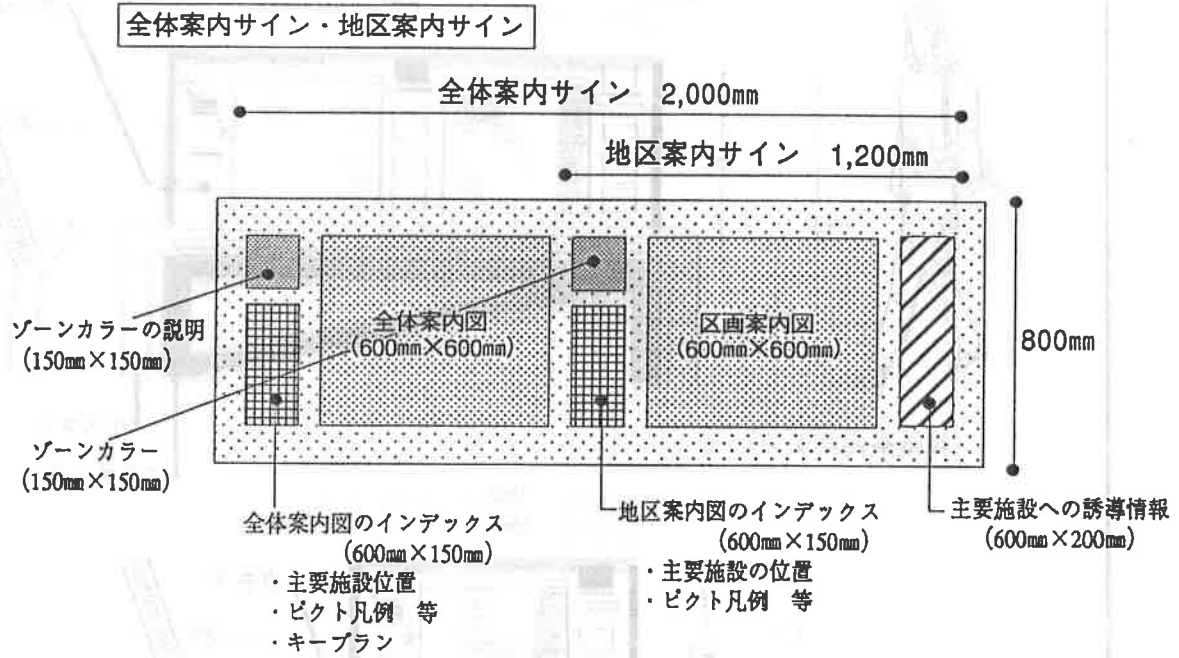


本体カラー

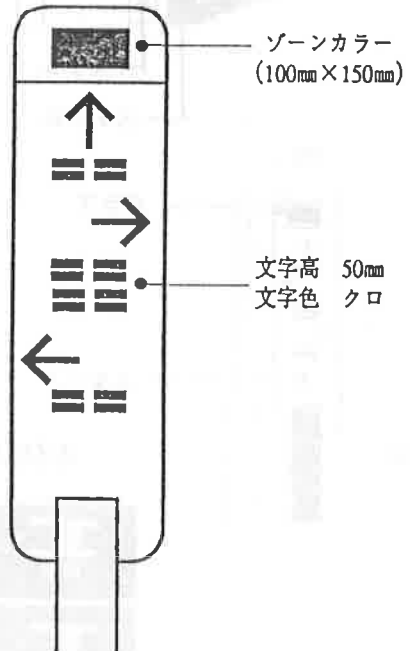
DIC
14版

DIC
14版

〈表示面レイアウト・色彩〉



誘導サイン



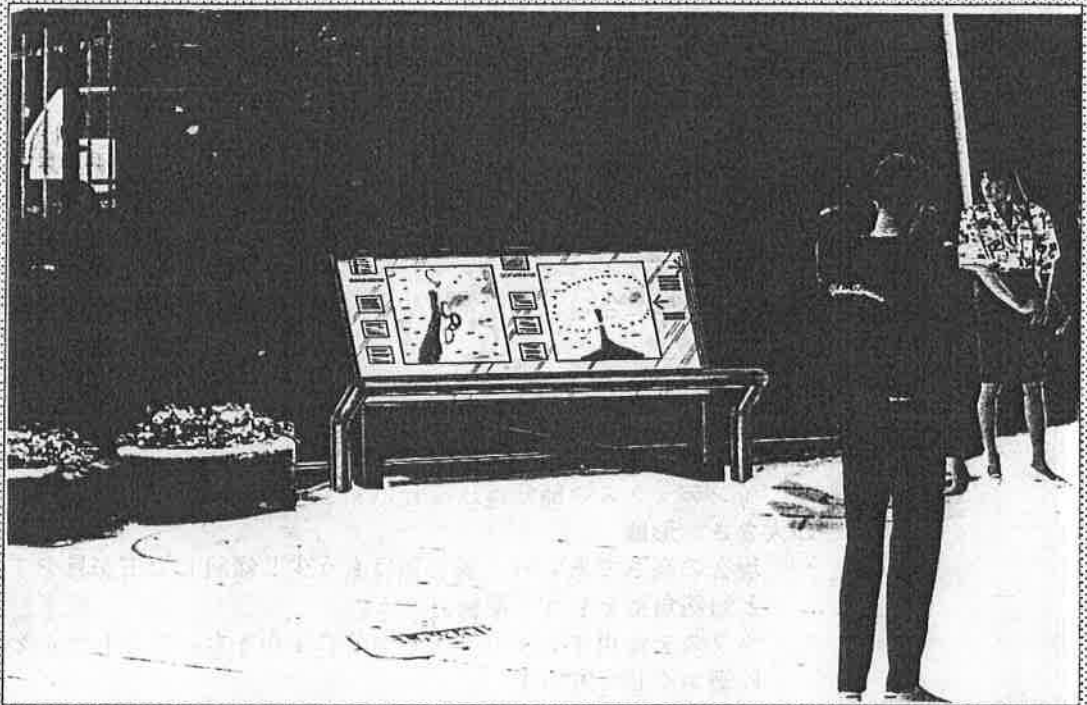
ゾーンカラー

WHITE	平和公園地区 浦上地区
JIC 14版	長崎駅地区 県庁周辺地区
JIC 186 14版	中島川・寺町地区
JIC 213 14版	春雨通り地区 新地地区
JIC 173 14版	山手地区

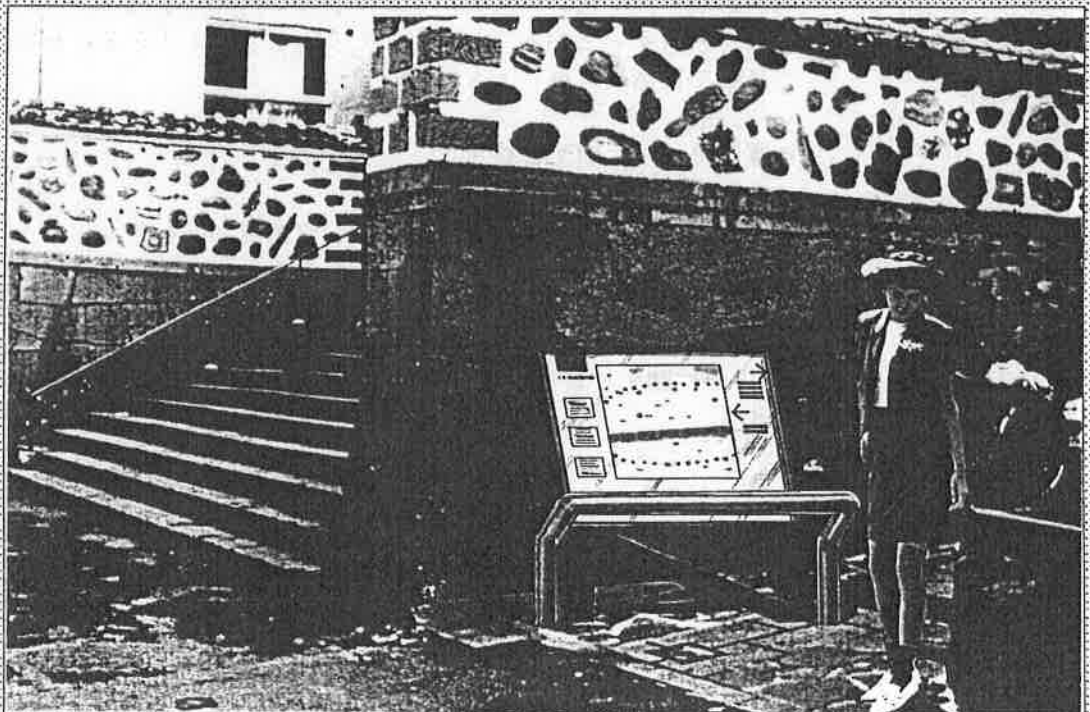
シミュレーション

〈フォトシミュレーション〉

〈全体案内サイン〉



〈地区案内サイン〉



◎シミュレーションでの意見

〈歩行者系サイン全般にまつわる意見〉

◎色彩

- ・フレームの色はもう少し濃い（紫味加わる）方が周辺にマッチすると思う。
 - ・ガードパイプの色は明るすぎる。フレームと同色でその一部にアクセントカラーとして今のライトブルーをいれる程度でもよくないか。
- ※使用した色は、指定色より青味が強く彩度が高かった。

◎表示面

- ・全体的に文字が小さすぎる。特に誘導情報がもう少し大きくてよい。眼鏡橋のようにスペースに余裕があり距離をおいてみる場所では読みづらい。
- ・インデックスの部分は込み合いすぎ見ずらそう。整理が必要。

◎大きさ、形態

- ・現在の高さであれば、表示面はもう少し傾斜した方が見やすい。高さや傾斜角度をもう一度検討する。
- ・ガラスを使用するメリットを十分に生かすため、フレームをできるだけ細かくした方がよい。

◎素材

- ・ガラスの使用は、設置する場所によっては背景が見えすぎたり、光が反射したりで視認が難しいケースもある。
- ・ガラスはそのもののコストはもちろん、メンテナンスに架かる費用も高価で経済的に難しそう。

〈全体案内サインに関する意見〉

◎大きさ

- ・周辺のスケールとの対比で見ると、眼鏡橋ではもう少し大きくても良く、長崎駅、湊公園では丁度よい大きさ。

◎形態

- ・下部の「N」が横に伸びて少し間延びして見える。

〈誘導サインに関する意見〉

◎大きさ

- ・低すぎて表示内容が読みづらい。また、周囲の構造物の中に埋没する恐れがある。170cm程度まで高くした方がよい。

◎形態

- ・全体案内サイン、地区案内サインと同感度を継続させ統一性を強めるため、フレームを付けてはどうか。

◎文字高

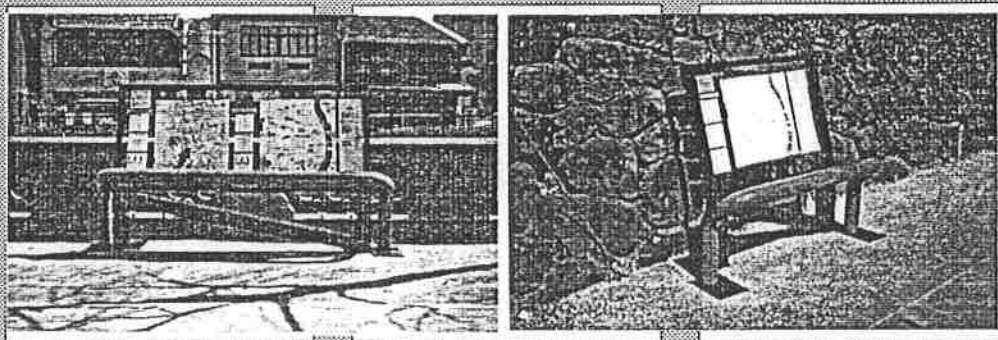
- ・利用者が通りすがりに確認できるぐらいの文字高が必要。

〈原寸模型シミュレーション〉

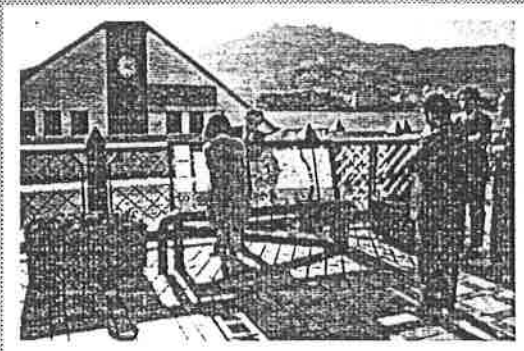
第3回幹事会（平成6年2月25日開催）平成5年度の第1回、第2回、第3回幹事会で検討されたデザイン計画をもとに作成したデザインプランのモデル案の原寸模型を作成し、第4回幹事会（平成6年3月18日開催）で設置が想定されて場所に据え付け、大きさ（ボリューム感）、色彩、素材、形態の項目について具体的に検証を行った。

P に示されたデザインプランは、このシミュレーションでの意見をもとに再度検討を行い、決定したものである。

◎製作模型



◎現場シミュレーション写真



1. 他都市サイン整備状況調査表

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
北海道	企画振興部地域振興 室地域調整課	平成5年度 観光の道しるべ 調査研究事業	観光客への的確な情報を与える ために、道路標識や観光案内板 情報拠点を広域的かつ体系的に 整備するための整備方針をマニ ュアルにした。	観光の道しるべ検討 委員会	平成6年度より	「北の道しるべ事業」として、 情報拠点のマニュアルを含めた 地域における取り組みを示した ガイドラドラインの策定及び設置
札幌市	市民文化部市民文 化課都市京観係	無		無	平成8年度より	都市京観委員会で審議し、形状 色彩・規模等について助言、指 導を行う
函館市	都市建設部都市京観 課都市京観係	函館市西部地区 歴史的京観デザ インガイドライ ン作成業務	歴史的京観地域におけるデザ インガイドライン	函館市西部地区歴史 的京観デザイン委員 会		
仙台市	都市整備局管理課 都市京観係	昭和59年度 国際文化都市仙 台におけるサイ ン計画	仙台市アメニティサイン計画 (普及通りを軸とする) ・歩行者系サイン 仙台市文化財サイン計画 ・文化財、史跡等におけるサイ ン計画 茂庭住宅団地におけるサイン計 画 ・住宅地におけるサイン計画 公共建築物におけるサイン計画 仙台市地下鉄南北線駅サイン計 画	無	無	各事業において個別に行ってい る
水沢市	都市計画課	水沢市サイン整 備計画作成業務	情報の受け手が混乱を引き起こ すことなく正確な情報伝達と目 的外の受け手にとってもそのサ インに触れた瞬間、案内先を訪 れたくなるような表示システム を構築し、サインの構造等を統 一した。	無	歴史と文化のプログラム ナード整備事業 街角修景整備事業 公共公益施設敷地環 境整備事業	石畳の整備とサインの設置 市街地の特色毎にゾーン分け、 歩道の整備やサインを設置 植栽、噴水、車止め、サイン等 の設置

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
つくば市	都市計画課	創造マーク調査 策定調査	「とちぎふささと街道景観形成市町村計画」に基づき街道景観形成市町村計画を策定するにあたり、公共サインの調査検討を行う。	つくばらしさの創造事業推進本部委員会	無	
日光市	企画財政課 地域振興係	「街道景観形成市町村計画」(県補助事業)	昭和61年に「浦安わたりやすい都市の設計に関する調査」で現況調査及び基本計画を策定し昭和63年に「新浦安駅周辺道案内板設置工事実施計画」で実施計画を策定した。また、平成2年にはマニユアルを策定	日光市サイン計画検討委員会(庁内) 内部検討委員会	街道景観形成市町村事業 道標整備事業 「新浦安駅周辺道案内板設置事業」 *7年度には旧市街地のサイン整備を行う	・うるおいのある街道景観を創出するため、裸地化した土地の樹木や乱立看板等を整理統合する。(県補助事業 H3～H7 駅周辺整備の担当課において、サイン板等の整備を行った。
浦安市	市街地開発課 計画第2係	S61 現況調査 S63 実施計画 H2 マニユアル	公共サインが景観形成の上で先導的役割を担うべきものと位置付けアザサイン等の誘導を図っていく	公共デザインガイドライン策定庁内検討委員会	公共サイン設置費補助事業	ガイドラインに則して整序された公共サインの設置について補助を行う(1/2補助)
山梨県	都市計画課 計画指導担当	公共サインガイドライン		無	無	
東京都整備部 都市計画課	都市整備部 都市計画課	マニユアル作成		無	無	
東京都中央区	企画部企画課 文化・国際交流係	デザインマニユアルの作成	平成6年度から12年度の基本計画の中で、サイン計画を行う	無	無	
東京都千代田区	土木部管理課	昭和63年案内表示板等整備方針策定 平成元年千代田区案内表示板等整備実施計画策定	昭和63年より、「わかりやすい街」の実現、「統一感のある景観」の形成、「千代田らしさ」の形成に向け調査した	無	案内板整備事業 平成元年～平成6年度	国際都市・文化都市千代田区にふさわしくまた、景観上も優れた案内表示板等の整備を行う

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
東京都世田谷区	企画部都市デザイン室	昭和61年度公共サイン整備調査 平成2年度行政施設、節名サイン、街区案内板等のデザイン策定	成果物として「やまざい3公共サインのデザイン」の冊子の発行を行っている	無	平成6年度～	平成6年度より道路付属物調査屋外広告物調査を進めながら、公共サイン計画、設置、維持管理する行政上の組織づくりと合わせて「事業別」にサインの設置を行っている。
東京都杉並区	企画部企画課	平成4～5年度マニアブルを策定	平成5年度に、CI推進本部幹事会報告書に基づき、マニアブルを作成した。	平成6年度より「杉並区公共サイン整備推進委員会」を設置	「文化・CIの推進」事業	サイン計画を杉並区区定期計画のなかでCI推進事業の一貫として位置付け、平成6年度より「文化・CIの推進」事業を実施している。事業の目的は、文化・芸術のかけこみ高まちな創造及び区民の連帯感と愛郷心を醸成し、より魅力あるまち杉並の形成を目指している。
東京都中野区	地域センター部調整課調整係	平成2年度サインマニアブル・中野区サイン計画報告書を策定	平成元年度よりサイン計画プロジェクトチームが発足し、報告書を策定し、それに基づきマニアブルを策定した。	サイン計画プロジェクト	中野区サイン整備事業	わかりやすく親しみのもてるまちづくりの観点から、区施設等への案内、誘導のためのサインを地域景観に配慮しつつ整備する。また、整備に当たっては、区内15地域センターにおいて情報収集を行い区役所内の調整課で、契約・連絡・調整を行う
東京都多摩市	都市建設部都市計画課	昭和60年度多摩市サイン計画策定 平成元年度整備計画策定	当初、昭和60年度「多摩市サイン計画」を策定し、平成元年度には、整備区域等の拡張を含めた計画の策定を行った。(多摩市全域の車道及び歩行者専用道)	多摩市サイン計画策定委員会 多摩市サイン計画推進連絡会	多摩市サイン設置工事	公共施設の位置やまちの構造を伝え、わかりやすく、親しみのもてるまちづくりに寄与するため、各種案内板の設置を行う。

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
東京都 国立市	企画部 企画係	平成3年度 国立市公共サイン計画報告書 ・公共サイン整備基本計画	公共サインの整備にあたって重複や競合していったため、統一的かつ円滑的に事業を進めるために、市内全域を対象に調査を行う。(前提として公共サインの見直し、整備計画を図る計画あり)	公共サイン検討委員会	平成4年度より 公共サイン整備事業	人にやさしいわかりやすい街の創出や美しい街並景観をつくることを目的に、平成4年度より事業を行う。
東京都 町田市	建設部 道路管理課	有	昭和62年度に公共施設の個別表示・案内・誘導サインの検討を行う	町田市公共施設等サイン計画検討委員会		施設名の表示板、総合案内板、案内標識(歩行者・自動車系)の設置を行っている。
神奈川県	土木部 道路管理課 交通安全施設班	平成2年度 ・かながわ道しるべ整備推進調査 ・毎年 ・道路標識改善計画	平成2年度に「かながわ道しるべ整備推進調査」を行い「神奈川県道路整備基本計画」を策定し、それに基づき「道路標識改善計画」を毎年策定し、標識整備を行う。調査対象地は県内全域	神奈川県道路標識整備検討委員会	交通安全施設等整備事業	「わかりやすく走りやすい」「楽しくて親しみがある」整備を行う事業主体は、土木事務所で行う
	県民部 文化室	昭和63年度 ・神奈川県庁舎サインモデルデザイン開発計画 平成5年度 ・出先庁舎サインマニュアル策定	行政に文化をという視点で、県が発信し、表現するものについで、県民に分かるための取り組み(KI(神奈川県アイデンティティ)として進めており、その具体化の一環として昭和63年度に庁舎サインのモデルデザイン開発を行った。	文化行政推進本部 (現在 文化行政推進会議)	無	

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
神奈川県 横浜市	都市計画局 都市デザイン指導部 都市デザイン室	無	今後全市に共通するサイン計画のルールづくりを検討したい			
神奈川県 鎌倉市	都市部 都市計画課 都市計画担当	平成4年度 ・鎌倉市公共サイン整備基本計画 平成5年度 ・鎌倉市公共サインマニュアル策定	平成2年度より平成3年度の2か年間にわたり実態調査を行うサインマニュアルの策定を行う調査対象地区としては、全市的に行う	鎌倉市公共サインマニュアル策定委員会	無	都市計画課がマニュアルに基づき調整を行う
神奈川県 横須賀市	企画調整部 文化振興課	昭和62年度 ・サインデザインマニュアル策定	横須賀らしい独自の個性を統一する	サイン打合せ会議 サインデザイン会議	無	文化振興課が各部の設置するサインについて指導を行う
神奈川県 藤沢市	計画建築部 都市計画課	昭和63年度 ・江の島サイン計画策定	江の島の総合的なまちづくりプラン「江の島地区整備計画」の目標である「島ぐるみ野外博物館構想」を具体化していく一環として、サイン計画に取り組み	無	江の島島内サイン整備事業	平成元年度より平成5年度までの間、道路整備区間のサイン整備をサイン計画にそって順次行った
静岡県 静岡市	市街地整備課	平成4年度 ・静岡市公共サイン計画策定	歩行者系サインを中心に、基本方針・マニュアルを定めた調査にあたっては、アンケートは市内全域で行い、現地調査は市街地中心部	無	静岡市公共サイン設置事業 (平成6年度～平成8年度)	都市の情報を的確に伝達する手段として「サイン」のニーズが高まっている。また、美しい魅力ある都市景観の創出を目指すわが市をすすめることを目的としている

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
静岡県 浜松市	都市計画部 景観育成係 発課	昭和62年度 ・現況調査 昭和63年度 ・基本計画 平成元年度 ・基本設計	市民及び来訪者を安全に分かりやすく目的地に案内・誘導し、都市景観にも配慮したサインシステムを①J R 浜松駅を拠点とした歩行者案内サイン ②東名高速道路から中心市街地へ誘導、また主要観光地へ誘導する案内サインシステムの策定	浜松市サイン計画策定連絡会	浜松市サイン計画推進事業(歩行者案内・車誘導サイン・観光案内サイン)	サイン計画に基づいた事業の推進
石川県 金沢市	都市政策部 まちをなみ対策課	平成6年度 ・整備方針、マニュアル作成 の方針の検討 平成7年度 ・マニュアル策定	景観形成の立場から屋外広告物の誘導を進めている中、本市設置のサインについての機能・景観の両面からの批判が多いためマニュアルを策定する。	公共サイン整備計画 検討プロジェクト	平成6年～平成7年度 予定	公共サイン計画からの具体的な事業はまだ行っていないが、クックドマネー啓発看板について統一的设计を検討し設置を行う。道路・公園・河川等に設置する「街をきれいにしよう」といったサインの統一的意思、色彩、ロゴ等を検討し、複数の部署にまたがる事業に統一性を果たせている
長野県 高岡市	都市整備部 都市計画課	平成3年度 ・高岡市サイン計画(基本計画) 平成5年度 ・サインマニュアル(デザイン・設計)	調査対象は、市内全域	市の関係部局において、組織を作ったが国・県の道路管理者を含んだ組織にすべきであった	サイン整備事業	歩行者系サイン 市街地において駅前から公共施設や観光施設への統一的案内するため広場や交差点にサインを設置。工事の発注については、都市計画課都市景観係で行う 車輛系サイン 市内の主要な公共施設や観光施設へ系統的に案内するため主要交差点に設置。 工事の発注は関係各課で行うが

サイ ン 計 画 調 査 内 容

都 市 名	担 当 課	調 査 (有・無)	調 査 内 容	組 織 (有・無)	事 業 (有・無)	事 業 内 容
愛知県 名古屋市	計画局 都市京観室	昭和59年度 ・サイマニユ アル策定 昭和63年度 ・サイマニユ アル作成 平成5年度 ・歩行者サイ ンマニユアル 改定 平成6年度 ・改定歩行者系 サイマニユ アルの作成	1982年に都市京観審議会の 前身である名古屋市都市京観懇 話会からの政策提言の中に、サ イン類のコントロールのあり方 について指摘を受け、調査検討 を行う。「名古屋市都市京観基 本計画」には、「サイマニユアルを 整備する」という施策を位置 づけている。調査は、市内 全域を対象としている。	都市京観審議会の中 にサイマニユアルの 会を設ける サイマニユアルの 見直し検討部会	歩行者系サイ ン設置 モデル事業	改定歩行者系サイマニユアルの設 置をモデルとして実施し、平成 7年度よりサイマニユアルに基づい たサイン整備事業に取り組む
愛知県 豊田市	都市整備部 都市京観課	平成3年度 ・公共施設サイ ン計画策定 平成4年度 ・豊田市サイ ンマニユアル策 定 ・モデル路線実 施設計 平成5年度 ・設置年次計画	平成3年度に豊田市都市計画審 議会から「公共施設のわかりや すい誘導案内」等についての答 申があり平成4年度に「豊田市 サイマニユアル」を策定する とともに、モデル路線への実施 設計を行った。平成5年度はモ デル路線への設置工事と今後の 設置年次計画を策定した。調査 は市内全域を対象としている	公共施設サイ ン設置 検討委員会	公共施設サイ ン設置 事業	「公共施設のわかりやすい誘導 案内」「既存案内サインの整理 統合による街並景観の向上」「 デザインのすぐれたサイン設置 による新しい都市景観の創出」 を目的に平成14年度まで行う

サイン計画調査内容

都 市 名	担 当 課	調 査 (有・無)	調 査 内 容	組 織 (有・無)	事 業 (有・無)	事 業 内 容
愛知県 豊橋市	都市計画部 都市計画課 都市景観係	今年度現況調査 を行う		無	無	
岐阜県 高山市	建設部 景観保全課	デザインマニ ュアル作成	市内全域を対象	有	無	
三重県 伊勢市	建設部 都市計画課	平成4年度 ・伊勢市観光・ 案内サイン基 本計画	歴史・観光資源を中心とした伊 勢市内	無	「街が語り 街がも てなす」伊勢のまち サイン整備事業(自 治省起債事業)	7月に世界祝祭博覧会のビッグ イベントの開催が予定されてお り、それにとれない伊勢市を訪 れる人々への「もてなし」と市 民の「ふるさとを愛する心の醸 成」を図るため、伝統ある歴史 観光資源、公共施設の説明や誘 導案内をするためのサイン整備 を行う。また、これによりふる さと伊勢の魅力を再発見し、伊 勢のイメージアップを図るもの である。
滋賀県 大津市	企画部 企画調整課	大津C I 大綱及 びデザインマニ ュアル	C I 事業の一环としてサイン計 画についてのマニュアルを策定 した	大津市C I 推進委員 会	サイン設置事業	わかりやすく親切なまちづくり を旨とし、① 市内主要駅の総 合案内看板の統一 ② 散策路 整備などでの誘導サインの設置 ③ 大型の定点サイン(施設名 称表示板)の設置を行っている

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
京都府	土木建築部 文化学術研究都市対策室	平成2年度 ・デザインガイドを作成	関西文化学術研究都市における統一的なサインについて検討を行いデザインガイドを作成した。整備費用については、住宅・都市整備公団及び(財)関西文化学術研究都市推進機構が負担	関西文化学術研究都市推進機構		
京都府	企画推進局 地域整備推進室	平成3年度～平成5年度 ・案内サインマニュアル、誘導サインマニュアルを策定中	京都府「緑と文化のふれあいサイン」という名称で、広域系のサイン整備を行っている。調査は、市内全域を対象としている	京都誘導サイン検討委員会	緑と文化のふれあいサイン整備推進事業	案内サインと誘導サインを関係機関と協力しながら整備して行く(企画推進局 - 関係機関も含めた計画調整 商工部 - 関係する市町村補助 土木建築部 - 主として道路施設としての整備)
京都府	都市計画局 都市景観課 都市景観課 屋外広告物係		国又は地方公共団体及び公共的団体が、公共的目的をもって表示するサインについては、事前協議を行わせ、本市の指導にしたがって掲出するよう指導している。 ● 広告物の色彩の使用法、素材、意匠、形態等について明示的に示す「ガイドライン」を作成し、広告主の自主規制を促す予定であるが、公共サインに係る事前のデザイン指導等が制度化されていないため、今後の検討課題である。			

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
京都府 宇治市	文化観光課	緑と文化のふれあいサイン計画	京都府が策定	無	歴史街道案内サイン整備事業	歴史街道事業(源氏物語のまちづくり)を念頭に置き、歩行者(特に散策者)を対象に平成3年度より整備を行う。
奈良県 橿原市	都市整備部 都市計画課	今井町歴史的地区環境整備街路区画調査事業	今井町歴史的地区環境整備街路事業調査を国庫補助で行った	今井町歴史的地区環境整備街路事業調査委員会	今井町歴史的地区環境整備街路整備事業	地区のイメージに合わせた表示を自然石(御影石)を利用して設置
大阪府 大阪市	計画局 計画部 地域計画課	・梅田ターミナル地域共通サインシステム策定 ・大阪の道しるべマニユアル策定		梅田ターミナル地区施設検討連絡会		梅田ターミナル地域共通サイン整備については、委員会を組織している管理者で行っている大阪の道しるべ整備事業については、建設局で行っている
兵庫県 芦屋市	建設部 道路課	平成4年度 ・芦屋市サイン計画策定	良好な都市景観形成施設の延長線上で、町を構成するための必要を情報伝達の手段としての調査を行う。今回は、車輦系、歩行者系の誘導・案内サインのみで関連サインについては提案までとし、担当部署において策定する。	芦屋市サイン計画検討会	サイン整備工事	年次計画で事業を行う

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
兵庫県 尼崎市	都市局 計画部 都市美担当	昭和61年度 ・尼崎市美形成 デザイン指針1 昭和62年度 ・尼崎市美形成 デザイン指針2	市内全域を対象に案内板をして いく	都市デザインチーム 委員会	サイン整備事業	尼崎市都市美形成基本計画(S 60年度策定)に基づき、都市 を構成する要素であるサインに ついて、S61年度に策定した 「都市美誘導のための景観ガイ ドライン」を受けて、都市美の 視点から分かつたりやすいま ちづくりの環境として、公共 施設整備と合わせてサイン整 備を行う
兵庫県 神戸市	都市計画局 計画部 アーバンデザイン室	平成3年度 ・現況調査及び 歩行者系サイ ン整備基本計 画策定 平成4年度 ・歩行者系案内 標識、サイン 整備の基本指 針を策定	平成3年度より、アーバンリ ンゾ ートフェアに向けて個々のバラ バラなサインを整理し、より分 かりやすいサインを整備するた め、歩行者系サイン整備の基本 計画を策定し平成4年度には、 基本指針を策定した。	庁内関係課長で構成 する検討委員会		
兵庫県 宝塚市	環境・経済部 観光課 道路部 道路管理課	昭和61年度 ・宝塚観光C I サイン、実施 デザインマニ ュアル策定 道路愛称デザ イン策定	昭和61年度に運輸省から「国 際観光モデル地区」に指定され たのを機に、観光宝塚のロゴを C I事業の環境として策定 道路愛称のデザインについて、 報告書を策定	無	街かどサイン(観光 案内標識等)設置事 業 道路愛称標識設置事 業	外国人が一人歩き出来る街づく りを目指し、英文入りのサイ ンを設置している。 道路に対する愛護意識の高揚と 市民生活の利便性を図るととも に、親しみと潤いのある街づく りを推進していくことを目的と して道路愛称標識を設置してい る

サイイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
高知県 安芸市	企画財政課	平成7年度	ホープ計画において、広告物等設置マニュアルを検討		平成6年度より	
岡山県	土木部 都市局 都市計画課	平成2年度 案内標識(観光地)整備マニュアル	国及び県が管理する道路の案内標識のうち、観光地を案内する著名地点標識について、案内すべき観光地並びにビクトロサインを定めた案内標識(観光地)整備マニュアルを策定した。調査は、県下全域を対象	標識適正化委員会	観光案内標識整備事業 岡山市町村観光施設整備補助事業	観光地への案内標識を計画的に整備して、観光客のスムーズな誘導を図り、その周遊性を高めることを目的とする。 観光案内標識を設置する市町村に対し
倉敷市	建設局 都市開発部 都市計画課	平成5年度～ 平成6年度 基本計画 マニュアル	歩行者系サイン、観光サイン等各部署で別々に設置しているサインを、デザイン、設置場所、表示内容の統一を図る 基本計画は、児島・玉島・水島地区歩行者サインと車輪系サインを行う。また、実施設計は、倉敷駅周辺・倉敷駅から美観地区までの歩道、美観地区内を行う予定	倉敷市公共サイン基本計画作成ワーキンググループ	平成7年度～平成8年度を予定	

サイ ン 計 画 調 査 内 容

都 市 名	担 当 課	調 査 (有・無)	調 査 内 容	組 織 (有・無)	事 業 (有・無)	事 業 内 容
広 島 県 広 島 市	都 市 整 備 局 都 市 計 画 部 都 市 ア ザ イ ン 室	昭 和 6 1 年 ・ 広 島 市 総 合 サ イ ン 計 画 策 定 昭 和 6 1 年 ・ サ イ ン ア ザ イ ン マ ニ ュ ア ル 策 定 昭 和 6 2 年 度 ・ サ イ ン マ ニ ュ ア ル 改 定 昭 和 6 3 年 度 ・ 広 島 市 観 光 サ イ ン 計 画 策 定	昭 和 6 1 年 度 「 広 島 市 総 合 サ イ ン 計 画 」 を 策 定 し そ の 計 画 を 受 け、公 共 レ ー ン の 整 備 を 行 う た め、昭 和 6 3 年 度 に 「 広 島 市 観 光 サ イ ン 計 画 」 を 策 定。調 査 は、市 内 全 域 を 対 象 と し て い る。	無	個 別 事 業	・ 観 光 来 訪 者 や 外 国 人 へ の ホ ス ピ タ リ テ ィ ー の 向 上 を 図 る た め 「 観 光 案 内 サ イ ン 」 を 整 備 し て い る ・ 市 民 の 歩 行 活 動 の 円 滑 化 を 図 り、都 市 美 ・ 都 市 イ メ ー ジ を 向 上 す る た め に、公 共 空 間 や 公 共 施 設 内 の サ イ ン に つ い て、マ ニ ュ ア ル に 基 づ き、文 字 体 ・ ピ ク ト 等 を 統 一 す る よ う 指 導 し て い る。
広 島 県 竹 原 市	建 設 部 都 市 整 備 課 都 市 計 画 係				観 光 案 内 表 示 板 設 置 事 業	
島 根 県 出 雲 市	建 設 部 建 築 課	平 成 5 年 度 ・ 出 雲 市 サ イ ン 整 備 計 画 及 び 公 共 屋 外 サ イ ン 整 備 基 準 策 定	平 成 5 年 度 総 合 的 な サ イ ン 整 備 の 基 本 シ ス テ ム と し て、「出 雲 市 サ イ ン 整 備 計 画」を 策 定 し て 、 関 係 機 関 に 説 明 を 行 う	無	無	
島 根 県 松 江 市	都 市 整 備 部 都 市 計 画 課	昭 和 5 6 年 度 サ イ ン 計 画 策 定	国 体 に 向 け て、手 書 き に よ る サ イ ン 計 画 を 策 定	不 明		駅 前 に バ ス ル ー ト の 案 内 板 と バ ス の 上 屋 な ど を 設 置 し た。但 し 今 と な っ て は 不 評 で あ り、バ ス 会 社 等 か ら 作 り 直 し を 要 望 さ れ て い る。

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
山口県 山口市	企画財政部 企画調整課	平成4年度 計画書及びマニ ュアル作成	平成4年度に「やまぐち都市サ イン計画」を策定。住民・来訪 者に分かりやすいまちづくりを 進めている。歩行者系8種と車 輛系3種を策定	やまぐち都市サイ ン 検討委員会	都市サイ ン設置事業	観光サインを中心に計画都に基 づき設置している。
福岡県 福岡市	都市整備局 都市景観室	福岡市都市サ イン整備基 本計画 ・福岡市公共サ インマニ ュアル ・福岡市公共サ イン標準仕 様集 ・福岡市都市サ イン整備実 施計画	昭和62、63年度に、アジア 太平洋博覧会を契機として、都 心部を中心に41基の歩行者系 サインを設置。平成5年度、自 動車系と歩行者系のサインを全 市的に整備していくために「福 岡市都市サイ ン整備基本計画」 を策定	無	都市サイ ン整備事業	分かりやすく親切なまちづくり 、魅力的な道路空間づくり、国 内の公共施設を案内する自 動車系と歩行者系の都市サイ ンを整備する。尚、基本計画策 定時に、特に財政上の問題か ら平成7年度に開催するユニバ ースアーード福岡大会までの事業 化が認められたもので、平成7 年度まではユニバーシアード競 技会場と関連整備を行う予定 土木局道路計画課において作 成する実施計画に基づき、各区 役所土木農林課でサインを設 置し、各区役所維持課で維持・管 理を行う。
福岡市 柳川市	経済部 商工観光課	平成3年度 現状調査及び基 本計画及び全 体計画作成	市民及び来訪者が円滑に心地よ く行動でき、また柳川のイメー ジを活性化し魅力的な景観を形 成するため調査を行った。	柳川市サイ ン計画策 定委員会	柳川市水 辺のコミュ ニティサイ ン事業	水辺にマッチしたサインを整備 して、堀割沿いのイメージア ップと京観向上を図るため

サイン計画調査内容

都市名	担当課	調査(有・無)	調査内容	組織(有・無)	事業(有・無)	事業内容
福岡県 太宰府市	総務部 企画課 企画調整係	平成3年度 ・「まほろばの 里景観整備計 画」策定	市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまほろば」を実現するたために「まほろばの里景観」を行い、「まほろばの里景観整備計画」を策定した	まほろばの里推進協議会	行政区案内板設置事業	市内の行政区区域を市民にとっ分かりやすいものにするために、行政区ごとに案内板を設置している。また、国際化の進む今日の社会において住居表示板に英語ハングル文字を入れて、海外からの観光客にとっても分かりやすいものになっている。
佐賀県	土木部 都市計画課 公園緑地係	現在策定中		無	無	
佐賀県 佐賀市	建設部 都市計画課	平成元年度 ・佐賀市公共サインマニュアル策定 ・設計図集策定	今まで道路、公園等事業毎に案内板(サイン)を設置していたが、形状等がバラバラであったことを統一するため平成元年度に市政100周年記念事業としてサインを数種のタイプ別に分け、公共サインをマニュアル化した。	無	佐賀市公共サイン設置事業	今までの案内板(サイン)をタイプ別に統一し、歩行者・自動車から識別しやすい親しみやすいものにしていくことを目的として、佐賀駅から延びるシンボルロードや城内地区に効果的な場所を選定して事業を行っている。
佐賀県 唐津市	商工観光部 公園緑地課	平成3年度 ・唐津市サイン(道しるべ)整備計画策定	平成3年度に景観の向上、美化という視点から市全体のサインについて現況調査を行い基本計画・マニュアル策定。	市役所内に研究グループを組織	唐津サイン(道しるべ)整備事業	これまで案内板等が少なく、訪れる人に不親切といった声が多かった。そのため、唐津を訪れる人、市民に温かく優しく分かりやすいサイン整備を行う。また、単なる案内の目的だけでなく、美しい街づくりに役立っている。

サイン計画調査内容

都 市 名	担 当 課	調 査 (有・無)	調 査 内 容	組 織 (有・無)	事 業 (有・無)	事 業 内 容
佐賀県 有田町	企画商工課	平成4～5年度 ・屋外広告物全 校の基本計画 平成6年度 ・サイン整備基 本計画策定予 定	屋外広告物全般の基本計画（観光案内サイン・文化財案内サイン・施設案内サインの仕様、システムのほか、商業広告物の都市景観形成への提言）を策定している。平成6年度に、サイン計画に基づいて、整備計画を策定予定	サイン研究会	平成7年度から平成10年度に行う	
熊本県	土木部 景観整備課	平成2年度 ・公共サイン等 指針策定事業 調査	県内の公共サインについて調査検討を行い、公共サイン整備のマニュアルとなる公共サインのガイドラインを策定	無	各市町村において事業を行う	無
熊本県 八代市	企画開発部 企画調整課 きっかう調整係	平成4年度 ・景観形成基本 方針策定 平成5年度 ・景観形成重要 地区整備計画 策定	個性豊かで、うるおいたりやすらぎのある都市環境を創造するために、調査を行う	八代市景観形成検討委員会	平成7年度事業予定	
熊本県 人吉市	経済部 観光振興課	平成3年度 ・広域サイン計 画を策定	県及び広域行政組合、市町村が合同で、広域サイン計画を策定している。調査は人吉・球磨郡全域を対象としている	サイン検討委員会（広域行政組合事務局内）	人吉球磨サイン整備事業	人吉球磨地域において、骨格軸となっている国道219号221号445号446号をメイン観光ルートと位置づけ、県設置のサインと広域行政組合並び各市町村設置のサインの連結を強め、システムの的かつ効果的な観光客の誘導を目的としている

2. 長崎市都市サイン推進協議会、幹事会まとめ

長崎市都市サイン推進協議会

長崎市都市サイン基本計画の策定にあたっては、長崎市都市景観室が事務局となった「長崎市都市サイン推進協議会」を関係機関、団体で組織し、幅広い範囲での意見交換、討議を行い、関係者の相互理解に基づく計画、立案を図ってきた。

(仮称)長崎市都市サイン推進協議会規約(案)

(設置)

第1条 長崎市における都市サインの調整、整合を図るため、(仮称)長崎市都市サイン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) サイン計画を推進するためのマニュアル策定
- (2) サイン計画の推進にあたり、関係機関相互の連絡調整
- (3) その他、サイン計画推進のための、重要な事項

(組織)

第3条 協議会に、会長及び委員を置く。

- 2 会長は、長崎市都市景観対策室長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長の命を受け、必要な事項について検討する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を長崎市都市景観対策室に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

■ 第 1 回

平成5年9月14日（火） 於：長崎グランドホテル

（検討項目）

1. 協議会に伴う規約の検討
2. 都市サイン整備方針の検討

長崎市都市サイン推進協議会委員

建設省 九州地方建設局長崎工事事務所道路管理第一課長

建設省 九州地方建設局長崎工事事務所道路管理第二課長

建設省 長崎営繕工事事務所総務課長

長崎県 企画部企画課長

長崎県 経済部観光課長

長崎県 土木部都市計画課長

長崎県 土木部道路維持課長

長崎県 教育委員会文化課長

長崎県 長崎土木事務所管理課長

長崎県 長崎土木事務所都市計画課長

長崎県 長崎土木事務所道路維持課長

長崎県警察本部交通規制課長

日本道路公団福岡管理局諫早管理事務所長

ライオンズクラブ 事務局長

ロータリークラブ 会長

長崎市企画部総合企画室主幹

長崎市商工観光部観光課長

長崎市土木部道路管理課長

長崎市土木部道路維持課長

長崎市都市計画部都市計画課長

長崎市都市計画部交通対策課長

長崎市教育委員会文化財課長

（事務局）

長崎市都市開発部都市景観課

（株）アーバンデザインコンサルタント

長崎市都市サイン推進協議会 幹事会

- 平成5年12月 8日 第1回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・協議会規約の承認
 - ・都市サイン計画の考え方について
 - ・誘導案内、情報発信システムについて

- 平成6年 1月19日 第2回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・デザインシステムについて

- 平成6年 2月18日 第3回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・デザインの検討
 - ・表現化への手順の検討
 - ・モデルプランの検討

- 平成6年 3月18日 第4回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・報告書の検討
 - ・現地でのシミュレーション

- 平成6年11月30日 第5回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・平成6年度の事業計画について（自動車系サイン）

- 平成7年 1月24日 第6回長崎市都市サイン推進協議会幹事会
 - ・平成6年度自動車系サインの設置位置について
 - ・英語表記の変更について
 - ・エリア表記の位置づけについて

長崎市都市サイン幹事会メンバー

建設省	九州地方建設局長崎工事事務所道路管理第1課	占用係長
建設省	九州地方建設局長崎工事事務所道路管理第2課	交通対策係長
長崎県	企画部企画課	文化推進室長
長崎県	経済部観光課	課長補佐
長崎県	土木部道路維持課	維持補修係長
長崎県	長崎土木事務所道路維持課	舗装係長
長崎県警察本部	交通規制課	施設係長
ライオンズクラブ	事務局	局長
ロータリークラブ	環境保全委員会	委員長
長崎市企画部	総合企画室	主幹
長崎市商工観光部	観光課	企画開発係長
長崎市土木部	道路維持課	整備係長
長崎市都市計画部	交通対策課	企画係長
長崎市教育委員会	文化財課	文化財係長

〈事務局〉

長崎市都市開発部都市景観課

(株) アーバンデザインコンサルタント